

第6次一般廃棄物処理基本計画

平成28年3月

泉北環境整備施設組合

目 次

第1章 一般廃棄物処理基本計画	1
第1節 一般廃棄物処理基本計画策定の趣旨	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置づけ及び諸計画との関係	2
3. 計画範囲・期間・構成	3
第2章 ごみ処理基本計画	4
第1節 ごみ処理事業の概況	4
1. 現状ごみ処理システム	4
2. ごみ処理の実績	14
3. ごみ処理行政の動向	22
4. ごみ処理の評価	29
5. ごみ処理の課題	32
第2節 ごみ処理の基本方針	38
1. 計画の基本的な考え方	38
2. 基本理念	39
3. ごみ処理の基本的な方向性	40
4. ごみ排出の数値目標	42
第3節 計画収集人口・ごみ量の将来予測	43
1. 計画収集人口の将来予測	43
2. 現状推移によるごみ量の将来予測	44
3. 組合市設定のごみ減量化目標を達成した場合のごみ量の将来予測	48
第4節 ごみ処理の基本施策	51
1. ごみの発生・排出抑制、分別排出のための施策	51
2. ごみの適正処理のための施策	57
3. 計画の推進、進行管理のための施策	63
第4章 生活排水処理基本計画	69
第1節 生活排水処理事業の概況	69
1. 現状生活排水処理システム	69

2. 生活排水処理の実績	72
3. 生活排水処理の課題	75
第2節 生活排水処理の基本方針	76
1. 計画の基本的な考え方	76
2. 生活排水の数値目標	76
第3節 処理形態別人口・し尿等発生量の将来予測	77
1. 生活排水処理形態別人口の将来予測	77
2. し尿・浄化槽汚泥発生量の将来予測	78
第4節 生活排水処理の基本施策	79
1. 自然環境への負荷の低減	79
2. し尿・浄化槽汚泥の適正かつ効率的な処理	80
3. 緊急時の生活排水処理対策	81

資料編

第1章 一般廃棄物処理基本計画

第1節 一般廃棄物処理基本計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景

従来の大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、ごみ問題だけでなく天然資源の枯渇への懸念や、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題等にも密接に関係しており、このような社会構造を見直し、天然資源の消費抑制と環境負荷の低減を目指した循環型社会の形成が求められている。

ごみの排出を抑制し、次に再使用、再生利用、熱回収の順に循環的な利用を積極的に行い、こうした排出抑制及び循環的利用を徹底した上で、最終的に残るものについては、適正な処分を確保することが基本となる。

国は、「環境基本法」や「循環型社会形成推進基本法」の制定をはじめ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）の改正や「容器包装に係る分別収集及び再商品化の推進等に関する法律」（以下、「容器包装リサイクル法」という。）等に代表される各種リサイクル関係法令の整備を行うとともに、「循環型社会形成推進基本計画」（以下、「循環基本計画」という。）や「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下、「国の基本方針」という。）を策定し、循環型社会の形成に取り組んできた。

泉北環境整備施設組合（以下、「本組合」という。）では、平成2年に「一般廃棄物処理基本計画」を策定したが、当時の好景気に伴い増え続けるごみに対し、これまでに泉大津市、和泉市、高石市（以下、「組合市」という。）と本組合が連携し数次の基本計画の見直しを図り、徹底したごみの分別、減量及び3Rの推進に取り組むとともに、組合市では平成22年度に泉大津市が、平成25年度には高石市が、平成27年度には和泉市が家庭系可燃ごみ収集の有料化等（高石市は一部従量制）を実施したことにより、ごみの最終処分量は、着実に減少してきているが、さらに組合市と本組合が連携を密にした効率的で効果的な施策の実施が求められている。

また、生活の身近にある水は、様々な役割があるとともに、自然環境の中の重要な要素のひとつである。より良い水環境を保全していくための生活排水処理の取り組みとして、組合市では下水道処理施設や合併処理浄化槽の整備を進めているところである。

本組合では、平成22年12月に「第5次一般廃棄物処理基本計画」（以下、「前計画」という。）を策定してから5年が経過し、その間、東日本大震災の発生に伴う災害対策の強化や更なる地球温暖化対策の強化が求められており、本組合においても平成28年4月の供用開始を目指した資源化センターの整備や、平成28年度から忠岡町のし尿・浄化槽汚泥を受入れること等々の状況を踏まえ、今後の一般廃棄物処理システムについて検討するとともに、持続可能な循環型社会を形成するための取り組みをさらに充実するために、新たに「第6次一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定した。

2. 計画の位置づけ及び諸計画との関係

計画の位置づけ及び諸計画との関係を図 1-1-1 に示す。

本計画は、「循環型社会形成推進基本法」や「廃棄物処理法」等の関係法令に基づき策定するものであるが、組合市の上位計画である「総合計画」や「環境基本計画」（泉大津市・和泉市）に定められている一般廃棄物の処理に係る基本的な事項を具体化させるための施策を示すものであり、本組合の一般廃棄物処理に関する計画である。

本計画のうち、「ごみ処理基本計画」は、本組合が長期的かつ総合的な視点に立って計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針であり、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでのごみの適正な処理を進めるための基本方針を定めるものである。

また、「生活排水処理基本計画」は、本組合が長期的かつ総合的な視点に立って計画的に生活排水処理対策を行うため、計画目標年度における計画処理区域内の生活排水処理を実施する過程で発生する汚泥の処理方法等の生活排水処理に係る基本方針を定めるものである。

さらに、本計画の策定に当たっては、国・大阪府が定める指針、基本方針・各種関係計画等に配慮するとともに、組合市が策定する一般廃棄物処理基本計画や関連計画等との整合を図るものとする。

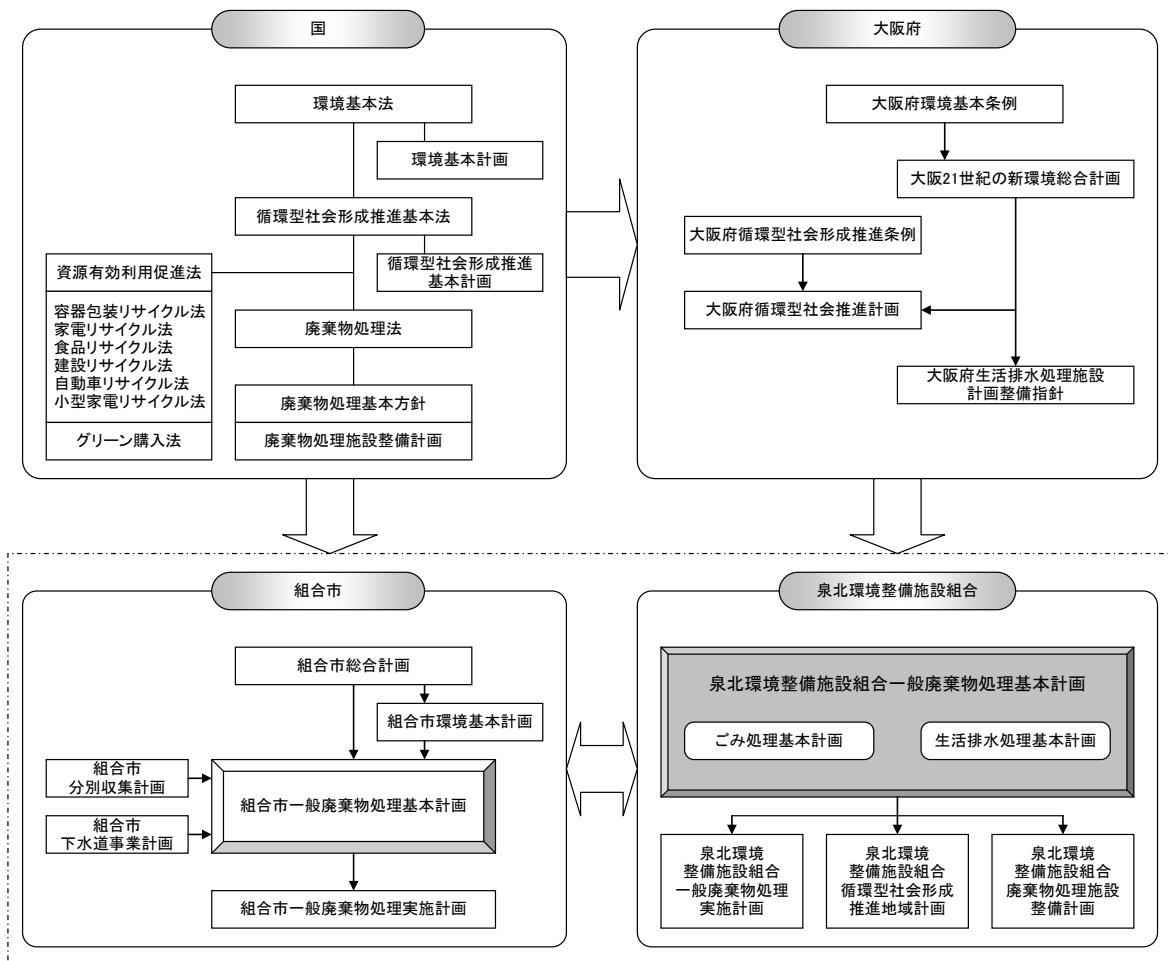


図 1-1-1 計画の位置づけ及び諸計画との関係

3. 計画範囲・期間・構成

(1) 計画範囲

本計画の範囲は、組合市行政区域全域とし、各組合市で発生する一般廃棄物（ごみ・生活排水）を対象とする。なお、生活排水には、し尿・浄化槽汚泥を含むものとする。

(2) 計画期間

本計画の目標年度は、「ごみ処理基本計画策定指針」及び「生活排水処理基本計画策定指針」により、今後 10～15 年先において、概ね 5 年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うものである。

本計画は、平成 26 年度を基準年度とし、平成 28 年度を初年度として 15 年後の平成 42 年度を計画目標年度とする。

(3) 計画の構成

本計画の構成を図 1-1-2 に示す。

本計画は、ごみ処理に関する部門（ごみ処理基本計画）と生活排水処理に関する部門（生活排水処理基本計画）で構成する。

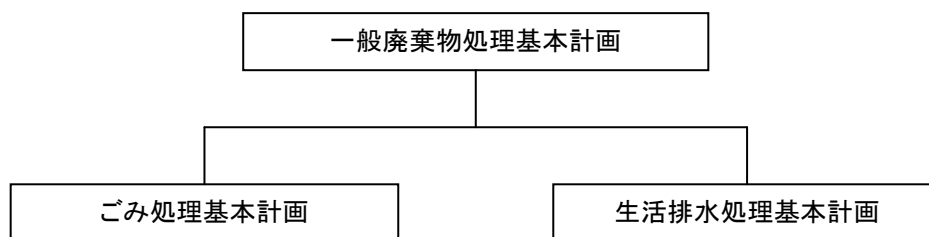


図 1-1-2 本計画の構成

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理事業の概況

1. 現状ごみ処理システム

(1) 現状ごみ処理システムフロー

現状の分別区分及び処理主体を表 2-1-1 に、現状ごみ処理システムフローを図 2-1-1 に示す。

家庭系の可燃ごみ、資源ごみ及び粗大ごみは組合市により収集・運搬し、可燃ごみは本組合のごみ焼却施設において焼却処理し、資源ごみは資源ごみ小型選別処理施設、粗大ごみは粗大ごみ処理施設において資源物の回収を行っている。

また、焼却残渣及びガレキは、松尾寺山最終処分場及び大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖・大阪沖処分場で適正な埋立処分を行っている。

表 2-1-1 現状の分別区分及び処理主体（平成 26 年度）

分別区分		泉大津市	和泉市	高石市	
可燃ごみ		組合	組合	組合	
粗大ごみ		組合	組合	組合	
資源ごみ	缶類	組合	組合	組合	
	ビン類	組合	組合	組合	
	乾電池	組合	組合	組合	
	せともの・ガラス類	組合	組合	組合	
	蛍光灯(破損)	組合	組合	組合	
	蛍光灯(未破損)	組合	組合	組合	
	ペットボトル	組合	組合	組合	
	食品トレイ	市	市	組合	
	プラスチック製容器包装	—	市(プラスチックボトル等)	—	
	古紙類	新聞	組合	組合	—
		雑誌	組合	組合	—
		段ボール	組合	組合	—
		飲料用紙パック	組合	組合	—
		雑紙	組合	組合	—
	古布類	—	市	—	

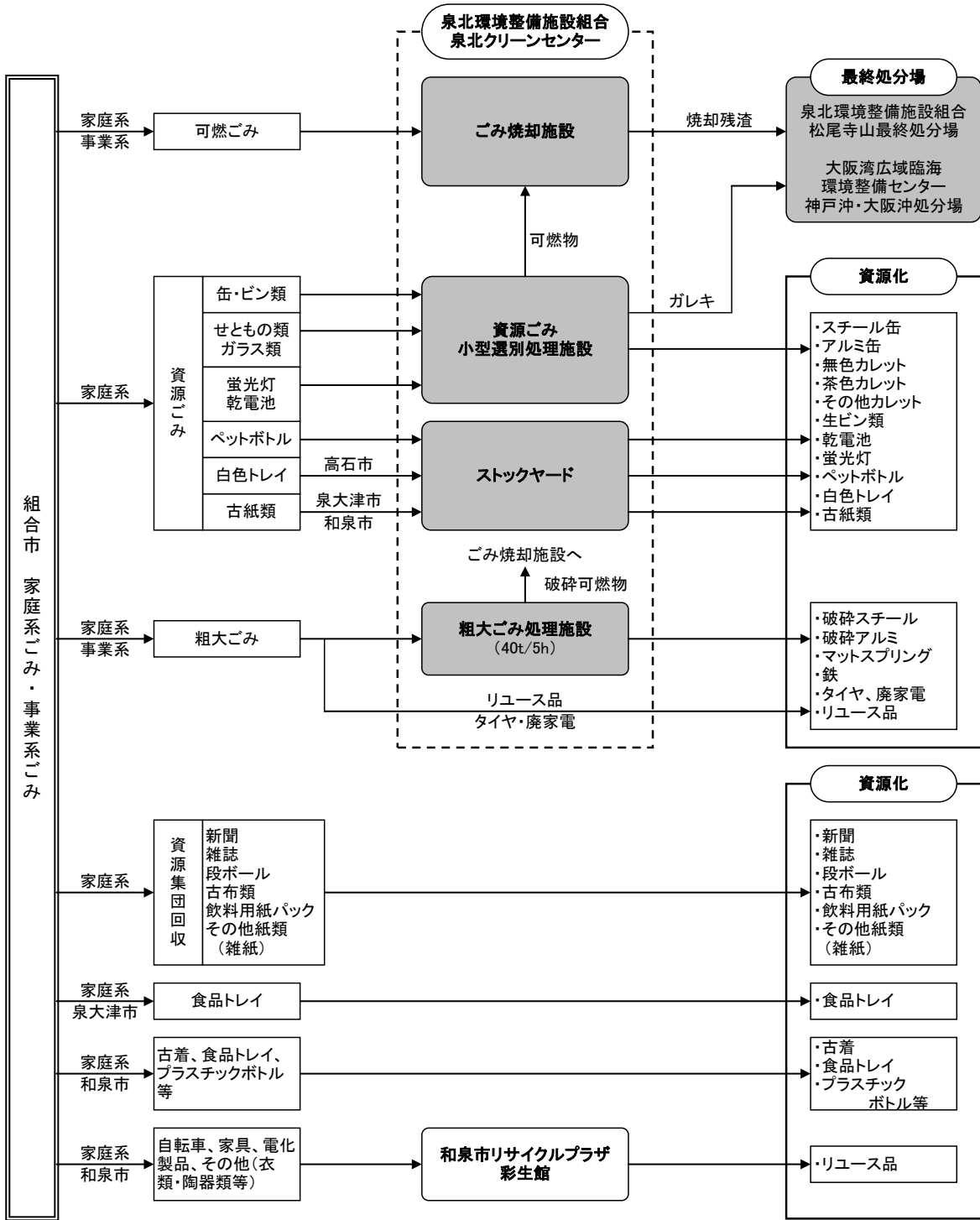


図 2-1-1 現状ごみ処理システムフロー (平成 26 年度)

(2) ごみ減量化・資源化システム

① 本組合における発生・排出抑制の取り組み

a. ごみ処分の有料化

本組合では、平成 20 年 12 月に「泉北環境整備施設組合ごみ処分手数料に関する条例」の全部を改正し、組合市の収集運搬許可業者が収集する事業系一般廃棄物（可燃ごみ）については、平成 21 年 7 月 1 日から有料指定ごみ袋（450 袋：70 円/枚、700 袋：100 円/枚）による排出を義務づけている。

また、排出者自らが搬入する直接搬入ごみは、10kg につき 150 円で処分しており、臨時の一般廃棄物（収集運搬許可業者搬入ごみ）については、2t 車 1 台につき 7,500 円（2t 車 1 台に満たない場合は査定額）の処分手数料を徴収している。

b. リユース事業

本組合では、平成 26 年度から搬入された粗大ごみの中からまだ使える家具等をリユース品として再生し、市民に無料提供している。

また、平成 27 年 4 月には泉北クリーンセンター内に「泉北リユース館」を開設し、リユース品の展示等のリユース事業に取り組んでおり、平成 26 年度は 1.01t、平成 27 年度は 1.18t のリユース品の提供を行った。

c. 啓発活動等

本組合では、泉北クリーンセンター施設見学、泉北環境クリーンフェスティバル及び広報紙「泉北クリーンセンターだより」等において、ごみの減量化・リサイクルの取り組みへの啓発を行っているとともに、地域貢献の一環として泉北クリーンセンター周辺道路を対象に職員のボランティア清掃活動を実施している。

表 2-1-2 本組合における啓発活動等

泉北クリーンセンター施設見学	泉北クリーンセンターでは、3名以上のグループ(団体)での施設見学を受け付けており、所要時間は1時間 30 分程度で、内容はビデオ・資料による施設の説明と見学コースによる施設案内であり、ごみの焼却処理の流れを体感できる体験コーナー等がある。
泉北環境クリーンフェスティバル	泉北クリーンセンターにおいて、毎年、泉北環境クリーンフェスティバルを開催し、フリーマーケットや再生品の展示販売、リユース品の無料提供、各団体によるリサイクル品の販売などの催しを行っている。 平成 27 年度:11 月 15 日開催、来場者数約 2,000 人
泉北クリーンセンターだより	泉北クリーンセンター広報紙を、平成 27 年 10 月 25 日に創刊し、本組合事業や環境問題等についての情報発信を行っている。
環境シンポジウム	市民に対してごみ問題等への意識の高揚を図るため、本組合の主催による環境シンポジウム「ごみのさらなる減量・資源化の推進に向けて！」を開催している。 開催日:平成 27 年1月 30 日、来場者数 161 名
組合清掃活動	地域環境を守る活動の一環として、施設周辺道路の清掃活動に取り組んでいる。 平成 27 年度:11 月8日実施、回収量 160kg

② 組合市における発生・排出抑制の取り組み

a. 家庭系ごみ収集の有料化

組合市における家庭系ごみ収集の有料化の状況を表 2-1-3 に示す。

泉大津市では平成 22 年 12 月 1 日から、高石市では平成 25 年 4 月 1 日から、和泉市では平成 27 年 10 月 1 日から家庭系可燃ごみ収集の有料化等（高石市は一部従量制）を実施しており、粗大ごみについても従来から申込制による有料収集を行っている。

表 2-1-3 組合市における家庭系ごみ収集の有料化の状況

区分	泉大津市	和泉市	高石市
可燃ごみ	開始時期:平成22年12月1日 <有料指定袋> ・7.5ℓ袋:7.5円/枚(H27.10.1~) ・15ℓ袋:15円/枚 ・30ℓ袋:30円/枚 ・45ℓ袋:45円/枚 ※紙おむつ、スチーム用装具は無料(透明又は半透明袋)	開始時期:平成27年10月1日 <有料指定袋> ・5ℓ袋:5円/枚 ・10ℓ袋:10円/枚 ・20ℓ袋:20円/枚 ・45ℓ袋:45円/枚 ※乳幼児は10枚/月・人、要介護者は20枚/月・人を給付	開始時期:平成25年4月1日 <ごみ処理券(シール:15ℓ券)> ・15ℓ袋以下:1枚貼付 ・30ℓ袋:2枚貼付 ・45ℓ袋(最大):3枚貼付 世帯構成人数に応じて無料処理券を配付(1年分)。不足分は有料処理券(10枚1組300円(1枚30円))を購入。 ※紙おむつ、スチーム用装具は無料(処理券不要)
	粗大ごみ	開始時期:平成16年4月1日 <粗大ごみ収集券(500円/枚)> ・3辺の長さの合計3m以内:1枚 ・3辺の長さの合計3m超え:2枚 ※小型のものは45ℓ袋(収集券1枚) ※収集個数:6点/回まで	開始時期:平成17年10月1日 <粗大ごみ処理券(300円/枚)> ・品目によって300円~1,500円 ※小型のものは45ℓ袋(処理券1枚) ※収集個数:6点/回まで

資料:組合市資料

b. 資源集団回収事業

組合市における資源集団回収助成金（奨励金）交付制度を表 2-1-4 に、回収実績を表 2-1-5 に示す。

組合市では、ごみの減量化と資源の有効利用を図るため、市民団体や地域団体等が実施する古紙類等の資源集団回収活動に対して助成金（奨励金）を交付している。

表 2-1-4 組合市の資源集団回収助成金（奨励金）交付制度

区分	泉大津市	和泉市	高石市
交付制度	有価物集団回収助成金交付制度	再資源化事業推進奨励金制度	有価物集団回収奨励金交付制度
開始時期	平成3年6月	平成4年6月	平成4年4月
対象品目	新聞、雑誌(雑紙を含む)、段ボール、古布、紙パック	新聞、雑誌・書籍類、段ボール、飲料用紙パック、その他紙類、古布類	新聞、雑誌、段ボール、古布、牛乳パック、その他雑紙
助成金奨励金	平成22年度まで:5円/kg 平成23年度から:7円/kg 回収参加金:20t以上15,000円、 20t未満9,000円	平成27年2月まで:5円/kg 平成27年3月から:6円/kg (平成28年12月まで:7円/kg) 実施回数による奨励金(1千円/月) は、平成27年3月から廃止	4円/kg

資料:組合市資料

表 2-1-5 資源集団回収実績（組合市）

項目	年度	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
回収量 (t/年)	新聞	7,479.87	7,108.26	6,765.31	6,494.62	6,286.85
	雑誌	1,924.87	1,913.80	1,881.89	1,965.75	1,975.90
	段ボール	1,776.71	1,716.30	1,662.73	1,610.12	1,545.44
	古布	511.68	588.66	556.23	578.26	516.45
	紙パック	16.13	13.83	21.29	20.15	16.23
	その他雑紙	7.68	18.52	30.45	54.70	43.28
	合計	11,716.93	11,359.38	10,917.90	10,723.60	10,384.14
実施・登録団体数(団体)	326	331	333	336	337	

注) 泉大津市の雑誌には雑紙を含む。その他雑紙は和泉市と高石市。資料: 組合市データ
四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない箇所がある。

c. 家庭用生ごみ処理機等の購入補助事業

組合市における家庭用生ごみ処理機等の購入補助事業を表 2-1-6 に示す。

組合市では、一般家庭から排出される生ごみの減量化及び資源化を促進するため、生ごみ処理機や生ごみ堆肥化容器等の購入補助金を交付している。

表 2-1-6 組合市の家庭用生ごみ処理機等の購入補助事業

区分	泉大津市	和泉市	高石市
対象機器	①: 電動式生ごみ処理機 ②: 生ごみ堆肥化容器(コンポスト)	①: 生ごみ堆肥化容器(コンポスト) ②: EMIぼかし生ごみ堆肥化容器 ③: 電動式生ごみ処理機	①: 電動式生ごみ処理機 ②: 生ごみ堆肥化容器 (コンポスト容器、EMIぼかし容器等)
開始時期	①: 平成18年度 ②: 平成23年度	①: 平成5年度 ②: 平成13年度 ③: 平成27年度	①②: 平成26年度
補助率 (限度額)	①: 平成22年度まで1/2(25,000円) 平成23年度から2/3(40,000円) ②: 1/2(20,000円/世帯)	①: 平成26年度まで1/2(3,000円) 平成27年度から3/4(5,000円) ②: 平成26年度まで2/3(2,000円) 平成27年度から3/4(2,000円) ③: 2/3(40,000円)	①: 1/2(20,000円) ②: 1/2(3,000円)
補助基数	①: 1基/世帯まで 平成26年度末 累計308基 ②: 平成26年度末 累計10基	①: 2基/世帯まで 平成26年度末 累計1,364基 ②: 2基/世帯まで 平成26年度末 累計56基 ③: 1基/世帯まで	①: 1基/世帯まで ②: 2基/世帯まで ①②: 平成26年度末 累計12基

注) 補助率は購入金額(消費税等含む)に対する率、限度額は1基当たり。

資料: 組合市資料

d. その他発生・排出抑制の取り組み

組合市における発生・排出抑制の取り組みを表 2-1-7 に示す。

表 2-1-7 組合市のその他発生・排出抑制の取り組み

<p>泉大津市</p>	<p>○エコショップ制度(平成 26 年度時点のエコショップ宣言店:22 店) ○レジ袋削減推進事業※(平成 26 年度の協力店舗:37 店舗) ○エコクッキング事業※(生ごみの出ない料理教室) ○給食生ごみ堆肥化事業※(各小学校・幼稚園で肥料として利用) ○落葉堆肥化事業※(市内幼稚園、小中学校、公共施設において堆肥化) ○4R推進事業【エコバスツアー】※(小中学生を対象に環境学習) ○不用物品の斡旋(市ホームページ、市約所内掲示板で紹介) ○ごみの分別排出の徹底化対策(注意シールの貼付、ごみの展開調査) ○ごみの分別・減量化についての出前講座(平成 23~26 年度:103 回実施) ○ごみの多量排出事業者への指導等 ○庁内のごみ分別収集 ○廃棄物減量等推進員の設置(平成9年 10 月 1 日) ○民間企業のごみ減量委員会の設置 ※:地域環境基金活用事業(可燃ごみの有料化に伴う手数料収入を「泉大津市地域環境基金」として積み立て)</p>
<p>和泉市</p>	<p>○エコ・ショップ登録店(平成 26 年度時点:16 店) ○ペットボトル、使用済み乾電池の拠点回収(平成 27 年8月末終了) ○和泉市ごみ減量等推進員(リサイクルクリーン)制度(平成7年5月~) ○校区・地域美化清掃活動(平成6年度から毎年9月に実施) ○ごみ分別説明会(町会等を対象) ○小学校4年生向け副読本「ごみとわたしたち」の発行及び出前授業 ○広報紙による啓発、「ごみの分け方・出し方」の発行 ○啓発用分別ごみ箱の貸出(可燃物、缶・びん、ペットボトル) ○リサイクルプラザ「彩生館」の取り組み ・廃棄物の再生利用等の推進事業(自転車、家具、電化製品、衣類等の修理販売) ・リサイクル活動の推進事業(各種教室・環境講座、おもちゃの病院、フリーマーケット) ・リサイクル情報の提供事業(不用品「ゆずります・ゆずって下さい」の情報掲示、図書やビデオ・DVDの貸出) ○和泉市ごみ減量等推進審議会の設置(平成4年6月)</p>
<p>高石市</p>	<p>○あき缶圧縮機の貸し出し(2台) ○高石市廃棄物減量等推進審議会の設置(平成 12 年4月) ○高石市廃棄物減量等推進員の設置(平成 12 年4月)</p>

資料:組合市資料

(3) ごみ分別排出・収集・運搬システム

① 家庭系ごみ

組合市における現状の家庭系ごみ分別排出・収集・運搬の状況を表 2-1-8 に示す。

表 2-1-8 家庭系ごみの分別排出・収集・運搬（組合市）

項 目		泉大津市	和泉市	高石市
排出区分	可燃ごみ	可燃ごみ	日常(可燃)ごみ	普通(可燃)ごみ
	資源ごみ	資源ごみA・B・C・D	資源物・新分別・蛍光灯	資源ごみ・不燃ごみ
	粗大ごみ	粗大ごみ	粗大ごみ	粗大ごみ
排出品目 (資源ごみ)	缶類	資源ごみA	資源物	資源ごみ
	ビン類	資源ごみA	資源物	資源ごみ
	乾電池	資源ごみA	資源物	不燃ごみ
	せともの類	資源ごみB	資源物	不燃ごみ
	ガラス類	資源ごみB	資源物	不燃ごみ
	蛍光灯(破損)	資源ごみB	資源物	不燃ごみ
	蛍光灯(未破損)	資源ごみA	蛍光灯	不燃ごみ
	ペットボトル	資源ごみC	新分別	資源ごみ
	食品トレイ	資源ごみC	新分別	資源ごみ
	その他プラスチック 製容器包装	—	新分別 (プラスチックボトル、ペットボ トルのキャップ、卵パック)	—
	古紙類	資源ごみD (新聞、チラシ、雑誌、段ボ ール、紙パック、雑紙類)	新分別 (新聞・チラシ、雑誌・書籍、段 ボール、飲料用紙パック、その 他紙類)	—
古布類	—	新分別	—	
排出頻度	可燃ごみ	週2回	週2回	週2回
	資源ごみ	月2・3回	月2回 蛍光灯: 申込制(無料)	月2回
	粗大ごみ	申込制(有料)	申込制(有料)	申込制(有料)
排出容器等	可燃ごみ	指定袋(有料)	指定袋(有料) ※平成27年10月～	透明又は半透明袋 (処理券貼付)
	資源ごみ	透明又は半透明袋	透明又は半透明袋	透明又は半透明袋
	粗大ごみ	収集券(有料)貼付	処理券(有料)貼付	処理券(有料)貼付
排出先	可燃ごみ	戸別収集	ステーション収集 (一部戸別収集)	戸別収集 (一部ステーション収集)
	資源ごみ			
	粗大ごみ			
収集主体	可燃ごみ	委託	委託	委託
	資源ごみ			
	粗大ごみ			
収集運搬車両		(委託) パッカー車: 24台 ダンプ車: 6台 軽ダンプ: 1台	(委託) パッカー・ロータリー車 4t車以上: 21台 3t車: 11台、2t車: 36台 ダンプ車 2t車以下: 31台	(委託) 2tパッカー車: 19台 2tダンプ車: 7台 軽ダンプ: 5台

資料: 組合市パンフレット、組合市資料

② 事業系一般廃棄物・臨時ごみ

事業系一般廃棄物及び臨時ごみの収集・運搬手数料を表 2-1-9 に示す。

商店・会社・事務所・工場などから出る事業系一般廃棄物は、可燃ごみと資源ごみを組合市の収集運搬許可業者が定期的に有料収集しており、可燃ごみは本組合の指定ごみ袋（有料）による排出を義務づけている。

また、引越し、大掃除等による多量のごみや事業系の粗大ごみは臨時ごみとして、組合市の収集運搬許可業者が有料収集をしている。

表 2-1-9 事業系一般廃棄物・臨時ごみの収集・運搬手数料

区 分	泉大津市	和泉市	高石市
事業系 可燃ごみ 資源ごみ	<45ℓ袋> 週2個(月8個):540円/月 週3個(月12個):864円/月 週4個(月16個):1,188円/月 週5個(月20個):1,512円/月 週1回(月4個)増すごとに324円/月 <70ℓ袋> 週2個(月8個):900円/月 週3個(月12個):1,404円/月 週4個(月16個):1,908円/月 週5個(月20個):2,412円/月 週1回(月4個)増すごとに504円/月	<45ℓ袋> 週2回までの収集:86円40銭/袋 週3回又は4回の収集:108円/袋 週5回以上の収集:129円60銭/袋 <70ℓ袋> 週2回までの収集:129円60銭/袋 週3回又は4回の収集:162円/袋 週5回以上の収集:194円40銭/袋	<標準ポリ容器(45ℓ入り)> 2個以内月額(週2回収集):2,000円 1個増すごとに500円加算 上記の算定基準によることが実状に そわないとき、2t車1回につき8,000円
	臨時ごみ 2tダンプ車1台につき:7,560円/台 2tパッカー車1台につき:10,800円/台	2tダンプ車1台につき:8,640円/台 その量に満たない場合又はそれ以上 場合:査定額	2t車1台につき:8,000円/台 軽トラック1台につき:5,000円/台

注)事業系可燃ごみは、組合の指定有料ごみ袋(45ℓ袋:70円/枚、70ℓ袋:100円/枚)による排出。

泉大津市と和泉市は消費税込みの価格。

資料:組合市資料

(4) 中間処理システム

本組合の中間処理施設の概要を表 2-1-10 に示す。

ごみ焼却施設は、平成 15 年 3 月に竣工した 1・2 号炉が現在稼動中であり、発電設備や余熱利用設備による熱エネルギーの有効利用を行っている。なお、平成 15 年 3 月に設置した灰溶融設備については、温室効果ガスの排出削減及び維持管理コストの削減を図るため、平成 23 年 3 月に廃止しており、また、平成 3 年 3 月に竣工した 5 号炉については、組合市のごみ減量化・リサイクルの推進により可燃ごみ搬入量が減少していることから、5 号炉ピットを 1・2 号炉の予備ピットとして改修し、従前の 3 炉運転から 2 炉運転に縮小することにより、維持管理コストの削減を図るため、平成 25 年度から休止している。

平成 15 年 3 月に竣工した粗大ごみ処理施設では、可燃性粗大ごみと不燃性粗大ごみそれぞれのピットに分類して処理を行っている。可燃性粗大ごみは、破碎処理をして可燃物と不燃物に分類し、可燃物はごみ焼却施設、不燃物は不燃性粗大ごみピットへ搬入し処理している。また、不燃性粗大ごみは、破碎処理、磁選処理及び粒度選別処理を経て、アルミ・鉄類を資源回収している。

昭和 55 年 3 月に竣工した資源ごみ小型選別施設では、缶・ビン類を破袋機に投入し、不適物（ビニール袋）、スチール缶、アルミ缶、白・茶・その他のビン及び残渣に選別処理し、この内、スチール缶及びアルミ缶は、缶プレス機により成形処理を行っている。

なお、資源ごみ小型選別施設については、老朽化に伴い、新たな施設として資源化センターの整備を進めており、平成 28 年 4 月の供用開始を予定している。

表 2-1-10 中間処理施設の概要

施設名称	泉北環境整備施設組合 泉北クリーンセンター					
所在地	和泉市舞町87番地					
敷地面積	42,300㎡(都市計画敷地面積)					
施設区分	ごみ焼却施設 1号炉	ごみ焼却施設 2号炉	粗大ごみ処理施設	ごみ焼却施設 5号炉(休止)	資源ごみ小型 選別施設	資源化センター
延床面積	23,389.30㎡			8,897.39㎡	871㎡	3,182.13㎡
竣工年月	平成15年3月		平成15年3月	平成3年3月	昭和55年3月	平成28年3月
処理方式	全連続燃焼式焼却炉(ストーカ式)		併用設備	全連続燃焼式炉	磁選機付手選別	磁選機付手選別
処理規模	150t/24h	150t/24h	40t/5h	150t/24h	25t/7h	25t/5h
その他施設	計量棟 87.59㎡ 管理棟 2,053.60㎡	ストックヤード等	424.40㎡			
設備概要	※排ガス処理設備 2段バグフィルター×2基 (1段)51,000㎡/h ろ布414本 (2段)54,000㎡/h ろ布546本 ※発電設備 単気筒横置多段衝動式タービン 出力:9,300kW ※余熱利用設備 温水プール(サン燦プール)へ温水送水 ※集合煙突(1・2・5号炉) 高さ:89m ※ごみピット容量:8,333㎡ ※緑地緩衝帯:7,263.79㎡		※不燃粗大ごみ 処理設備 高速衝撃剪断 回転式 22t/5h ※可燃粗大ごみ 処理設備 低速2軸回転式 18t/5h	※排ガス処理設備 電気式集塵機 →湿式洗浄装置 →バグフィルター 装置 ※ごみピット容量 容量:4,600㎡	スチール・アルミ プレス機 ※平成28年2月 廃止	スチール・アルミ プレス機 容器包装プラ プレス機 ペットボトル プレス機

資料:平成26年度 組合事業概要、組合データ

(5) 最終処分システム

松尾寺山最終処分場の概要を表 2-1-11 に、大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖・大阪沖埋立最終処分場の概要を表 2-1-12 に示す。

中間処理施設で発生した焼却残渣（主灰、固化灰）及びガレキは、本組合の松尾寺山最終処分場及び大阪湾広域臨海環境整備センターの神戸沖・大阪沖埋立処分場において埋立処分している。

表 2-1-11 松尾寺山最終処分場の概要

施設名称	泉北環境整備施設組合 松尾寺山最終処分場
所在地	和泉市松尾寺町1876番地
埋立場所	山間
埋立対象ごみ	焼却残渣(主灰、固化灰)、ガレキ
竣工年月	平成5年3月
敷地面積	48,471m ²
埋立面積	29,388m ²
埋立可能容量	410,430m ³
埋立方法	準好気性埋立(サンドイッチ方式)
浸出水処理方式	凝集沈殿 生物処理(脱窒なし)
管理方式	委託

資料:平成26年度 組合事業概要

表 2-1-12 神戸沖・大阪沖埋立処分場の概要

施設名称	大阪湾広域臨海環境整備センター（平成24年3月変更認可）		
	神戸沖埋立処分場	大阪沖埋立処分場	
所在地	神戸市東灘区向洋町地先	大阪市此花区北港地地先	
埋立面積	88ha	95ha	
埋立容量	1,500万m ³	1,400万m ³	
	一般廃棄物	580万m ³	540万m ³
	産業廃棄物・ 災害廃棄物	620万m ³	580万m ³
	陸上残土	300万m ³	280万m ³
	浚渫土砂	0万m ³	0万m ³
土地利用及び規模	88ha(港湾ゾーン:69ha、都市ゾーン:0ha、 環境ゾーン:19ha)	95ha(港湾ゾーン:78ha、都市ゾーン:0ha、 環境ゾーン:17ha)	

資料:大阪湾広域臨海環境整備センターのホームページ(平成27年11月現在)

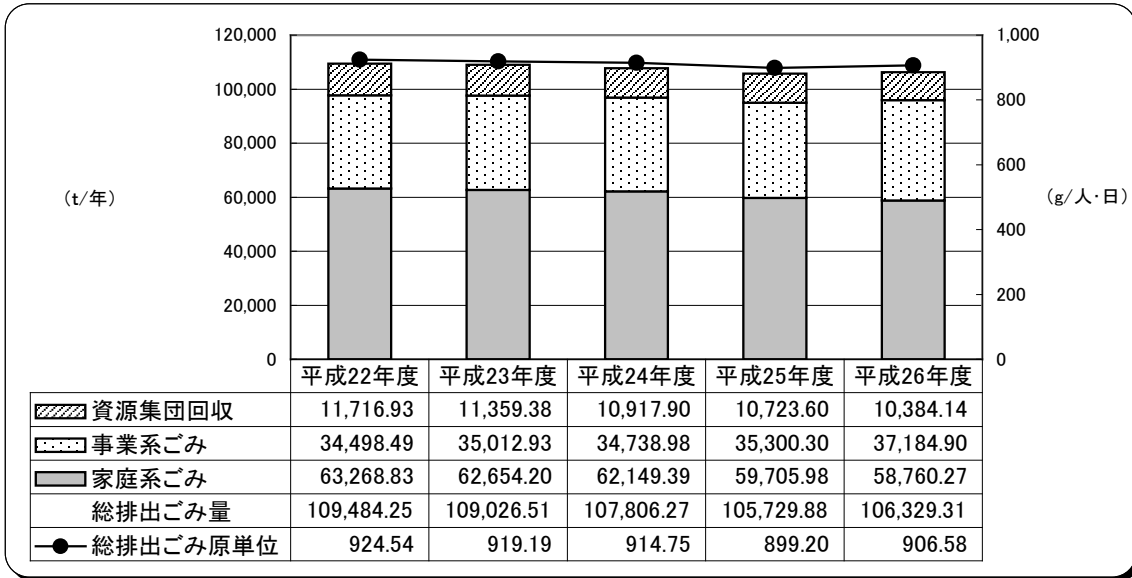
2. ごみ処理の実績

(1) 総排出ごみ量の実績

組合市の資源集団回収量も含めた総排出ごみ量の実績を図 2-1-2 に、家庭系ごみ量の実績を図 2-1-3 に、事業系ごみ量の実績を図 2-1-4 に示す。

総排出ごみ量は、平成 25 年度まで減少していたが、平成 26 年度では僅かに増加しており、1 人 1 日当たりの総排出ごみ原単位 (g/人・日) も同様の傾向で推移している。

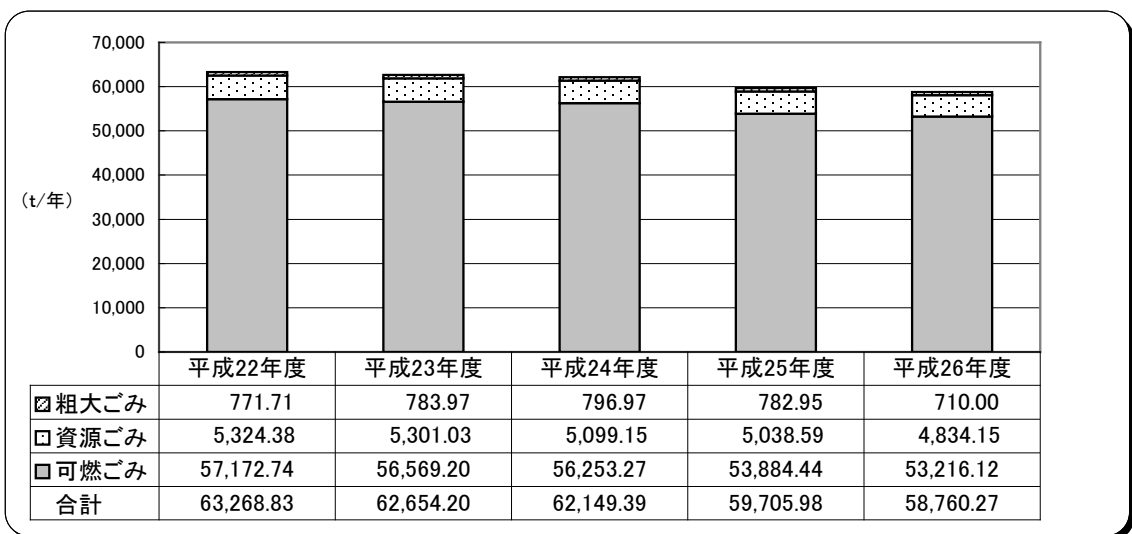
資源集団回収量と家庭系ごみ量は、過去 5 年間で減少しているが、事業系ごみ量は平成 25 年度、26 年度は増加している。



注) 四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない箇所がある。

資料: 平成22~26年度 組合事業概要、組合市データ

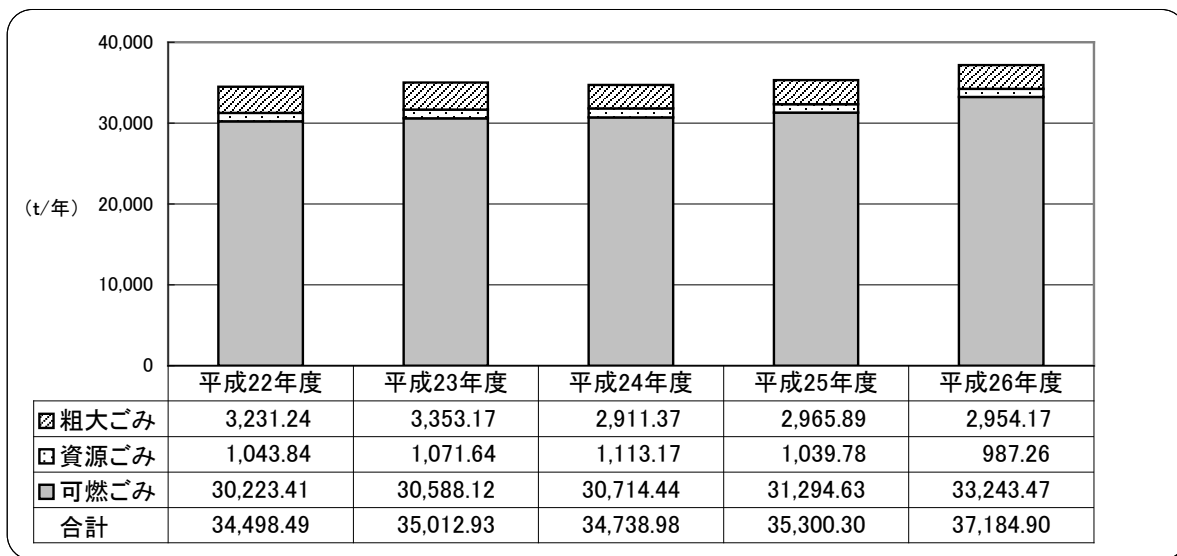
図 2-1-2 総排出ごみ量の推移 (組合市)



注) 四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない箇所がある。

資料: 平成22~26年度 組合事業概要、組合市データ

図 2-1-3 家庭系ごみ量の推移 (組合市)



注) 四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない箇所がある。

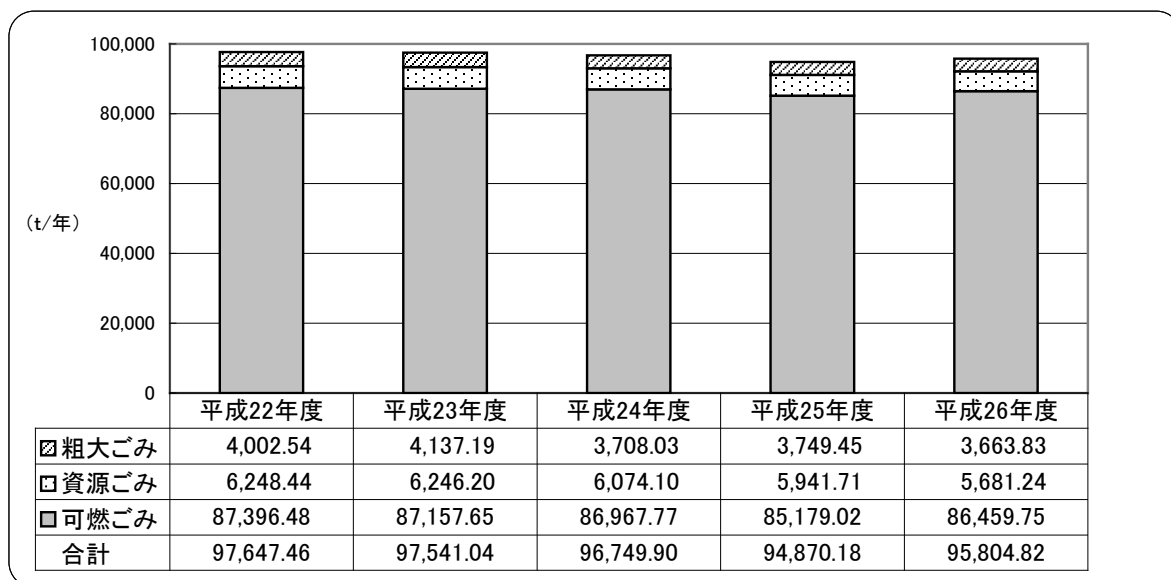
資料: 平成22～26年度 組合事業概要、組合市データ

図 2-1-4 事業系ごみ量の推移 (組合市)

(2) 搬入ごみの実績

組合市から本組合に搬入されるごみ量の実績を図 2-1-5 に、搬入可燃ごみ (ごみピット) の性状を図 2-1-6 に示す。

ごみ搬入量は、平成 25 年度まで減少していたが、平成 26 年度では僅かに増加している。このうち、資源ごみ量と粗大ごみ量は過去 5 年間で減少しているが、可燃ごみ量は平成 26 年度で増加している。



注) 四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない箇所がある。

資料: 平成22～26年度 組合事業概要

図 2-1-5 ごみ搬入量の推移 (組合市)

搬入ごみ(ごみピット)の種類組成では、紙類の占める割合が約40%前後と最も高く、次いでプラスチック類が約25%前後、厨芥類が約10%前後となっており、ごみの三成分では、可燃分が約50%弱、水分が約45%前後となっている。また、低位発熱量は、約10,000kJ/kg前後で推移している。

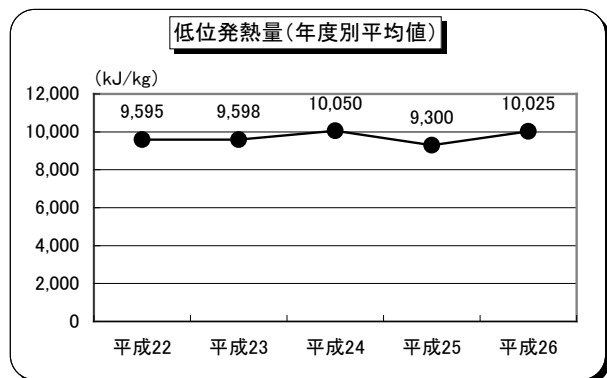
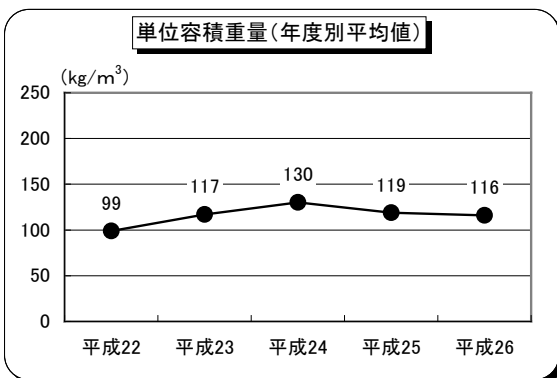
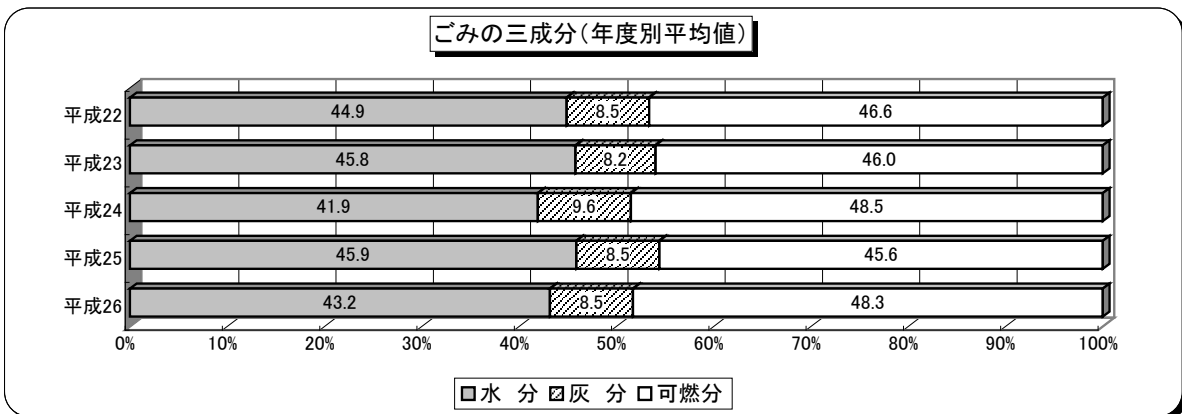
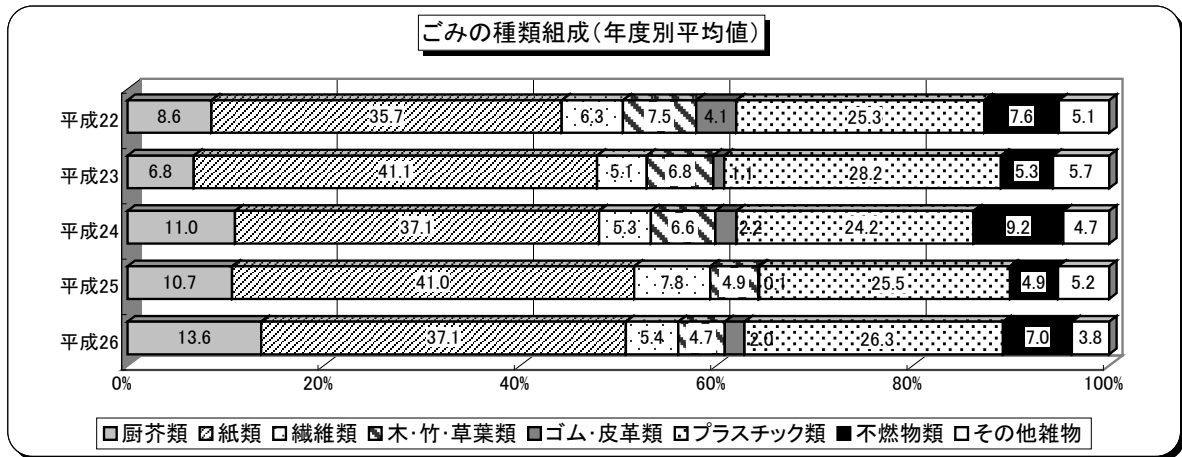


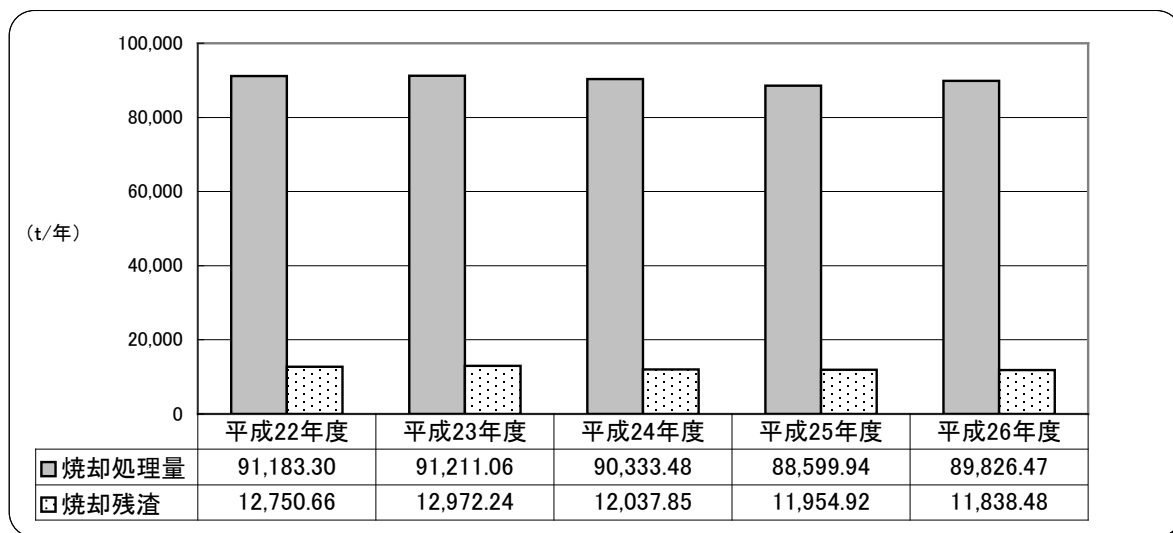
図 2-1-6 搬入ごみの性状(ごみピット)

(3) 中間処理の実績

① 焼却処理量の実績

ごみ焼却施設における焼却処理量の実績を図 2-1-7 に示す。

焼却処理量は、平成 25 年度まで減少していたが、平成 26 年度では僅かに増加している。焼却残渣量（主灰、固化灰）は、過去 5 年間で減少している。



注) 平成22～25年度の焼却残渣量には、熔融スラグを含む。

資料: 平成22～26年度 組合事業概要

図 2-1-7 ごみ焼却施設処理量の推移

② 余熱利用の実績

ごみ焼却施設における発電量の実績を表 2-1-13 に示す。

ごみ焼却施設では、焼却炉で発生した熱を利用して、ボイラーで高温・高圧の蒸気を作り、泉北クリーンセンター内の冷暖房・給湯や隣接するプールへの温水供給を行うとともに、蒸気タービンによる発電によりセンター内の電力を賄い、余剰電力は売電している。

発電量は、平成 24 年度まで減少していたが、平成 25 年度では運転管理の効率化等により増加しており、平成 25, 26 年度のごみ 1 t 当たりの発電量は、環境省の一般廃棄物処理事業実態調査結果において全国 1 位となっている。

表 2-1-13 ごみ発電量の実績

項目	年度	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
焼却量(投入量) ①	(t/年)	91,522.08	91,867.99	88,280.86	88,830.78	88,573.78
発電量 ②	(kWh/年)	53,275,420	52,526,120	50,947,020	53,465,320	53,096,870
焼却ごみ 1t 当たり	(kWh/t)	582	572	577	602	599
売電量 ③	(kWh/年)	29,418,260	30,100,480	28,924,060	32,565,580	31,788,170
自家消費電力 ④:②-③	(kWh/年)	23,857,160	22,425,640	22,022,960	20,899,740	21,308,700
買電量(関西電力) ⑤	(kWh/年)	2,768,920	1,757,990	1,682,030	1,730,790	1,110,350
電力使用量 ⑥:④+⑤	(kWh/年)	26,626,080	24,183,630	23,704,990	22,630,530	22,419,050

資料: 平成22～26年度 組合事業概要

③ 排ガス濃度等

ごみ焼却施設における排ガス濃度等の測定結果を表 2-1-14 に示す。

各炉におけるばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素及びダイオキシン類濃度は、いずれも泉北クリーンセンター環境保全協定書における協定値及び法規制値を大きく下回っている。

表 2-1-14 排ガス濃度測定結果（平成 22～26 年度）

炉	項目	ばいじん (g/m ³ N)	硫黄酸化物		窒素酸化物 (ppm)	塩化水素 (ppm)	ダイオキシン類 (ngTEQ/m ³ N)
			(ppm)	(m ³ N/h)			
1号炉	平均値	<0.001	7.2	0.22	22	10	0.0014
	最大値	<0.001	25	0.69	29	24	0.0052
	最小値	<0.001	1.2	0.033	9.0	2.8	0.000074
	協定値	0.01	30		50	30	0.05
	規制値	0.04		18～21	250	430	0.1
2号炉	平均値	<0.001	8.7	0.27	18	12	0.0032
	最大値	<0.001	25	0.84	29	26	0.0072
	最小値	<0.001	1.5	0.047	8.0	3.3	0.000035
	協定値	0.01	30		50	30	0.05
	規制値	0.04		19～21	250	430	0.1
5号炉	平均値	<0.001	<1	<0.04	62	2.5	0.022
	最大値	<0.001	<1	<0.04	77	3.6	0.038
	最小値	<0.001	<1	<0.03	52.0	0.89	0.0036
	協定値	0.01	50		150	50	1.0
	規制値	0.08		19～20	250	430	1.0

注) 1・2号炉は平成22～26年度の測定値、5号炉は平成22～24年度の測定値。

資料:平成22～26年度 組合事業概要

④ 粗大ごみ処理施設の処理実績

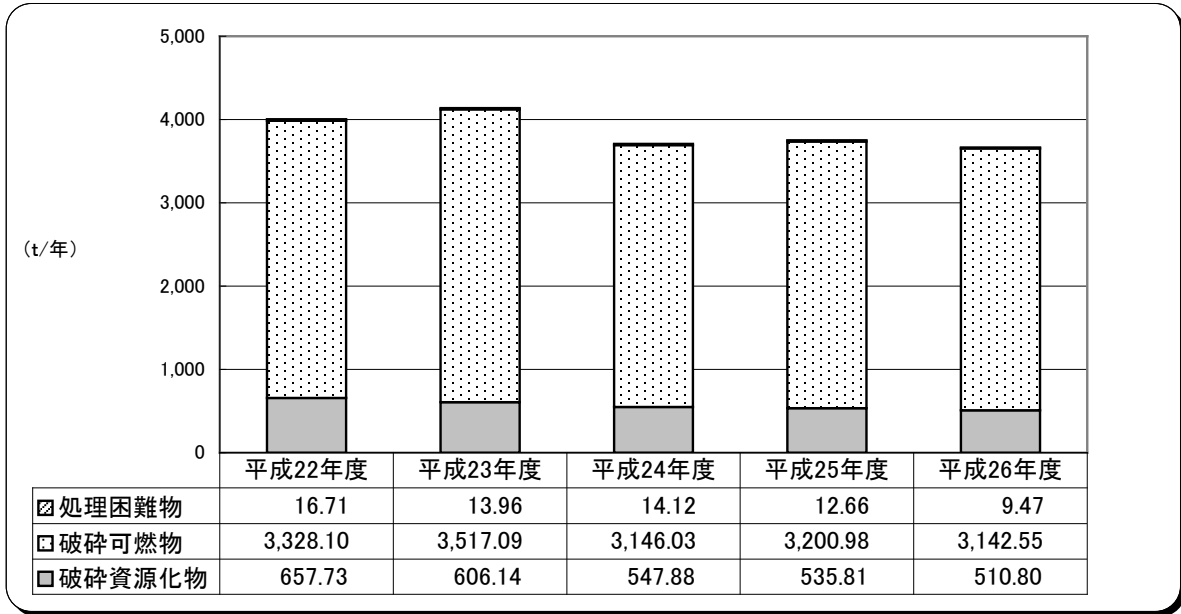
粗大ごみ処理施設の処理量の実績を図 2-1-8 に示す。

搬入された粗大ごみのうち、処理困難物を除く粗大ごみを破砕選別処理しており、平成 26 年度では破砕可燃物が搬入量の 85.8%、破砕資源化物(スチール・アルミ)が 13.9%、処理困難物が 0.3%となっている。なお、平成 26 年度から粗大ごみの中からまだ使える家具等をリユース品として再生しており、平成 26 年度は 1.01 t/年のリユース品を提供した。

⑤ 資源ごみ小型選別処理施設の処理実績

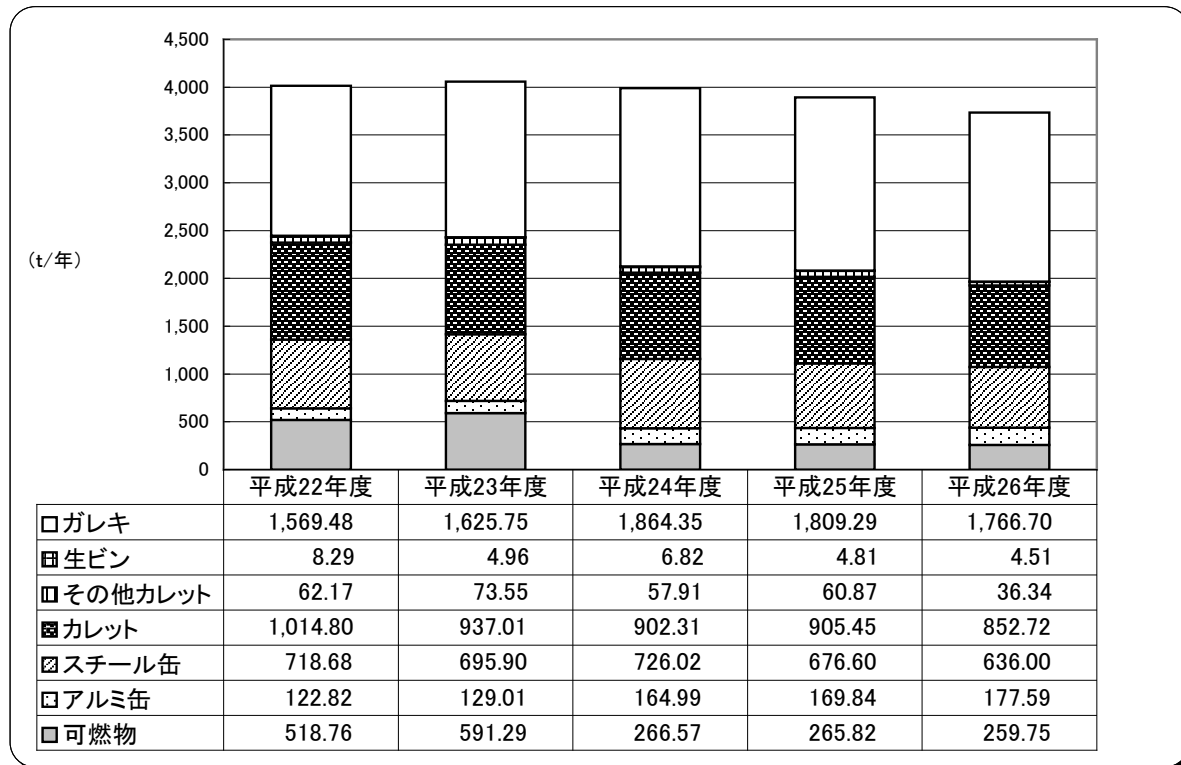
資源ごみ小型選別処理施設の処理量の実績を図 2-1-9 に示す。

平成 26 年度の処理内訳は可燃物が搬入量の 7.0%、資源化物が 45.7%、ガレキが 47.3%となっている。



資料:平成22～26年度 組合事業概要

図 2-1-8 粗大ごみ処理施設の処理量の推移



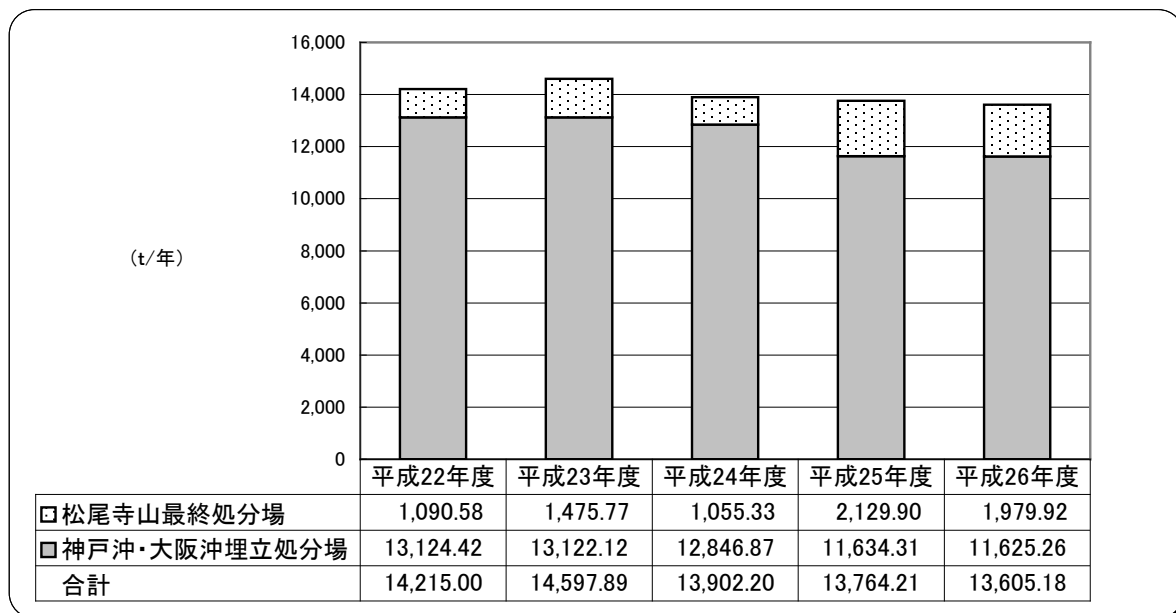
資料:平成22～26年度 組合事業概要

図 2-1-9 資源ごみ小型選別処理施設の処理量の推移

(4) 最終処分実績

最終処分量の実績を図 2-1-10 に示す。

最終処分量は、過去 5 年間で減少しており、平成 26 年度では松尾寺山最終処分場の処分量は全体の 14.6%を占めている。また、平成 26 年度末までの松尾寺山最終処分場の埋立容量は 264,793 m³であり、埋立可能容量 410,430 m³に対する埋立率は 64.5%となっている。



注) 四捨五入による端数処理をしているため、合わない箇所がある。

資料:平成22～26年度 組合事業概要

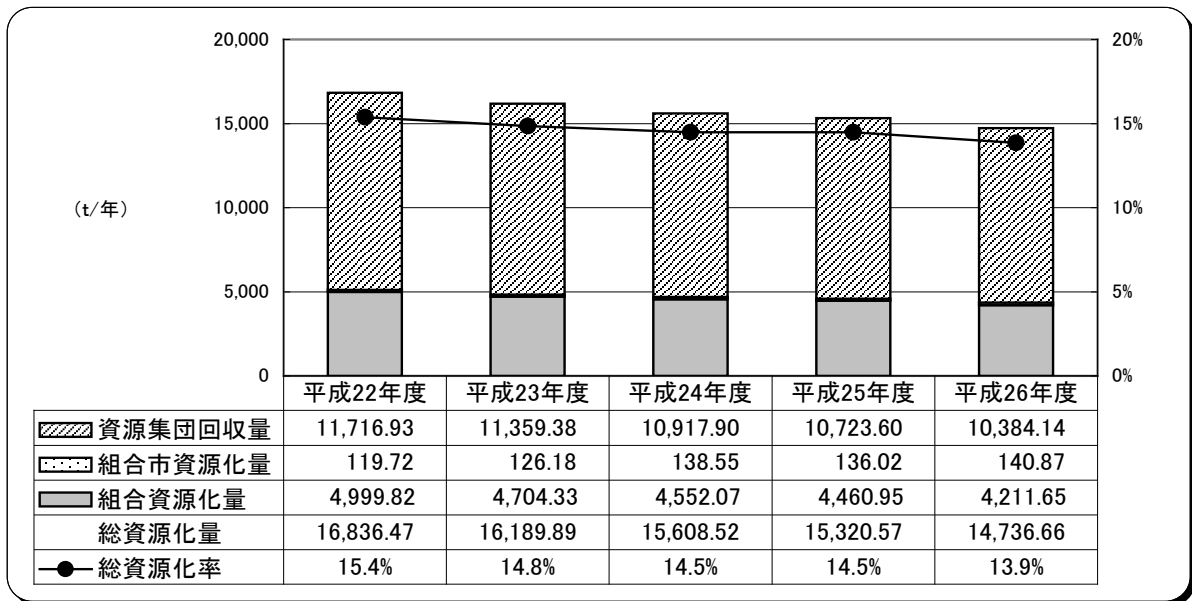
図 2-1-10 最終処分場施設の最終処分量の推移

(5) 再生利用の実績

本組合における再生利用の実績を図 2-1-11 に示す。

本組合の総資源化率（組合市の資源集団回収量及び資源化量を含めた総資源化量÷総排出ごみ量×100）は、過去 5 年間で減少しており、平成 26 年度で 13.9%となっている。

過去 5 年間で総資源化率が減少しているのは、総排出量の減少率に比べて総資源化量の減少率が大きいためである。総資源化量の減少率が大きい要因としては、集団回収や資源ごみに占める割合（重量比）が比較的大きい新聞、ビン類、スチール缶等の減少率が大きいためと考えられる。新聞はインターネット等の普及に伴い、全国的に発行部数が年々減少しており、ビンやスチール缶はより軽量なペットボトル等のプラスチック製容器やアルミ缶への移行に伴い、全国的に消費量が年々減少している。（日本新聞協会、ガラスびん 3 R 促進協議会、スチール缶リサイクル協会等資料）



注) 四捨五入による端数処理をしているため、合わない箇所がある。

総資源化率: 総資源化量 ÷ 総排出ごみ量 × 100

資料: 平成22~26年度 組合事業概要、組合市データ

図 2-1-11 総資源化量及び総資源化率の推移

3. ごみ処理行政の動向

(1) 循環型社会形成に係る法体系

循環型社会形成に係る法体系を図 2-1-13 に示す。

「循環型社会形成推進基本法」は、循環型社会構築に向けた基本的枠組みを定めた法律であり、「廃棄物処理法」はこの法律の実施法として「環境基本法」のもとに明確に位置付けられ、廃棄物を取り扱う上で念頭に置くべき理念が追加されるなど新たな体系が組み立てられた。同時に「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」も改正され、事業者に対する再生資源の利用や製品の長寿命化など循環型社会形成推進基本法の実施法として位置付けられている。

また、平成 12 年には「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」、平成 14 年には「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」、平成 24 年には「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」が制定され、既に施行されていた「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」や「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」とともに、循環型社会形成の推進のための法体系が整備されている。

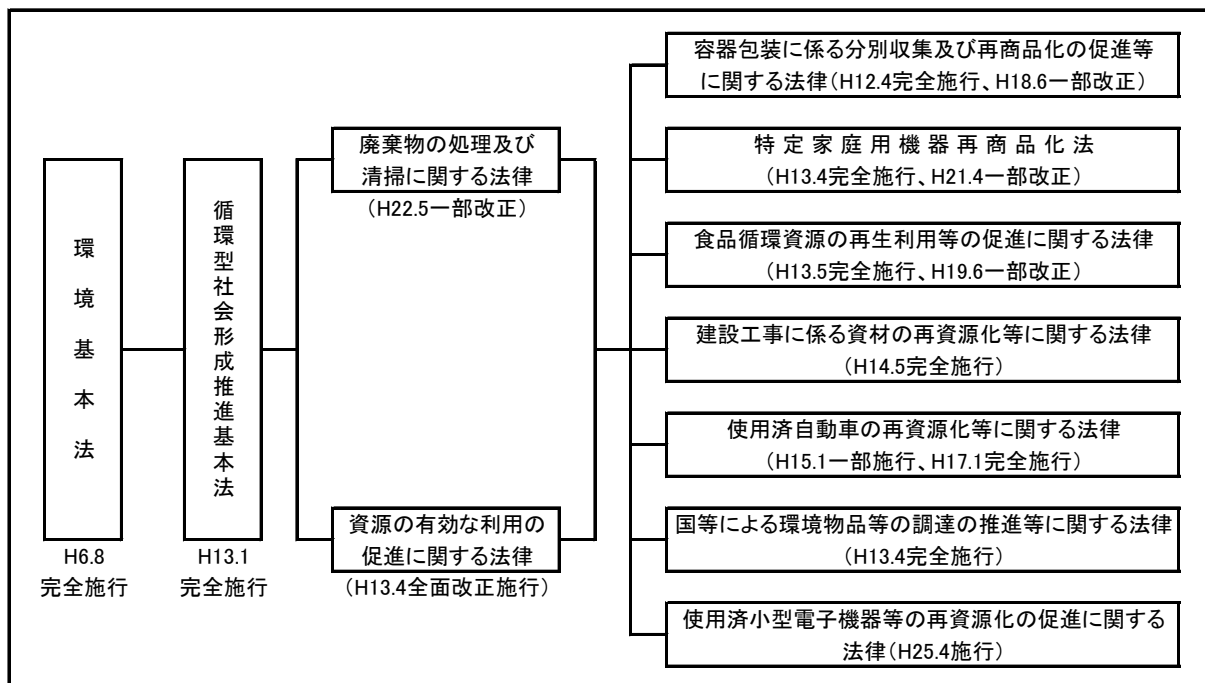


図 2-1-12 循環型社会形成の推進のための法体系

このうち、「小型家電リサイクル法」は、有用金属やレアメタル等の有効な利用の確保、廃棄物の適正処理の促進を主な目的として、平成 25 年 4 月に施行された。

対象品目は、携帯電話、パソコン、デジタルカメラをはじめとする 28 分類が政令で定

められており、「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン」（環境省・経済産業省）では、資源性と分別のしやすさから特にリサイクルすべき品目（特定対象品目）を示している。

■特定対象品目

携帯電話端末・PHS端末、パソコン、電話機、ファクシミリ、ラジオ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ、映像用機器（DVD-ビデオ等）、音響機器（CDプレーヤ等）、補助記憶装置（ハードディスク等）、電子書籍端末・電子辞書、電卓・電子血圧計、電子体温計、理容用機器（ヘアドライヤー等）、懐中電灯、時計、ゲーム機（携帯型ゲーム機等）、カー用品（カーナビ等）、これらの附属品（リモコン等）

（２）国・大阪府の減量化目標等

国及び大阪府の減量化目標等を表 2-1-15 に示す。

国は、「循環型社会形成推進基本法」に基づき策定（見直し）された「第3次循環基本計画」（平成 25 年 5 月）の中で、取り組み目標として一般廃棄物の減量化に関する目標を設定している。

また、「廃棄物処理法」に基づく「国の基本方針」（平成 22 年 12 月）の中で、一般廃棄物の減量化目標を設定している。

さらに、大阪府では、廃棄物処理法に基づき策定した「大阪府循環型社会推進計画」（平成 24 年 3 月）の中で、一般廃棄物の減量化目標を設定している。

表 2-1-15 国・大阪府の減量化目標等

区分	第3次循環基本計画	国の基本方針	大阪府循環型社会推進計画
基準年度	平成12年度	平成19年度	平成22年度
目標年度	平成32年度	平成27年度	平成27年度
排出削減	・排出量(g/人・日) : 25%削減(890g) ・家庭系ごみ量(g/人・日) : 25%削減(500g) ・事業系ごみ量(t/年) : 35%削減	排出量(t/年) : 5%削減	排出量(t/年) : 17.6%削減
再生利用率	—	25%	29%
最終処分量	—	22%削減	30%

注) 目標値の削減率等は、基準年度に対する目標年度での削減率。

排出量: 収集ごみ量+直接搬入ごみ量+集団回収量。家庭系ごみ量: 集団回収量や資源等を除いた排出量。

大阪府の排出量と再生利用量には事業系資源化量を含む。

(3) 国の廃棄物処理施設整備の動向

① エネルギー回収型廃棄物処理施設

国の廃棄物処理施設整備計画（平成 25 年 5 月閣議決定）では、現在の公共の廃棄物処理施設の整備状況や、東日本大震災以降の災害対策への意識の高まり等、社会環境の変化を踏まえ、3Rの推進に加え、災害対策や地球温暖化対策の強化を目指し、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保を前面に打ち出している。

この方向性を推進するため、循環型社会形成推進交付金において、高効率エネルギー回収及び災害廃棄物処理体制の強化の両方に資する包括的な取り組みを行う施設に対して交付対象の重点化を図る事業が、平成 26 年度から新たに創設され、従来のエネルギー回収推進施設や高効率ごみ発電施設は「エネルギー回収型廃棄物処理施設」となった。

エネルギー回収型廃棄物処理施設における、高効率エネルギー回収に必要な設備及びそれを備えた施設に必要な災害対策設備に対する交付率 1/2 の要件と、交付率 1/3 の要件を以下に示す。

■交付率 1/2 の要件：ごみ焼却施設（ボイラ式焼却施設、水噴射式焼却施設）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① エネルギー回収率 24.5%相当以上（規模により異なる：表 2-1-16 参照）② 整備する施設に関して災害廃棄物対策指針を踏まえて地域における災害廃棄物処理計画を策定して災害廃棄物の受け入れに必要な設備を備えること③ 二酸化炭素排出量が「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」に定める一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安に適合するよう努めること④ 施設の長寿命化のための施設保全計画を策定すること⑤ 原則として、ごみ処理の広域化に伴い、既存施設の削減が見込まれること（焼却能力 300t/日以上以上の施設についても更なる広域化を目指すこととするが、これ以上の広域化が困難な場合についてはこの限りでない。） <p>※「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するもの
※平成 30 年度までの時限措置を予定</p> |
|---|

■交付率 1/3 の要件：ごみ焼却施設（ボイラ式焼却施設、水噴射式焼却施設）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① エネルギー回収率 20.5%相当以上（規模により異なる：表 2-1-16 参照）② 施設の長寿命化のための施設保全計画を策定すること <p>※「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するもの</p> |
|---|

ただし、離島地域、奄美群島、豪雪地域、半島地域、山村地域及び過疎地域等の地理的、社会的な条件により施設の集約や近隣への熱供給等が困難な場合には、平成 25 年度までの「エネルギー回収推進施設」と同様の計算方法で、発電効率又は熱回収率 10%以上を交付要件としている。

表 2-1-16 エネルギー回収率の交付要件

施設規模 (t/日)	エネルギー回収率 (%)	
	交付率1/2	交付率1/3
100以下	15.5	10.0
100超、150以下	16.5	12.5
150超、200以下	17.5	13.5
200超、300以下	19.0	15.0
300超、450以下	20.5	16.5
450超、600以下	21.5	17.5
600超、800以下	22.5	18.5
800超、1000以下	23.5	19.5
1000超、1400以下	24.5	20.5
1400超、1800以下	25.5	21.5
1800超	26.5	22.5

エネルギー回収率：発電効率＋熱利用率

$$= \frac{[\text{発電出力(kW)} \times 3600(\text{kJ/kWh}) + \text{有効熱量(MJ/h)} \times 1,000(\text{kJ/MJ}) \times 0.46] \times 100(\%)}{\text{ごみ発熱量(kJ/kg)} \times \text{施設規模(t/日)} \div 24(\text{h}) \times 1000(\text{kg/t}) + \text{外部燃料発熱量(kJ/kg)} \times \text{外部燃料投入量(kg/h)}}$$

※0.46: 発電/熱の等価係数

② 廃棄物処理施設の長寿命化

国は、廃棄物処理施設においてストックマネジメント^{*}の考え方により、日常の適正な運転管理と毎年の適切な定期点検整備、適時の延命化対策を実施することにより、施設の長寿命化を図り、財政支出の節減を図ることが重要であるとしており、循環型社会形成推進交付金に「長寿命化総合計画策定支援事業」を追加している。

また、廃棄物処理施設を構成する重要な設備や機器について、概ね10～15年ごとに実施する大規模な改良事業（基幹改良事業）においては、単なる施設の延命化だけでなく、省エネや発電能力の向上などCO₂削減に資する機能向上や災害廃棄物処理体制の強化が必要であるとして、循環型社会形成推進交付金に「基幹的設備改良事業」を追加している。

ごみ焼却施設の基幹的設備改良事業における交付要件を表 2-1-17 に示す。

※ストックマネジメント：廃棄物処理施設に求められる性能水準を保ちつつ長寿命化を図り、ライフサイクルコスト（LCC：Life Cycle Cost）を低減するための技術体系及び管理手法の総称。

表 2-1-17 基幹的設備改良事業の交付要件（ごみ焼却施設）

交付要件	交付率 1/2 ※1	交付率 1/3
①あらかじめ処理施設の各設備の状況を把握した上で延命化計画を策定すること (ただし、同様の内容を含む他の計画を有する場合は、この限りではない)	○	○
②築 25 年未満の施設については、基幹的設備改良事業後 10 年以上施設を稼働すること	○	○
③基幹的設備改良事業を通じて、処理施設の稼働に必要なエネルギーの消費に伴い排出されるCO ₂ の量が一定以上削減されること	○ ※2	○ ※2
④基幹改良事業後は、全連続運転をすること(ただし、沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、山村地域、半島地域及び過疎地域についてはこの限りではない)	○	○
⑤整備する施設に関して、災害廃棄物対策指針を踏まえて地域における災害廃棄物処理計画を策定して災害廃棄物の受け入れに必要な設備を備えること	△ ※3	△ ※3
⑥基幹改良事業として行った施設の延命化措置の効果及び設備の地球温暖化対策の効果維持できるよう施設保全計画を策定すること(ただし、同様の内容を含む他の計画を有する場合は、この限りではない)	○	○

○: 必須、△: 選択可

※1 交付率 1/2 に関しては、エネルギー特別会計予算を充当する予定であり、基幹改良工事を着工時点からは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)第6条に定める設備認定を受けて売電を行わないこと。

※2 CO₂排出削減に係る下記いずれかの要件を満たすこと。

- ・基幹改良CO₂削減率 3%以上
- ・基幹改良CO₂削減率 1.5%以上(CO₂排出量が一定の水準を満足する場合)

(CO₂排出量の基準)

「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」の別表に定められた「一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安」に基づいて設定した基準。

※3 地球温暖化対策に係る基幹的設備改良事業と同時に、災害廃棄物処理体制の強化に係る基幹的設備改良事業を実施する場合は、交付要件⑤を満足すること。

基幹改良CO₂削減率が※1を満足している場合は、災害廃棄物処理体制の強化に係る基幹的設備改良事業も交付率は 1/2 となる。

資料:「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル」(平成 27 年3月改訂 環境省)

(4) ごみ処理広域化の動向

泉州ブロック内の施設整備状況を表 2-1-18 に、ごみ処理広域化の効果を表 2-1-19 に示す。

大阪府では、平成 11 年 3 月に策定した「大阪府ごみ処理広域化計画」（計画期間：平成 11～30 年度の 20 年間）に基づき、府域に 6 つの広域ブロック（北大阪、大阪、東大阪、南河内、堺、泉州）を設定し、泉州ブロック（岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町の 8 市 4 町）会議において、各市町・一部事務組合（岸和田市貝塚市清掃施設組合、泉北環境整備施設組合、泉佐野市田尻町清掃施設組合、泉南清掃施設組合の 4 組合）とともに検討を行い、「減量化・リサイクルの推進」「処理施設整備の取り組み」「最終処分量の削減」等の広域的な取り組みへの課題に対する対応方針等を整理した、泉州ブロック広域化計画を平成 13 年 6 月に取りまとめ、現在に至っている。

表 2-1-18 泉州ブロック内の施設整備状況

市町名	人口(人)	構成組合	施設分類	施設名称	運転開始年月	施設規模
岸和田市	200,730	岸和田市貝塚市清掃施設組合	熱回収施設	岸貝クリーンセンター1～3号炉	平成19年4月	531t/3炉
貝塚市	89,938		リサイクルセンター	クリーンセンターリサイクルプラザ	平成19年4月	73.6t/5h
泉大津市	76,288	泉北環境整備施設組合	熱回収施設	泉北クリーンセンター5号炉(休炉)	平成3年3月	150t/1炉
和泉市	187,279		熱回収施設	泉北クリーンセンター1号炉	平成14年12月	150t/1炉
高石市	58,576		熱回収施設	泉北クリーンセンター2号炉	〃	150t/1炉
			リサイクルセンター	泉北クリーンセンター資源ごみ小型選別場	昭和55年4月	25t/7h
			リサイクルセンター	泉北クリーンセンター粗大ごみ処理施設	平成14年12月	40t/5h
最終処分場	松尾寺山最終処分場	平成5年6月	410,430m ²			
泉佐野市	101,554	泉佐野市田尻町清掃施設組合	熱回収施設	第二事業所	昭和61年4月	240t/3炉
田尻町	8,401		リサイクルセンター	第二事業所粗大ごみ処理施設	昭和58年3月	50t/5h
泉南市	64,278	泉南清掃施設組合	熱回収施設	清掃工場	昭和61年4月	190t/2炉
阪南市	57,207		リサイクルセンター	サブセンター不燃物資源化施設	平成6年4月	20t/5h
			リサイクルセンター	清掃工場	昭和61年3月	20t/5h
忠岡町	17,828		熱回収施設	クリーンセンター	昭和61年3月	30t/1炉
			リサイクルセンター	クリーンセンター	昭和59年3月	1t/5h
			リサイクルセンター	クリーンセンター粗大ごみ破碎処理施設	昭和63年3月	5t/5h
熊取町	44,386		熱回収施設	環境センター	平成4年4月	61.5t/2炉
			リサイクルセンター	熊取町環境センター	平成3年3月	16t/5h
岬町	16,972		熱回収施設	美化センター	昭和61年4月	50t/1炉
			リサイクルセンター	リサイクルセンター	平成22年4月	0.39t/5h

注1)人口は、平成25年度末現在(平成25年度 大阪府の一般廃棄物より)

注2)熱回収施設は焼却処理施設であり、リサイクルセンターは粗大ごみ処理施設または資源化処理施設である。

資料：平成25年度 大阪府の一般廃棄物

表 2-1-19 ごみ処理広域化の効果

項目	メリット	デメリット
1. 経済面	<ul style="list-style-type: none"> ①施設規模の大型化及び集約化に伴うイニシャルコスト(施設建設費)のスケールメリットがある。 ②施設の集約化に伴うランニングコスト(維持管理)のスケールメリットがある。 ③焼却処理施設は、規模が大きくなるため、低コストの発電に伴い売電が可能と見込まれる。 ④事業予定地周辺に対する経済効果の期待が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ①収集距離の長距離化や運搬車両の大型化等により収集経費が増加する。 ②関連施設が複数の自治体に分散する場合、施設間の運搬費が増加する。 ③関連施設間の長距離化によりストックヤード、積み替え施設等の新設が必要となる場合がある。 ④アクセス道路の整備等に係る費用が別途必要となる場合がある。
2. 環境面	<ul style="list-style-type: none"> ①施設の高度化が可能である。 ②ダイオキシン類対策が比較的容易と考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ①処理・処分に伴う環境負荷が増大(廃棄物が集中することによる施設周辺の環境負荷の増加)する。 ②収集・運搬に伴う環境負荷が増大(交通量の増加に伴う騒音・振動・排気ガス等の増加)する。
3. 技術面	<ul style="list-style-type: none"> ①ダイオキシン類の発生抑制等の高度な技術に対応した技術者の確保が容易である。 ②施設の大型化に伴い、処理方式の選択肢が広がるとともに、必要人員が減少する。 ③ごみ質の均一化及び稼働率の安定化が見込まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ①関連施設が複数の自治体に分散する場合、処理・処分場の効率が低下する。 ②施設の大型化に伴い労働時間の延長となる場合がある。(8時間勤務→24時間3交代勤務等)
4. 減量化・資源化面	<ul style="list-style-type: none"> ①資源物がまとまるため、流通プロセスが効率化できる。 ②焼却灰・飛灰に関しては溶融化が比較的容易になり、資源化及び埋立量の減量化が見込まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ①施設がない地域における住民のごみ問題に対する意識の低下が避けられない。 ②各自自治体間の既存の資源化ルートが阻害されると考えられる。
5. 分別収集計画への対応	<ul style="list-style-type: none"> ①分別収集計画に基づき必要となる圧縮処理・破碎処理・選別処理等の中間処理施設が共有化できる。 ②分別収集品目の収集量がある程度確保できるため、引き取り条件が有利になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ①自治体間における分別・排出形態の統一が必要となる。
6. 行政面	<ul style="list-style-type: none"> ①広域化の整備に伴い、自治体間の相互交流が活性化して、地域のつながりや協力体制が強化される。 ②共同処理・処分することにより、自治体間の排出抑制・分別収集に対する競争心が高まり、それらに対する各自自治体における取り組みの強化が図られる。 ③広域化に伴い、新しい組織体制を整備することになるため、ごみ処理事業について総合的な視点から抜本的に改革することが容易になる。 ④施設規模が大きくなることにより、担当職員のごみ処理に対する自覚が高まると考えられる。 ⑤単独自治体と比較して財源の確保が簡便になる。 ⑥事業候補地の選択肢が増加する。 ⑦面積の増大に伴い施設跡地の用途が多様化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ①各自自治体の既存施設の耐久年数が異なる場合、施設の廃止、施設の更新に関する地域住民の合意形成及び実施時期の調整が必要となる。 ②自治体間での費用分担を公平に行う必要がある。 ③事業予定地において、地域住民の合意を得ることが困難である。 ④他自治体の廃棄物を処理・処分することに対する地域住民の合意形成が困難である。 ⑤決議事項に対し、自治体間の権力差による不公平が生じる場合もある。 ⑥自治体間の調整に時間を要し、また施設規模が大きくなるため、建設期間が長期化し、計画から完成するまでかなりの時間がかかると見込まれる。 ⑦各自自治体の独自性が薄れると考えられる。 ⑧既存施設の労働者に対する雇用保障の対応が発生する。 ⑨施設の故障時等については自治体間の相互協力が不可欠であるが、処理量の増加に伴い周辺自治体への負担が大きくなる。

4. ごみ処理の評価

(1) 前計画の減量化目標達成状況

組合市の「第3次一般廃棄物処理基本計画」(以下、「前計画」という。)における平成26年度のごみ減量化目標及び国の平成27年度目標値と、平成26年度実績値を表2-1-20に示す。

国の循環基本計画目標値(平成27年度)については、平成26年度時点で各市とも概ね達成しているが、泉大津市と和泉市は前計画の目標値には至っていない。

表2-1-20 組合市の前計画減量化目標の達成状況

項目	年度	単位	組合市の前計画目標値			実績		国目標値
			平成12年度 (基準年度)	平成26年度(短期目標)	平成12年度 対比	平成26年度		平成27 年度
						平成26年度	平成12年度 対比	
泉大津市	人口	人	76,764	77,205	—	75,947	—	
	総排出ごみ	t/年	37,916.35	25,138	-33.70%	26,942.46	-28.94%	
		g/人・日	1,353.24	892	-34.08%	971.93	-28.18%	-10%
	家庭系ごみ (可燃ごみ+粗大ごみ)	t/年	20,131.44	7,486	-62.81%	11,811.30	-41.33%	
		g/人・日	718.50	266	-63.03%	426.08	-40.70%	-20%
	事業系ごみ	t/年	13,980.28	11,103	-20.58%	11,624.28	-16.85%	-20%
	排出段階の資源化量	t/年	4,564.78	8,672	89.98%	4,224.38	-7.46%	
資源化率	%	12.04%	34.50%	—	15.68%	—		
和泉市	人口	人	176,044	189,905	—	187,166	—	
	総排出ごみ	t/年	76,388.85	60,673	-20.57%	61,151.16	-19.95%	
		g/人・日	1,188.82	875	-26.37%	895.13	-24.70%	-10%
	家庭系ごみ (可燃ごみ+粗大ごみ)	t/年	41,242.00	30,688	-25.59%	33,145.00	-19.63%	
		g/人・日	641.84	443	-31.02%	485.17	-24.41%	-20%
事業系ごみ	t/年	25,518.00	19,631	-23.07%	19,348.00	-24.18%	-20%	
高石市	人口	人	62,811	59,789	—	58,220	—	
	総排出ごみ	t/年	28,072.92	21,185	-24.54%	18,235.69	-35.04%	
		g/人・日	1,224.50	971	-20.72%	858.14	-29.92%	-10%
	家庭系ごみ (可燃ごみ+粗大ごみ)	t/年	15,706.02	10,825	-31.08%	8,969.82	-42.89%	
		g/人・日	685.07	496	-27.59%	422.10	-38.39%	-20%
	事業系ごみ	t/年	9,426.28	7,055	-25.16%	6,212.62	-34.09%	-20%
排出ごみ (可燃ごみ+粗大ごみ)	t/年	25,028.18	17,785	-28.94%	15,162.68	-39.42%		
g/人・日	1,091.69	815	-25.35%	713.53	-34.64%			
組合市	人口	人	315,619	326,899	—	321,333	—	
	総排出ごみ	t/年	142,378.12	106,996	-24.85%	106,329.31	-25.32%	
		g/人・日	1,235.91	897	-27.44%	906.58	-26.65%	-10%
	家庭系ごみ (可燃ごみ+粗大ごみ)	t/年	77,079.46	48,999	-36.43%	53,926.12	-30.04%	
		g/人・日	669.09	411	-38.62%	459.78	-31.28%	-20%
事業系ごみ	t/年	48,924.56	37,789	-22.76%	37,184.90	-24.00%	-20%	

注) 四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない箇所がある。

総排出ごみ: 資源集団回収+家庭系ごみ+事業系ごみ、排出ごみ: 家庭系ごみ+事業系ごみ

排出段階の資源化量: 資源集団回収量+家庭系資源ごみ量+事業系資源ごみ量

資源化率: 排出段階の資源化量÷総排出ごみ量

網掛け部分は、組合市が設定したごみ減量化目標

国目標値: 第2次循環型社会形成推進基本計画(平成20年3月)の減量目標

(2) 本組合における施策実施の状況

前計画における、本組合の基本施策の実施状況を以下に示す。

① ごみ焼却施設等の適正な管理の推進

ごみ焼却施設（1・2・5号炉）のうち、平成3年3月竣工の5号炉については、平成25年度から休止しており、平成15年3月に設置した灰溶融設備については平成23年3月に廃止している。

平成15年3月竣工の1・2号炉は、適正な運転・維持管理を行うとともに、国の関係法令・通知等に基づき、ごみ組成分析、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素の4種類の排ガス等やダイオキシン類の測定及び公表を行っており、いずれも法規制値を大きく下回っている。

また、ごみ発電や温水供給（温水プール）による熱エネルギーの有効利用も行っており、平成25、26年度のごみ1t当たりの発電電力量は、環境省の一般廃棄物処理事業実態調査結果において全国1位となっている。

② 資源化センターの整備の検討

平成26年10月から資源化センターの建設工事に着手し、平成28年4月から供用開始する。資源化センターでは、新たにペットボトルやプラスチック製容器包装等の選別処理を行う。また、既存の啓発施設や新たに整備した泉北リユース館において啓発機能の充実を図っている。

③ 最終処分場の適正な管理の推進

松尾寺山最終処分場は、定期的な水質検査等の実施及び結果の公表を行っており、環境基準を遵守した適正な維持管理を行っている。

また、平成26年度末時点の埋立残余容量は埋立可能容量（410,430 m³）の35%を確保している。

④ 廃棄物処理施設の防災体制の整備

本組合の廃棄物処理施設について、耐震化や災害時に必要となる設備、機材の確保などの緊急時の防災体制の整備、検討を進めているところである。

(3) ごみ処理実績の評価

本組合における現状のごみ排出量、再生利用状況、最終処分等について全国平均、大阪府平均、国及び大阪府の目標値等と比較したものを表 2-1-21 に示す。

組合市の総排出ごみ量 (g/人・日) は、平成 25 年度実績の全国平均値や大阪府平均値よりも少なく、国及び大阪府の平成 27 年度目標値を達成している。

資源ごみを除く家庭系ごみ量 (g/人・日) も、平成 25 年度実績の全国平均値や大阪府平均値よりも少なく、国の平成 32 年度目標値を既に達成している。

総資源化率 (リサイクル率) は、平成 25 年度実績の大阪府平均値よりも高くなっているが、全国平均値よりも低く、国及び大阪府の平成 27 年度目標値よりも低くなっている。

最終処分率は、平成 25 年度実績の全国平均値や大阪府平均値よりも高く、国及び大阪府の平成 27 年度目標値よりも高くなっている。

人口 1 人当たりのごみ処理経費は、平成 25 年度実績の全国平均値や大阪府平均値を下回っている。

表 2-1-21 ごみ処理実績の評価

評価項目		組合市	全国・大阪府の実績値		国・大阪府の目標値		
		平成25年度 (平成26年度)	全国平均 平成25年度	大阪府平均 平成25年度	国		大阪府 平成27年度
					平成27年度	平成32年度	
総排出ごみ量	g/人・日	899.20 (906.58)	958	1,018	1,070	890	974※
資源ごみを除く 家庭系ごみ量	g/人・日	464.93 (459.78)	527	475	530	500	—
総資源化率 (リサイクル率)	%	14.5% (13.9%)	20.6%	13.2%	25%	—	29%
最終処分率	%	13.0% (12.8%)	10.1%	12.8%	10.3%※	—	11.5%※
ごみ処理経費	円/人・年	12,323 (12,244)	14,400	14,100	—	—	—

注) 総排出ごみ量: 収集ごみ量 + 直接搬入ごみ量 + 資源集団回収量

g/人・日: 総排出ごみ量 ÷ 人口 ÷ 365 (366) × 1000000

総資源化率 (リサイクル率): 総資源化量 ÷ 総排出ごみ量 × 100

最終処分率: 最終処分量 ÷ 総排出ごみ量 × 100

ごみ処理経費: 組合市の処理経費合計 (組合分担金を除く) + 組合処理経費

全国・大阪府の実績値: 平成25年度 一般廃棄物処理事業実態調査結果 (環境省)

国の目標値: 循環型社会形成推進基本計画、総資源化率と最終処分率は国の廃棄物処理基本方針

大阪府の目標値: 大阪府循環型社会推進計画 (平成24年3月)、※印は年間量の目標値より算出した値

5. ごみ処理の課題

(1) ごみ処理システム

組合市は、一般廃棄物の収集・運搬の事務を担当しており、本組合は中間処理及び最終処分を担当していることから、組合市のごみ収集・運搬量と本組合の中間処理ごみの搬入量との整合をはじめとする、減量化・資源化施策や収集・運搬施策の実施に際し、必要に応じて組合市と本組合で調整する必要がある。

また、中間処理施設におけるごみ減量化、資源化など、効率的かつ適正に処理を行うためには、本組合の新しい資源化センターの供用開始に合わせて、組合市の収集形態、収集品目、分別数等の拡大や統一化を図る必要がある。

(2) ごみ減量化・資源化システム

組合市における現状のごみ減量化・資源化システムに係る課題等を以下に示す。

【泉大津市のごみ減量化・資源化システムに係る課題等】

① ごみ発生抑制の取り組み

マイバッグの持参については、スーパーでは広く普及しているものの、コンビニでは飛び込みで最寄品を購入するという特性があるため、マイバッグの定着が難しい状況にある。また、エコショップ制度の活用により、ごみの発生抑制を図っていく必要があるが、加盟店の件数が伸び悩んでいる現状にある。

② ごみ排出抑制の取り組み

平成 22 年 12 月から実施した家庭系可燃ごみ収集の有料化(指定袋制)による排出抑制効果等を、今後も持続させるためには、有料化制度の定期的な点検・評価を行う必要がある。

また、可燃ごみ有料化に伴う手数料収入による地域環境基金活用事業について、今後も市民の意見等も踏まえて基金の有効活用を進めていく必要がある。

有価物集団回収助成金交付制度については、制度が定着しており、平成 23 年度からは地域環境基金の活用により助成金等も見直され、参加団体は増えているが、資源回収量は減少傾向にある。また、今後は、行政回収量を削減するために、ごみ減量、資源化の意識向上を図る必要がある。

生ごみについては、電動式生ごみ処理機購入助成金制度を平成 18 年度から実施しており、平成 23 年度からは地域環境基金の活用による助成金の見直しや、生ごみコンポスト購入補助金制度の制定により、累計助成基数も増加している。今後、さらに生ごみ減量化を推進していくためには、広報紙や出前講座等を通じ、生ごみ減量効果の重要性の説明と併せ、電動式生ごみ処理機やコンポストのPR、有効利用の紹介等を実施する必要がある。

また、不要品の斡旋については、現制度の存続とともに、今後、組合のリユース事業や本市の南海本線高架下公共施設整備方針等にあわせたリユースセンターの整備に伴い、制度の見直しを図る必要がある。

③ ごみ発生、排出抑制の検討

事業系ごみの発生・抑制については、泉北4区懇話会がすでに取り組んでいるごみ減量委員会の設置を、他の民間企業に対しても設置を呼びかける必要がある。

【和泉市のごみ減量化・資源化システムに係る課題等】

① 家庭系ごみの発生・排出抑制の推進

平成 27 年 10 月から実施した日常(可燃)ごみ有料化(指定袋制)により、可燃ごみの減量化及び資源分別促進が期待されるが、より効果的なものとするために市民への周知・徹底を図るとともに、有料化制度の定期的な点検・評価を行う必要がある。

また、資源物の収集や再資源化集団回収による資源物回収も一定の成果を上げている状況の中、より一層のごみ減量化を行うためには、使い捨て商品や容器包装を多用する消費型ライフスタイルを見直し、発生・排出抑制を推進していくような循環型地域経済システムを目指していく必要がある。

生ごみ堆肥化容器の助成は平成5年度から実施し、また平成 27 年度からは購入費補助を拡充しており、今後も生ごみ減量化を推進していくためには、減量効果のPRや使用方法の実演、有効利用の紹介等を実施していく必要がある。

さらにまた、再資源化集団回収活動に伸び悩みがあり、更なる制度の普及を図るほか、環境教育や地域活性化への波及効果についても具体的にPRしていく必要がある。

② 資源物回収システムの充実

ごみの資源化を推進していくためには、複雑・多様化していく市民のライフスタイルに合わせて、市民の誰もが参加できるように、再資源化集団回収及び店頭回収、リサイクルショップの活用等の多様な資源回収システムの拡充が求められている。また、これらのシステムを円滑に推進していくために、市民・事業者・行政がそれぞれの責任・役割・連携を明確にしていくことが求められている。

③ 小型家電リサイクル法への対応

市では、パソコンについてはメーカー回収としており、他の小型家電は「小型の粗大ごみ」として収集したのち、組合の粗大ごみ処理施設において7品目(携帯電話、PHS、デジタルカメラ、ビデオカメラ、ゲーム機器(小型)、電子辞書、電子手帳)を選別したのち処理している。今後、小型家電の再資源化を促進するとともに市民の利便性を向上するため、他市の取り組み等を参考に、新たな回収システムを研究していく必要がある。

【高石市のごみ減量化・資源化システムに係る課題等】

① 家庭系ごみの発生・排出抑制の推進

平成 25 年4月から実施した家庭系普通(可燃)ごみ収集の一部従量制による排出抑制効果等を今後も持続させるためには、市民への周知・徹底を図るとともに、一部従量制度の定期的な点検・評価を行う必要がある。

また、平成 26 年度から家庭用生ごみ処理機等購入補助を実施しており、生ごみ減量化及び資源化を促進していくためには、減量効果のPRや使用方法、有効利用の紹介等を実施していく必要がある。

さらに、資源物の収集や有価物集団回収による回収も一定の効果を上げている状況の中で、より一層のごみ減量化を行うためには、使い捨て商品や容器包装を多用する消費型ライフスタイルを見直し、発生抑制・排出抑制を推進していくような地域経済システムを目指していく必要がある。

なお、有価物集団回収活動については、更なる制度の普及を図るほか、環境教育や地域活性化への波及効果についても具体的に啓発していく。

② 資源物の回収システムの充実

ごみの資源化を推進していくためには、複雑・多様化していく市民のライフスタイルに合わせて、市民の誰もが参加できるように、有価物集団回収、排出ステーションにおける分別回収、拠点回収及び店頭回収、リサイクルショップの活用等の多様な資源回収システムの拡充が求められている。また、これらのシステムを円滑に推進していくために、市民・事業者・行政がそれぞれの責任・役割・連携を明確にしていくことが求められている。

(3) ごみ分別排出、収集・運搬システム

組合市における現状のごみ分別排出、収集・運搬システムに係る課題等を以下に示す。

【泉大津市のごみ分別排出、収集・運搬システムに係る課題等】

① 家庭系ごみ

平成 28 年4月から「容器包装プラスチック(食品トレイを含む)」の分別収集を実施することから、市民等への周知徹底を図るとともに、効率的な収集運搬システムを整備していく必要がある。

② 事業系ごみ

小規模事業所、飲食店、食品販売店等の小売業から排出される厨芥類は、事業者責任による資源化システムを構築する必要がある。これらの小規模事業所等で発生するごみの品目は業種によって多様であり、大規模小売業を含めたそれぞれの業種に応じたごみの発生抑制、排出抑制、資源化方法について、引き続き啓発、指導方法を検討する必要がある。

また、多量排出事業者に対しては、具体的な廃棄物の減量化、資源化の指導等を行う必要がある。

さらに、事業所で発生するごみの減量化を推進するため市、学校、公民館等の公共施設が率先して実施する必要があり、職員の分別排出の徹底と分別項目の拡充が必要である。

③ 小型家電リサイクル法への対応

市では、パソコンと携帯電話についてはメーカー及び販売店回収としており、他の小型家電は「小型の粗大ごみ」として収集し、組合の粗大ごみ処理施設においてデジタルカメラ等の7品目を選別したのち処理している。今後、小型家電の再資源化を促進するとともに市民の利便性を向上するため、新たな回収システムを整備していく必要がある。

【和泉市のごみ分別排出、収集・運搬システムに係る課題等】

① 分別収集の充実による容器包装ごみの資源化推進

食品トレイやプラスチックボトル等以外のその他プラスチック製容器包装については、平成 29 年4月からの分別収集を計画しているが、泉大津市及び高石市は平成 28 年4月から分別収集を実施し、資源化センターへ搬入することから、今後、プラスチック関連の搬入量を見極め、「和泉市ごみ減量等推進審議会」の意見を踏まえながら、本市の分別収集を慎重に進める必要がある。

② 家庭系ごみの効率的な収集・運搬の実施

市街地の再整備や共同住宅化・中高層化が進む中で、年々世帯数は増加している。家庭系ごみの収集運搬は、現状の委託収集とし、収集運搬頻度等は、必要に応じて見直していく。また、新たな分別収集を行うにあたっては、委託収集による体制を構築していく。

さらに、資源物のリサイクルを推進するため、収集後の選別・再生工程を考慮し、資源物が汚れたり、選別しにくい形状にならないような収集運搬方法を研究する。

③ 事業系ごみ(直接搬入ごみ含む)の発生抑制・資源化の推進

小規模事業所、飲食店、食品販売店等の小売業から排出される厨芥類の資源化は、あまり進んでおらず、事業者責任による新たな資源化システムの構築が求められている。これら、小規模事業所等で発生するごみの品目は業種によって多様であり、大規模小売業を含めたそれぞれの業種に応じたごみの発生・排出抑制や資源化方法について、引き続き啓発・指導方法を検討する必要がある。

また、事業所で発生するごみの減量化を推進するためにも、市、学校等の公共施設が率先して実施する必要があり、公共施設全体の職員の分別排出の徹底と分別の拡充が求められている。

【高石市のごみ分別排出、収集・運搬システムに係る課題等】

① 分別収集の充実による容器包装ごみの資源化推進

今後、「プラスチック製容器包装(食品トレーを含む)」の分別収集を計画していることから、市民等への周知徹底を図るとともに、効率的な収集運搬システムを整備していく必要がある。

② 家庭系ごみの効率的な収集・運搬の実施

市街地の再整備や共同住宅化・中高層化が進む中で、排出量・戸数に基づいた排出頻度や収集車1台当たりの収集エリア、収集ルート等を考慮して、効率的な収集・運搬及び新たな分別品目の収集を目指した体制の構築を図る必要がある。その際、市民サービスのレベルを維持しつつ、より経済的・効率的な収集ができるよう精査・検討が必要である。

また、資源物のリサイクルを推進するためには、収集後の選別・再生工程を考慮し、収集対象品目に適した収集運搬車を整備し、資源物が汚れたり、選別しにくい形状にならないような積載方法等を検討する必要がある。

③ 事業系ごみ(直接搬入ごみ含む)の発生抑制・資源化の推進

小規模事業所、飲食店、食品販売店等の小売業から排出される厨芥類の資源化は、あまり進んでおらず、事業者責任による新たな資源化システムを構築する必要がある。これら、小規模事業所等で発生するごみの品目は業種によって多様であり、大規模小売業を含めたそれぞれの業種に応じたごみの発生抑制・排出抑制・資源化方法について、引き続き啓発・指導方法を検討する必要がある。

また、事業所で発生するごみの減量化を推進するためにも、市、学校、公民館等の公共施設が率先して実施する必要があり、公共施設全体の職員の分別排出の徹底と分別の拡充が求められている。

(4) 中間処理システム

本組合のごみ焼却施設のうち5号炉は休炉しており、稼働中の1・2号炉は稼働開始から約13年が経過し、重要な設備や機器について大規模な改良事業(基幹的設備改良事業)を実施する時期(概ね10~15年ごと)にきている。基幹的設備改良事業を国の循環型社会形成推進交付金の対象事業とするには、単なる施設の延命化だけでなく、省エネや発電能力の向上などCO₂削減に資する機能向上や災害廃棄物処理体制の強化が求められていることから、改良事業の実施にあたっては十分な検討が必要である。

また、平成28年4月から供用開始する資源化センターにおいては、新たにペットボトル及びプラスチック製容器包装の資源化処理を行うことから、効率的な資源回収が行えるよう管理・運営体制を構築する必要がある。

(5) 最終処分システム

松尾寺山最終処分場は平成5年から供用開始し、約22年経過しているが、大阪湾広域臨海環境整備センターの神戸沖・大阪沖埋立処分場との併用により、延命化を図っている。しかし、最終処分場施設は中間処理施設とは異なり、土地、海面空間を消費する施設であるため、松尾寺山最終処分場及び神戸沖・大阪沖埋立処分場を可能な限り長期的かつ計画的に持続させるためにも、発生、排出段階によるごみ減量化、資源化を進める必要がある。

(6) その他のシステム

組合市におけるその他のシステムに係る課題等を以下に示す。

【泉大津市のその他のシステムに係る課題等】

① 不法投棄防止対策の強化

不法投棄防止の強化を図るため、職員による定期的な不法投棄パトロールやボランティア団体である衛生委員会による清掃活動や定期的なパトロールを行い、効果を上げているが、監視通報体制をより強化するための組織の拡充に取り組む必要がある。

公共用地や私有地等の空き地、道路及び公園への不法投棄防止対策や不法投棄されたごみは、占有者または管理者が責任を持って処理をすることが原則であるが、マンションや空き地等への不法投棄に対しては行政と管理者が協議しながら適切な対策を講じる必要がある。

また、可燃ごみの排出区分を守らず排出する行為や、家電製品や適正処理困難物等を投棄する行為に対し啓発、指導体制の強化を図る必要がある。

さらに、家電リサイクル法施行に伴う家電6品目（エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫）の不適正排出や不法投棄に対応するため、現在実施しているパトロールの拡充や広報紙、市ホームページ及び看板等による啓発を強化する必要がある。

【和泉市のその他のシステムに係る課題等】

① 市民・事業者・行政のそれぞれが、ごみの発生・排出抑制のために果たすべき自らの役割を自覚し、実践する体制づくりの推進

ごみの発生・排出抑制や環境保全に対する意識が高まりつつある中、市民・事業者・行政が今後、どのような行動を実践することにより更なるごみの減量効果が得られるのか、また、ライフスタイルや事業活動の中で具体的な事例とその効果等の情報交換を行い、ごみ減量のために果たすべきそれぞれの役割を自覚し、取り組んでいく必要がある。

本市の啓発活動は、広報紙や市ホームページ等で実施しているが、より一層の充実・向上を図るためにも市民の意識調査や感想・意見等の反映や関係事業所等との連携・取り組みが必要である。

② 不法投棄ごみに対する対応の強化

ごみ減量等推進員（リサイクリン）を平成7年度から委嘱し、地域の不法投棄の監視及び通報の体制を構築している。

空き地等の公用地や私有地、道路及び公園への不法投棄防止対策や不法投棄されたごみは、占有者または管理者が責任を持って適切な対策を講じ得る効果的な啓発等が必要である。

また、日常（可燃）ごみ有料化の実施により、不適正排出や排出区分を守らず排出する行為、家電製品や適正処理困難物等を投棄する行為に対し啓発・指導体制の強化を図る必要がある。

さらに、家電リサイクル法施行に伴う家電4品目（エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫）等の不適正排出や不法投棄が後を絶たないことから、広報紙、市ホームページ及び看板等による周知を強化したり、定期的なパトロール体制を継続していく必要がある。また、不法投棄が頻繁に行われる場所には、監視カメラの設置を検討する。

③ ごみ減量化に向けた事業系ごみ（直接搬入ごみ含む）処理の構築

事業系ごみ（直接搬入ごみ含む）は、事業者責任により事業者自らが施設に搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼し処分しなければならない。

3t/月以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者や事業所の延べ床面積が 3,000 m²以上ある場合等は、「和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例及び同条例施行規則」に基づき毎年1回「事業系一般廃棄物の排出の抑制及び再利用並びに適正処理に関する計画書」を作成し、市長に提出しなければならない。

また、事業系ごみは、ごみ減量化への誘導や資源化への取り組み等を検討し、より一層の事業者責任と減量化・資源化を求めていく必要がある。

④ 経済的・効率的なごみ処理の推進

現状のごみ処理システムは、公共サービスとして、市税、ごみ処理手数料及び廃棄物発電事業収入等を主な財源として運営されている。この財源を有効に使うために、経済的かつ効率的な廃棄物処理事業の推進に努めていく必要がある。

また、本市は家庭系ごみのすべての収集・運搬を民間委託しており、市民サービスの低下を招かないよう、引き続き委託業者との連携や市職員による積極的な現場管理等に努める必要がある。

さらに、中間処理施設の運転・維持管理においても、適正な処理の水準を継続しつつ、最少の経費で最大の効果を得られるよう、適切な運転管理を行っていく必要がある。

【高石市のその他のシステムに係る課題等】

① 市民・事業者・行政のそれぞれが、ごみの発生抑制・排出抑制のために果たすべき自らの役割を自覚し、実践する体制づくりの推進

ごみの発生抑制、排出抑制や環境保全に対する意識が高まりつつある中で、市民・事業者・行政が今後、どのような行動を実践することで、更なるごみの減量効果が得られるのか、また、ライフスタイルや事業活動の中で具体的な事例とその効果等の情報交換を行い、それぞれのごみ減量に果たす役割を自覚し、取り組んでいく必要がある。

本市の啓発活動は、広報紙や市ホームページで実施しているが、より一層の充実・向上を図るためにも市民の感想・意見等の反映や関係事業所等の連携・取り組みが必要である。

② 不法投棄ごみに対する対応の強化

空き地等となっている公用地や私有地、道路及び公園への不法投棄防止対策や不法投棄されたごみは、占有者または管理者が責任を持って適切な対策を講じ得る効果的な啓発等が必要である。

また、可燃ごみの排出区分を守らず排出する行為や、家電製品や適正処理困難物等を投棄する行為の防止のため啓発・指導體制の強化を図る必要がある。

さらに、「家電リサイクル法」施行に伴う家電4品目（エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫）の不適正排出や不法投棄に対応するため、現在実施しているパトロールの拡充や広報紙、市ホームページ及び看板等による周知を強化する必要がある。

③ ごみ減量化に向けた事業系ごみ（持込ごみ）処理の見直し

事業系ごみ（持込ごみ含む）は、事業者責任により事業者自らが施設に搬入するか、一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を依頼し処分しなければならない。

月間 5,000kg 以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者は、「高石市廃棄物の減量推進及び適正処理ならびに環境美化推進に関する条例」に基づき毎年1回「事業系一般廃棄物の排出の抑制及び再利用ならびに適正処理に関する計画書」を策定し、その計画書により、事業系ごみの減量・再資源化を行わなければならない。

また、事業系ごみは、ごみ減量化への誘導や資源化への取り組み等を検討し、より一層の事業者責任と減量化・資源化を求めていく必要がある。

④ 適正なごみ処理費用負担のあり方の検討

家庭系ごみは、普通（可燃）ごみと粗大ごみの有料制を導入しているが、今後も有料制によるごみの減量化・資源化、市民負担の公平性の確保、ごみ処理経費の抑制等について、調査・検討を進めていく必要がある。

事業系ごみについても、事業者の自己処理の原則を踏まえ、減量化・資源化と併せ、適正なごみ処理費用の負担のあり方やごみ処理手数料等について、今後も調査・検討を進めていく必要がある。

第2節 ごみ処理の基本方針

1. 計画の基本的な考え方

本組合では、これまで組合市とともに資源循環型社会の形成に向け、更なるごみの減量化とリサイクルの推進に努めてきた。

近年、国において、「小型家電リサイクル法」が施行されるとともに、「国の基本方針」（平成 22 年 12 月）や「循環基本計画」（平成 25 年 5 月）が改定された。さらに、「大阪府循環型社会推進計画」（平成 24 年 3 月策定）等の計画及び廃棄物処理技術の向上等も踏まえるとともに、組合市においても、人口動態や産業の動向等の社会状況の変化、総合計画によるまちづくりの推進、地方分権に即した市民本位の行財政システムの構築を目指すなど、ごみ処理を取り巻く環境が大きく変化していることから、前計画の見直しを図り、ごみ処理の新たな基本的な方向性を構築する必要性が生じた。

したがって、本計画では、これまでの市民・事業者・行政それぞれの取り組みの効果を踏まえながら、より一層のごみの減量化・リサイクルや適正な処理・処分を進めるため、更なる啓発と今後のごみ処理施設の整備構想を展望するなど、長期的・総合的かつ計画的な視点に立ったまちづくりの将来目標及びごみ処理の基本的な方向性を定めることとする。

2. 基本理念

組合市の基本理念を表 2-2-1 に示す。

本組合では、組合市の総合計画や環境基本計画で掲げている都市像及び環境像の実現に向けたまちづくりを進められるよう、周辺地域の生活環境に配慮した中間処理及び最終処分に取り組むとともに、安全・安心な施設の維持管理を今後も継続していくものとする。

また、資源循環型社会の形成に向け、更なる「ごみの減量化とリサイクルの推進」を組合の基本理念とする。

表 2-2-1 組合市の基本理念

<p>泉大津市</p>	<p>「第4次総合計画」は、まちの将来像「住めば誰もが輝くまち 泉大津 ～なんでも近いで ええとこやで～」を実現するため、7つの政策を定めており、その一つとして「コンパクトで居心地のよいまちづくり」を掲げている。</p> <p>また、「環境基本計画」では、望ましい環境像「身近な自然・環境を大切にする心を次世代へ引き継ぐ エコ・コンパクトシティ 泉大津」を掲げている。</p> <p>これらの上位計画を受けて、本計画では、引き続き「持続可能な循環型社会の構築に向けて」を基本理念に掲げ、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を担うことで、ごみの排出抑制、再生利用、減量化及び適正処理に努め、環境保全を強化した持続可能な循環型社会の構築を目指していくものとする。</p>
<p>和泉市</p>	<p>「第4次総合計画」は、都市の将来像「一人がきらめき 共に育む 元気なまち・和泉」を実現するため、7つのまちづくり目標を定めており、その一つとして「一だれもが環境にやさしい生活を営んでいるまちー生活環境維持・改善の仕組みづくりー」を掲げている。</p> <p>また、「第2次和泉市環境基本計画」では、引き続き望ましい環境像「みんなの環でひろげる「すくすく環境、わくわくいずみ」」を掲げている。</p> <p>これらの上位計画を受けて、本計画では、引き続き「ごみゼロ社会への挑戦」を基本理念に掲げ、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を担うことで、ごみ減量化・資源化、資源の有効利用に努め、環境保全を強化した循環型社会の構築を目指していくこととする。</p>
<p>高石市</p>	<p>「第4次総合計画」は、都市目標「人間都市・高石」及びまちづくりの基本理念「市民主体のやさしさと 活力あふれる“健幸”のまち」を実現するため、5つのまちづくり目標を定めており、その一つとして「環境にやさしいまち」を掲げている。</p> <p>この上位計画を受けて、本計画では、引き続き「循環型社会の構築から確立へー適正生産・適正消費・適正廃棄ー」を基本理念に掲げ、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を担うことで、ごみ減量化・資源化、資源の有効利用に努め、環境にやさしい循環型社会の構築を目指していくこととする。</p>

3. ごみ処理の基本的な方向性

基本理念に基づき、本組合におけるごみ処理の基本的な方向性を以下のとおり定める。

本組合は、組合市と協力しごみの減量・適正分別の促進を図るとともに、組合市から排出されたごみについては、処理工程の中で積極的に資源回収し、再生利用が困難なごみについては生活環境の維持のため適正に処理を行っていく。

ごみ処理施設については、日常の適正な維持管理と整備計画に基づく適切な定期点検整備、基幹的設備の更新等の整備を適確に実施するとともに、引き続きごみ焼却時に発生する熱エネルギーを回収し、隣接するプールへの温水供給や効率的なごみ発電を推進することにより、環境への負荷を低減・抑制する施設の整備・維持管理に取り組んでいく。

また、組合市のプラスチック製容器包装等の分別収集の拡大に対応するため、平成 28 年 4 月に供用開始する資源化センターにおいて効率的な資源化処理を行っていく。

さらに、ごみの減量化・リサイクルの推進により埋立処分量の削減及び最終処分場の延命化を図っていく。

組合市のごみ処理の基本的な方向性を以下に示す。

【泉大津市の基本的な方向性】

(1) 資源循環型の地域づくり

ごみの発生・排出抑制を重視した4R(リフューズ:断る、リデュース:発生抑制、リユース:再使用、リサイクル:再生利用)への取り組みを展開し、環境への負荷を低減した循環型地域社会を構築する。

- ① 啓発活動、環境教育による意識改革の推進
- ② ごみの発生、排出を抑制する具体的取組の推進

(2) 資源循環型廃棄物処理システムの構築

ごみの収集・運搬システム、中間処理システム(選別、破碎、焼却処理等)、埋立処分というごみ処理プロセスを精査し、環境負荷の低減と資源・エネルギーの有効利用に努め、自然、地域環境に配慮した資源循環型廃棄物処理システムを構築する。

- ① 適正なごみ排出、効率的なごみの収集、運搬
- ② 施設整備、適正管理の遵守
- ③ 緊急時のごみ処理対策

(3) 資源循環型廃棄物マネジメントシステムの構築

資源循環型の地域づくりや資源循環型廃棄物処理システムの取り組みに対応し、数値目標やコスト等の定量化指標による効率的で効果的な循環型廃棄物マネジメントシステムを構築する。

- ① 推進体制の強化
- ② 進ちよく状況管理の確立
- ③ コスト管理の構築
- ④ 情報公開の推進

【和泉市の基本的な方向性】

(1) 循環型地域経済システムの構築

ごみの発生・排出抑制を重視した3R(リデュース:発生抑制, リユース:再使用, リサイクル:再生使用)の取り組みを展開し、環境への負荷を低減した循環型地域づくり

—ごみの発生・排出を抑制し、資源が円滑に循環するシステムの構築—

- ① 市民・事業者・行政が三位一体に行動する地域づくり
- ② ごみを作らない・出さない地域づくり
- ③ 地域経済と連動したリサイクル地域づくり

(2) 循環型廃棄物処理システムの構築

ごみの収集・運搬システム、中間処理システム(選別・破碎・焼却処理等)、最終処分システムというごみ処理プロセスを経て、環境負荷の低減と資源・エネルギーの有効利用に努め、自然・地域環境に配慮した循環型廃棄物処理システムを構築する。

- ① 効率的な収集・運搬体制づくり
- ② 資源循環に向けた施設づくり
- ③ 環境教育・環境学習の拠点づくり

(3) 循環型廃棄物マネジメントシステムの構築

循環型地域経済システムや循環型廃棄物処理システムの取り組みに対応し、数値目標やコスト等の定量化指標による効率的・効果的かつ計画的な循環型廃棄物マネジメントシステムを構築する。

- ① 計画の進行管理
- ② 数値目標の進捗管理
- ③ コスト管理
- ④ 情報公開

【高石市の基本的な方向性】

(1) 循環型地域経済システムの構築

ごみの発生・排出抑制を重視した4R(リフューズ:断る, リデュース:発生抑制, リユース:再使用, リサイクル:再資源化)への取り組みを展開し、環境への負荷を低減した循環型地域経済システムを構築する。

- ① 市民・事業者・行政が三位一体に行動する地域づくり
- ② ごみを作らない・出さない地域づくり
- ③ 地域経済と連動したリサイクル地域づくり

(2) 循環型廃棄物処理システムの構築

ごみの収集・運搬システム、中間処理システム(選別・破碎・焼却処理等)、埋立処分というごみ処理プロセスを経て、環境負荷の低減と資源・エネルギーの有効利用に努め、自然・地域環境に配慮した循環型廃棄物処理システムを構築する。

- ① 効率的かつ経済的な収集・運搬体制づくり
- ② 資源循環に向けた施設づくり
- ③ 環境教育・環境学習の拠点づくり

(3) 循環型廃棄物マネジメントシステムの構築

循環型地域経済システムや循環型資源・廃棄物処理システムの取り組みに対応し、数値目標やコスト等の定量化指標による効率的・効果的かつ計画的な循環型廃棄物マネジメントシステムを構築する。

- ① 計画の進行管理
- ② 数値目標の進捗管理
- ③ コスト管理
- ④ 情報公開

4. ごみ排出の数値目標

(1) 目標設定の考え方

国は、「環境基本計画」において、循環型社会の形成に向け「循環基本計画」に、施策の具体的な目標として数値目標を盛り込み、その効果を客観的に把握できるようにすることが必要であるとしている。

また、廃棄物の適正処理に関し、国の基本方針や「廃棄物処理施設整備計画」により、ごみの資源化・減量化の目標を定めている。

ごみの減量化は、ごみの資源化を含めて推進することを踏まえ、本計画においては、ごみの減量化目標を設定することとする。

(2) ごみ減量化目標の設定

本計画のごみ減量化目標は、国の循環基本計画に示す減量化目標を参考に、組合市で設定した短期及び中・長期それぞれの目標を表 2-2-2 に示す。

表 2-2-2 組合市のごみ減量化目標

泉大津市	<p>【減量化目標】(平成 12 年度対比^{※1})</p> <p>○ 1 人 1 日あたりのごみ排出量^{※2}</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中間目標 平成 32 年度 36% ・ 最終目標 平成 42 年度 36% <p>○ 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量^{※3}</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中間目標 平成 32 年度 48% ・ 最終目標 平成 42 年度 51% <p>【資源化目標 (資源化率)】</p> <p>○ 排出段階における資源化量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中間目標 平成 32 年度 20% ・ 最終目標 平成 42 年度 21%
和泉市	<p>【ごみ排出量^{※2}の減量化目標】(平成 12 年度対比^{※1})</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 短期目標 : 平成 32 年度 34% ○ 中・長期目標 : 平成 33~42 年度 34%以上
高石市	<p>【ごみ排出量^{※4}の減量化目標】(平成 12 年度対比^{※1})</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 短期目標 : 平成 32 年度 43% ○ 中・長期目標 : 平成 36~42 年度 50%

※1:循環型社会形成推進基本計画で示されている平成 12 年度に対する減量化率を達成するため。

※2: (計画収集量+直接搬入量+集団回収量)÷人口÷年間日数

※3:可燃ごみ+粗大ごみ(集団回収、資源ごみを除く。)

※4:家庭系ごみ、事業系ごみの中の可燃ごみ及び粗大ごみ。

第3節 計画収集人口・ごみ量の将来予測

1. 計画収集人口の将来予測

計画収集人口の実績及び将来予測結果を表 2-3-1 及び図 2-3-1 に示す。

表 2-3-1 計画収集人口の実績及び将来予測結果

		単位:人			
年 度		泉大津市	和泉市	高石市	組合市
実 績	平成17	78,130	182,005	61,402	321,537
	平成18	78,390	182,554	60,928	321,872
	平成19	78,230	183,529	60,774	322,533
	平成20	78,080	184,718	60,504	323,302
	平成21	77,616	186,166	60,330	324,112
	平成22	77,397	186,953	60,088	324,438
	平成23	77,294	187,334	59,448	324,076
	平成24	76,729	187,108	59,047	322,884
	平成25	76,288	187,279	58,576	322,143
	平成26	75,947	187,166	58,220	321,333
予 測	平成27	75,804	187,166	58,045	321,015
	平成28	75,661	186,933	57,710	320,304
	平成29	75,518	186,700	57,376	319,594
	平成30	75,375	186,467	57,045	318,887
	平成31	75,232	186,234	56,716	318,182
	平成32	75,087	186,000	56,388	317,475
	平成33	74,672	185,740	56,388	316,800
	平成34	74,257	185,480	56,388	316,125
	平成35	73,842	185,220	56,388	315,450
	平成36	73,427	184,960	56,388	314,775
	平成37	73,012	184,700	56,388	314,100
	平成38	72,518	184,420	56,388	313,326
	平成39	72,024	184,140	56,388	312,552
	平成40	71,530	183,860	56,388	311,778
	平成41	71,036	183,580	56,388	311,004
	平成42	70,541	183,300	56,388	310,229

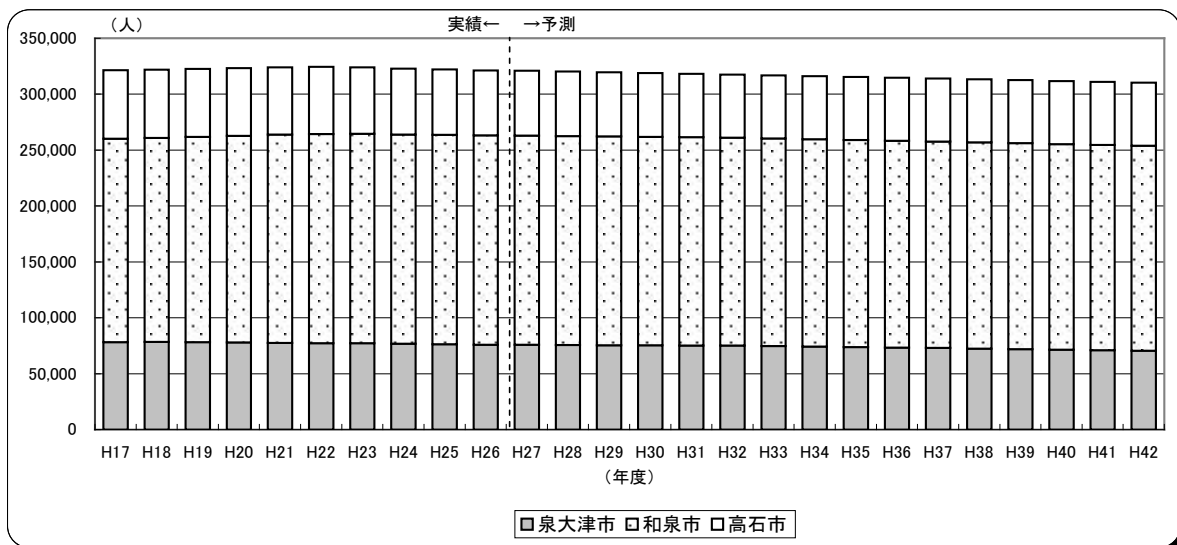


図 2-3-1 計画収集人口の実績及び将来予測結果

2. 現状推移によるごみ量の将来予測

(1) 家庭系総排出ごみの将来予測

平成 22～26 年度実績で推移した場合の、資源集団回収量も含めた家庭系総排出ごみの 1 人 1 日当たり排出量の実績及び組合市において予測した将来予測結果を表 2-3-2 及び図 2-3-2 に示す。

表 2-3-2 家庭系総排出ごみの 1 人 1 日当たり排出量の実績及び将来予測結果

		単位:g/人・日			
年 度		泉大津市	和泉市	高石市	組合市
実 績	平成22	616.52	646.79	612.49	633.22
	平成23	574.00	645.28	621.94	624.00
	平成24	567.41	637.47	632.91	619.99
	平成25	561.05	625.56	563.40	598.98
	平成26	552.59	611.91	565.78	589.53
予 測	平成27	543.71	578.25	565.02	567.71
	平成28	538.31	544.60	564.26	546.66
	平成29	533.68	542.27	563.51	544.05
	平成30	529.62	540.23	559.95	541.25
	平成31	526.02	538.40	556.78	538.75
	平成32	522.78	536.76	553.93	536.51
	平成33	519.84	535.26	551.35	534.49
	平成34	517.16	533.88	548.98	532.65
	平成35	514.68	532.61	546.79	530.95
	平成36	512.39	531.44	544.76	529.38
	平成37	510.25	530.34	542.87	527.92
	平成38	508.25	529.30	541.11	526.56
	平成39	506.37	528.33	539.44	525.27
	平成40	504.60	527.42	537.88	524.07
	平成41	502.93	526.55	536.39	522.94
	平成42	501.34	525.72	534.99	521.86

注) 和泉市は、有料化導入(H27.10.1～)による減量効果を考慮
 組合市:家庭系総排出ごみ量(t/年)÷人口÷年間日数×10⁶

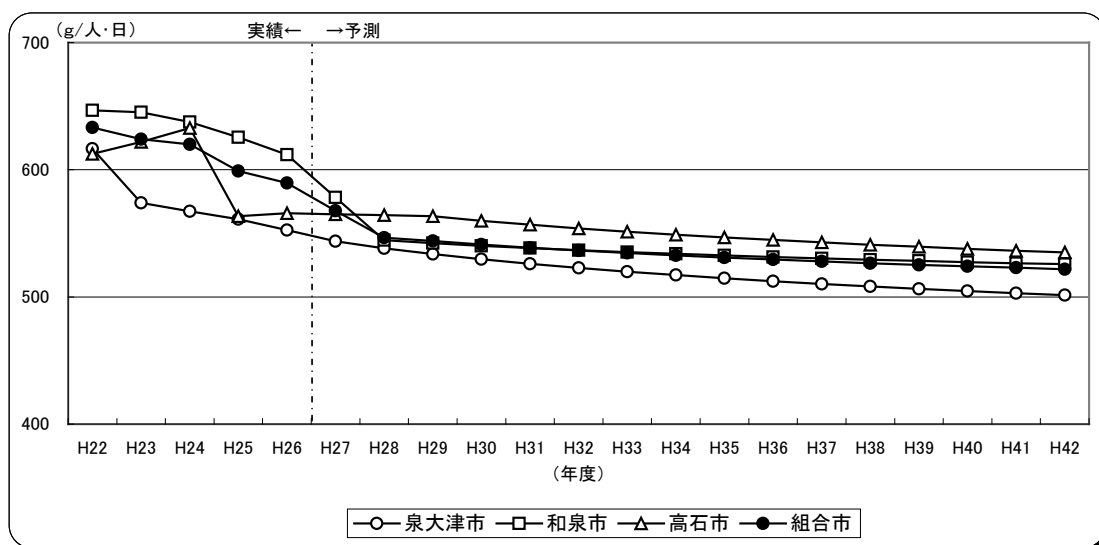


図 2-3-2 家庭系総排出ごみの 1 人 1 日当たり排出量の推移

(2) 事業系ごみの将来予測

平成 22～26 年度実績で推移した場合の、事業系ごみ（直接搬入ごみ含む）1 日当たり排出量の実績及び組合市において予測した将来予測結果を表 2-3-3 及び図 2-3-3 に示す。

表 2-3-3 事業系ごみ（直接搬入ごみ含む）1 日当たり排出量の実績及び将来予測結果

単位:t/日

年 度		泉大津市	和泉市	高石市	組合市
実 績	平成22	29.29	47.32	17.91	94.52
	平成23	29.49	48.62	17.55	95.66
	平成24	29.50	48.47	17.20	95.18
	平成25	30.91	49.11	16.69	96.71
	平成26	31.85	53.01	17.02	101.88
予 測	平成27	32.03	53.30	16.71	102.04
	平成28	32.46	53.58	16.61	102.65
	平成29	32.84	54.29	16.52	103.65
	平成30	33.16	54.90	16.44	104.50
	平成31	33.44	55.42	16.38	105.24
	平成32	33.68	55.86	16.31	105.85
	平成33	33.88	56.24	16.26	106.38
	平成34	34.06	56.56	16.21	106.83
	平成35	34.20	56.84	16.16	107.20
	平成36	34.33	57.07	16.11	107.51
	平成37	34.44	57.26	16.07	107.77
	平成38	34.53	57.43	16.04	108.00
	平成39	34.61	57.57	16.00	108.18
	平成40	34.67	57.69	15.97	108.33
	平成41	34.73	57.79	15.93	108.45
	平成42	34.78	57.87	15.90	108.55

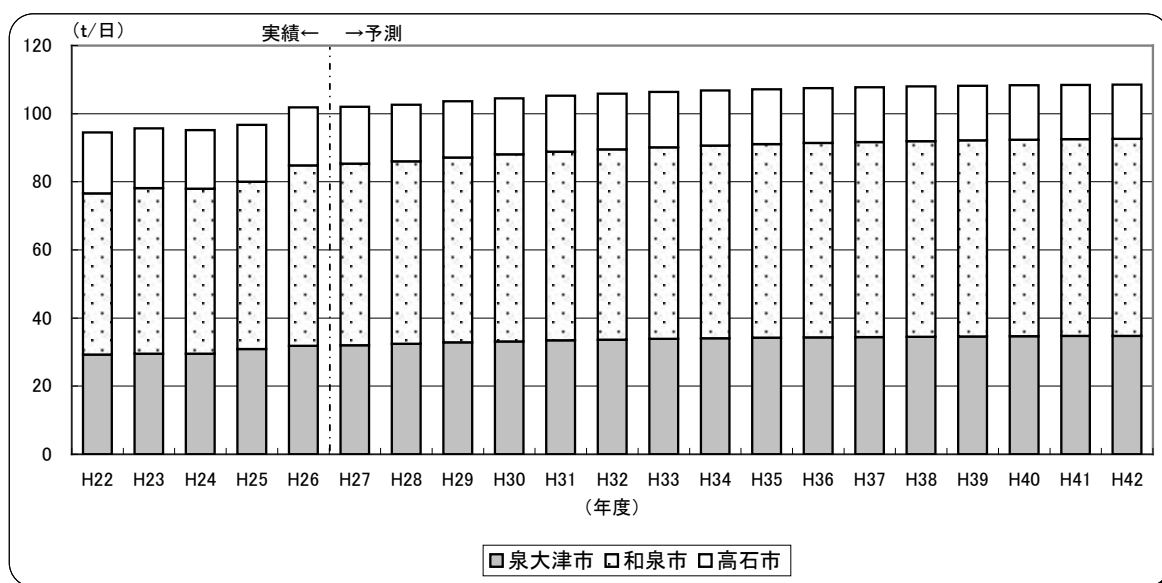
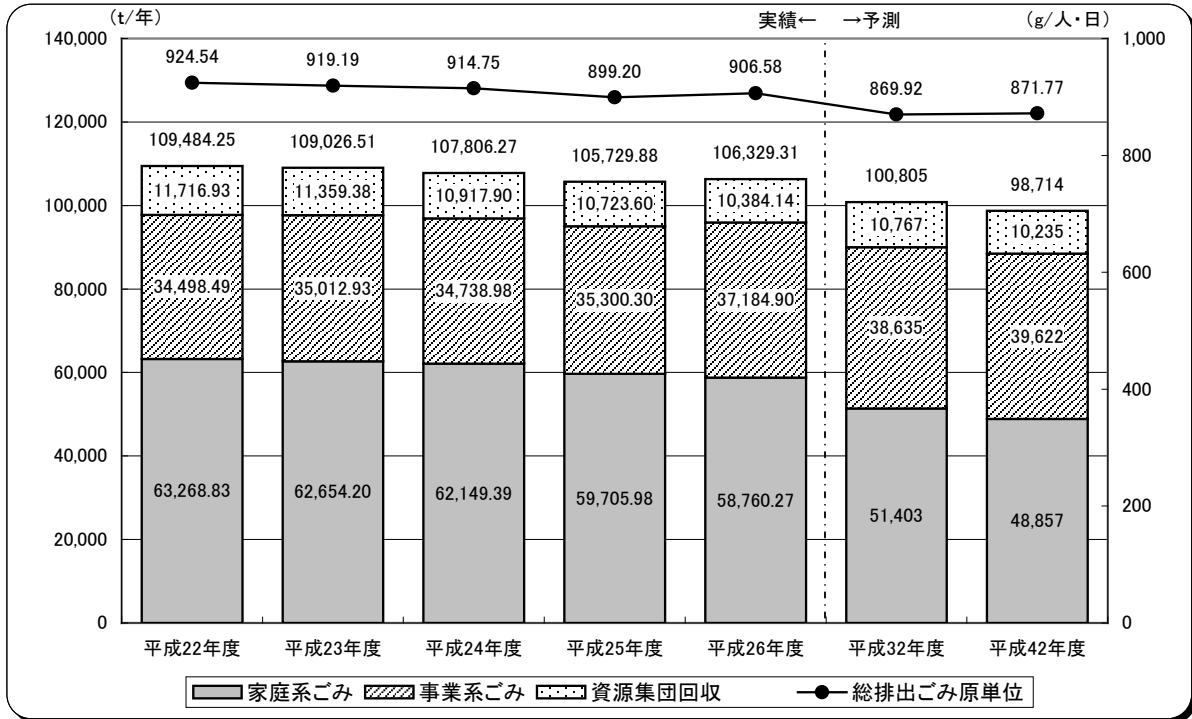


図 2-3-3 事業系ごみ（直接搬入ごみ含む）1 日当たり排出量実績の推移

(3) 現状推移による総排出ごみ量及び処理量の将来予測

平成 22～26 年度実績で推移した場合の総排出ごみ量及び処理量の将来予測結果を図 2-3-4、図 2-3-5 及び表 2-3-4 に示す。



注) 四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない箇所がある。

図 2-3-4 現状推移による総排出ごみ量の将来予測結果

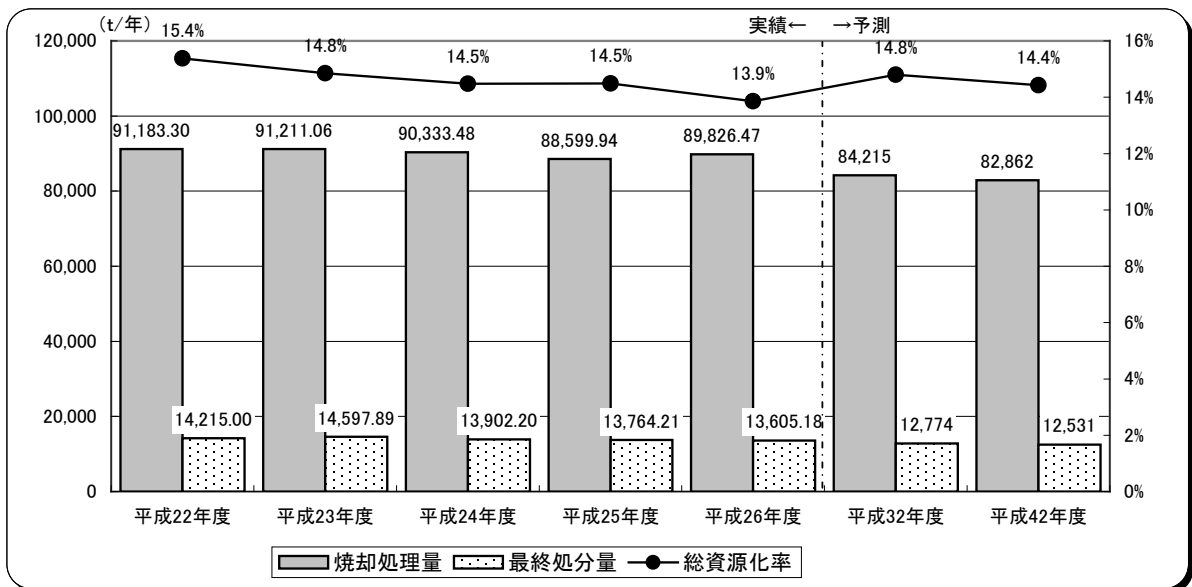


図 2-3-5 現状推移によるごみ処理量の将来予測結果

表 2-3-4 現状推移によるごみ量の予測結果

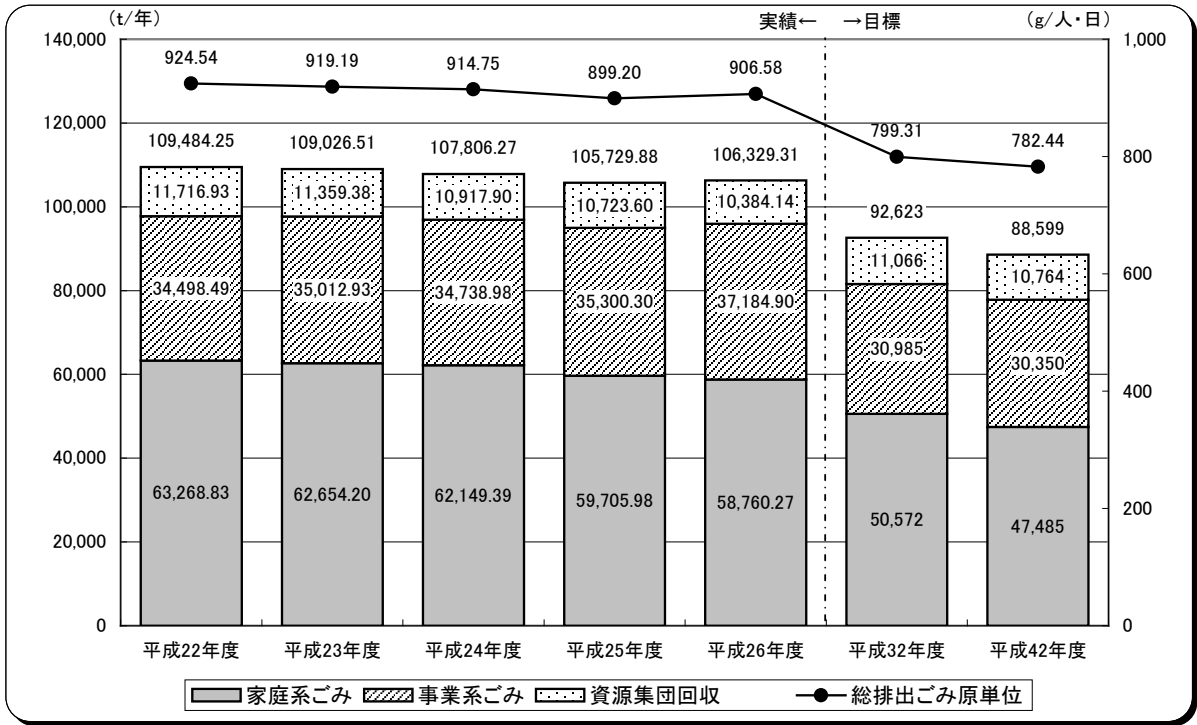
項目	年度	実 績					短期目標年度	長期目標年度	
		平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成32	平成42	
年間日数	日	365	366	365	365	365	365	365	
計画収集人口	人	324,438	324,076	322,884	322,143	321,333	317,475	310,229	
総排出ごみ	家庭系総排出ごみ	t/年	74,985.76	74,013.58	73,067.29	70,429.58	69,144.41	62,170	59,092
	資源集団回収	t/年	11,716.93	11,359.38	10,917.90	10,723.60	10,384.14	10,767	10,235
	家庭系ごみ	t/年	63,268.83	62,654.20	62,149.39	59,705.98	58,760.27	51,403	48,857
	可燃ごみ	t/年	57,172.74	56,569.20	56,253.27	53,884.44	53,216.12	46,199	43,891
	資源ごみ	t/年	5,324.38	5,301.03	5,099.15	5,038.59	4,834.15	4,531	4,320
	粗大ごみ	t/年	771.71	783.97	796.97	782.95	710.00	673	646
	事業系ごみ	t/年	34,498.49	35,012.93	34,738.98	35,300.30	37,184.90	38,635	39,622
	可燃ごみ	t/年	30,223.41	30,588.12	30,714.44	31,294.63	33,243.47	34,693	35,680
	資源ごみ	t/年	1,043.84	1,071.64	1,113.17	1,039.78	987.26	987	987
	粗大ごみ	t/年	3,231.24	3,353.17	2,911.37	2,965.89	2,954.17	2,955	2,955
	排出ごみ(家庭系+事業系)	t/年	97,767.32	97,667.13	96,888.37	95,006.28	95,945.17	90,038	88,479
	可燃ごみ	t/年	87,396.15	87,157.32	86,967.71	85,179.07	86,459.59	80,892	79,571
	資源ごみ	t/年	6,368.22	6,372.67	6,212.32	6,078.37	5,821.41	5,518	5,307
	粗大ごみ	t/年	4,002.95	4,137.14	3,708.34	3,748.84	3,664.17	3,628	3,601
総排出ごみ	t/年	109,484.25	109,026.51	107,806.27	105,729.88	106,329.31	100,805	98,714	
総排出ごみ原単位	g/人・日	924.54	919.19	914.75	899.20	906.58	869.92	871.77	
中間処理・最終処分	中間処理ごみ量	t/年	97,647.46	97,541.04	96,749.90	94,870.18	95,804.82	89,905	88,351
	可燃ごみ	t/年	87,396.48	87,157.65	86,967.77	85,179.02	86,459.75	80,892	79,571
	資源ごみ	t/年	6,248.44	6,246.20	6,074.10	5,941.71	5,681.24	5,385	5,179
	粗大ごみ	t/年	4,002.54	4,137.19	3,708.03	3,749.45	3,663.83	3,628	3,601
	焼却処理量	t/年	91,183.30	91,211.06	90,333.48	88,599.94	89,826.47	84,215	82,862
	可燃ごみ(資源回収後)	t/年	87,336.44	87,102.68	86,920.88	85,133.14	86,424.17	80,858	79,537
	粗大ごみ(破碎可燃物)	t/年	3,328.10	3,517.09	3,146.03	3,200.98	3,142.55	3,111	3,088
	資源ごみ(選別可燃物)	t/年	518.76	591.29	266.57	265.82	259.75	246	237
	粗大ごみ処理量	t/年	4,002.54	4,137.19	3,708.03	3,749.45	3,663.83	3,628	3,601
	破碎資源化物	t/年	657.73	606.14	547.88	535.81	510.80	506	502
	破碎可燃物	t/年	3,328.10	3,517.09	3,146.03	3,200.98	3,142.55	3,111	3,088
	処理困難物	t/年	16.71	13.96	14.12	12.66	9.47	10	10
	リユース品	t/年					1.01	1	1
	資源ごみ処理量	t/年	6,248.44	6,246.20	6,074.10	5,941.71	5,681.24	5,385	5,179
	可燃物	t/年	518.76	591.29	266.57	265.82	259.75	246	237
	資源化物	t/年	4,160.20	4,029.16	3,943.18	3,866.60	3,654.79	3,464	3,332
	ガレキ	t/年	1,569.48	1,625.75	1,864.35	1,809.29	1,766.70	1,675	1,610
	最終処分量	t/年	14,215.00	14,597.89	13,902.20	13,764.21	13,605.18	12,774	12,531
	焼却残渣	t/年	12,645.52	12,972.14	12,037.85	11,954.92	11,838.48	11,099	10,921
	ガレキ	t/年	1,569.48	1,625.75	1,864.35	1,809.29	1,766.70	1,675	1,610
再生利用	組合資源化量	t/年	4,999.82	4,704.33	4,552.07	4,460.95	4,211.65	4,015	3,879
	資源化率	%	5.1%	4.8%	4.7%	4.7%	4.4%	4.5%	4.4%
	組合市資源化量	t/年	119.72	126.18	138.55	136.02	140.87	133	128
	資源集団回収	t/年	11,716.93	11,359.38	10,917.90	10,723.60	10,384.14	10,767	10,235
	総資源化量	t/年	16,836.47	16,189.89	15,608.52	15,320.57	14,736.66	14,915	14,242
総資源化率	%	15.4%	14.8%	14.5%	14.5%	13.9%	14.8%	14.4%	

注) 四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない箇所がある。
 中間処理・最終処分、再生利用の予測値は、現状の分別区分、処理体制を維持した場合の値。
 組合資源化量: 可燃ごみ中の資源+破碎資源化物+処理困難物+リユース品+資源ごみ資源化物
 組合市資源化量: 泉大津市の食品トレイ+和泉市の白色トレイ及びプラスチックボトル等
 資源化率: 組合資源化量÷中間処理量×100、総資源化率: 総資源化量÷総排出ごみ量×100

3. 組合市設定のごみ減量化目標を達成した場合のごみ量の将来予測

(1) ごみ減量化目標を達成した場合の総排出ごみ量及び処理量の将来予測

組合市設定のごみ減量化目標を達成した場合のごみ量の将来予測結果を図 2-3-6、図 2-3-7 及び表 2-3-5 に示す。



注) 四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない箇所がある。

図 2-3-6 組合市設定のごみ減量化目標を達成した場合の総排出ごみ量の将来予測結果

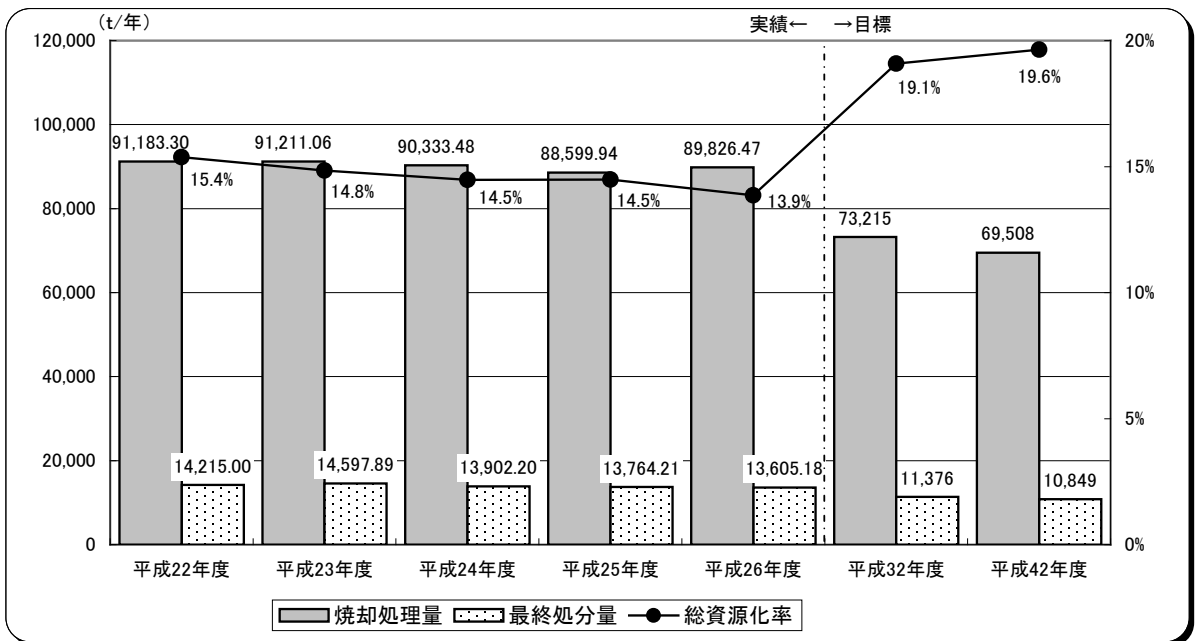


図 2-3-7 組合市設定のごみ減量化目標を達成した場合のごみ処理量の将来予測結果

表 2-3-5 組合市設定のごみ減量化目標を達成した場合のごみ量の将来予測結果

項目	年度	実績					短期目標年度	長期目標年度	
		平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成32	平成42	
年間日数	日	365	366	365	365	365	365	365	
計画収集人口	人	324,438	324,076	322,884	322,143	321,333	317,475	310,229	
総排出ごみ	家庭系総排出ごみ	t/年	74,985.76	74,013.58	73,067.29	70,429.58	69,144.41	61,638	58,249
	資源集団回収	t/年	11,716.93	11,359.38	10,917.90	10,723.60	10,384.14	11,066	10,764
	家庭系ごみ	t/年	63,268.83	62,654.20	62,149.39	59,705.98	58,760.27	50,572	47,485
	可燃ごみ	t/年	57,172.74	56,569.20	56,253.27	53,884.44	53,216.12	42,619	39,545
	資源ごみ	t/年	5,324.38	5,301.03	5,099.15	5,038.59	4,834.15	7,280	7,294
	粗大ごみ	t/年	771.71	783.97	796.97	782.95	710.00	673	646
	事業系ごみ	t/年	34,498.49	35,012.93	34,738.98	35,300.30	37,184.90	30,985	30,350
	可燃ごみ	t/年	30,223.41	30,588.12	30,714.44	31,294.63	33,243.47	27,441	26,971
	資源ごみ	t/年	1,043.84	1,071.64	1,113.17	1,039.78	987.26	951	951
	粗大ごみ	t/年	3,231.24	3,353.17	2,911.37	2,965.89	2,954.17	2,593	2,428
	排出ごみ(家庭系+事業系)	t/年	97,767.32	97,667.13	96,888.37	95,006.28	95,945.17	81,557	77,835
	可燃ごみ	t/年	87,396.15	87,157.32	86,967.71	85,179.07	86,459.59	70,060	66,516
	資源ごみ	t/年	6,368.22	6,372.67	6,212.32	6,078.37	5,821.41	8,231	8,245
	粗大ごみ	t/年	4,002.95	4,137.14	3,708.34	3,748.84	3,664.17	3,266	3,074
	総排出ごみ	t/年	109,484.25	109,026.51	107,806.27	105,729.88	106,329.31	92,623	88,599
総排出ごみ原単位	g/人・日	924.54	919.19	914.75	899.20	906.58	799.31	782.44	
中間処理・最終処分	中間処理ごみ量	t/年	97,647.46	97,541.04	96,749.90	94,870.18	95,804.82	81,557	77,835
	可燃ごみ	t/年	87,396.48	87,157.65	86,967.77	85,179.02	86,459.75	70,060	66,516
	資源ごみ	t/年	6,248.44	6,246.20	6,074.10	5,941.71	5,681.24	8,231	8,245
	粗大ごみ	t/年	4,002.54	4,137.19	3,708.03	3,749.45	3,663.83	3,266	3,074
	焼却処理量	t/年	91,183.30	91,211.06	90,333.48	88,599.94	89,826.47	73,215	69,508
	可燃ごみ(資源回収後)	t/年	87,336.44	87,102.68	86,920.88	85,133.14	86,424.17	70,030	66,488
	粗大ごみ(破碎可燃物)	t/年	3,328.10	3,517.09	3,146.03	3,200.98	3,142.55	2,809	2,643
	資源ごみ(選別可燃物)	t/年	518.76	591.29	266.57	265.82	259.75	376	377
	粗大ごみ処理量	t/年	4,002.54	4,137.19	3,708.03	3,749.45	3,663.83	3,266	3,074
	破碎資源化物	t/年	657.73	606.14	547.88	535.81	510.80	456	430
	破碎可燃物	t/年	3,328.10	3,517.09	3,146.03	3,200.98	3,142.55	2,809	2,643
	処理困難物	t/年	16.71	13.96	14.12	12.66	9.47	0	0
	リユース品	t/年					1.01	1	1
	資源ごみ処理量	t/年	6,248.44	6,246.20	6,074.10	5,941.71	5,681.24	8,231	8,245
	可燃物	t/年	518.76	591.29	266.57	265.82	259.75	376	377
資源化物	t/年	4,160.20	4,029.16	3,943.18	3,866.60	3,654.79	6,128	6,180	
ガレキ	t/年	1,569.48	1,625.75	1,864.35	1,809.29	1,766.70	1,727	1,688	
最終処分量	t/年	14,215.00	14,597.89	13,902.20	13,764.21	13,605.18	11,376	10,849	
焼却残渣	t/年	12,645.52	12,972.14	12,037.85	11,954.92	11,838.48	9,649	9,161	
ガレキ	t/年	1,569.48	1,625.75	1,864.35	1,809.29	1,766.70	1,727	1,688	
再生利用	組合資源化量	t/年	4,999.82	4,704.33	4,552.07	4,460.95	4,211.65	5,538	5,586
	資源化率	%	5.1%	4.8%	4.7%	4.7%	4.4%	6.8%	7.2%
	組合市資源化量	t/年	119.72	126.18	138.55	136.02	140.87		
	資源集団回収	t/年	11,716.93	11,359.38	10,917.90	10,723.60	10,384.14	11,066	10,764
	総資源化量	t/年	16,836.47	16,189.89	15,608.52	15,320.57	14,736.66	17,681	17,403
総資源化率	%	15.4%	14.8%	14.5%	14.5%	13.9%	19.1%	19.6%	

注) 四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない箇所がある。

組合資源化量: 可燃ごみ中の資源+破碎資源化物+処理困難物+リユース品+資源ごみ資源化物
 組合市資源化量: 泉大津市の食品トレイ+和泉市の白色トレイ及びプラスチックボトル等
 資源化率: 組合資源化量÷中間処理量×100、 総資源化率: 総資源化量÷総排出ごみ量×100

(2) 国及び大阪府の目標値達成状況

平成 22～26 年度実績で推移した場合の予測値と、組合市設定の減量化目標を達成した場合の目標値について、国の循環基本計画（平成 25 年 5 月）の目標値と比較したものを表 2-3-6 に示す。

なお、大阪府の目標値（大阪府廃棄物処理計画）は、平成 27 年度の目標を掲げているが、本計画は平成 27 年度に策定作業を進めている状況であることから、比較は行わないものとする。

国の目標値は、平成 32 年度において総排出ごみ量（g/人・日）を平成 12 年度比で約 25%減（890g/人・日）、資源ごみを除いた家庭系ごみ量（g/人・日）を平成 12 年度比で約 25%減（500g/人・日）、事業系ごみ量（t/年）を平成 12 年度比で約 35%減としており、本組合の平成 32 年度目標値はいずれも国の目標値を達成している。

表 2-3-6 国目標値との比較（組合市）

項目	年度 単位	実 績			平成32年度(短期目標)				国目標値 平成32 年度	
		平成12年度 (基準年度)	平成26年度 (参考)		予 測 値		目 標 値			
			平成12年 度対比	予 測 値	平成12年 度対比	予 測 値	平成12年 度対比			
計画収集人口	人	315,619	321,333	1.81%	317,475	0.59%	317,475	0.59%		
年間日数	日	365	365	—	365	—	365	—		
資源集団回収	t/年	11,094.29	10,384.14	-6.40%	10,767	-2.95%	11,066	-0.25%		
	g/人・日	96.30	88.54	-8.07%	92.92	-3.52%	95.50	-0.84%		
家庭系ごみ	t/年	82,359.27	58,760.27	-28.65%	51,403	-37.59%	50,572	-38.60%		
	g/人・日	714.92	501.00	-29.92%	443.59	-37.95%	436.42	-38.95%		
	可燃ごみ	t/年	73,625.96	53,216.12	-27.72%	46,199	-37.25%	42,619	-42.11%	
		g/人・日	639.11	453.73	-29.01%	398.69	-37.62%	367.79	-42.45%	
	資源ごみ	t/年	5,279.81	4,834.15	-8.44%	4,531	-14.18%	7,280	37.88%	
		g/人・日	45.83	41.22	-10.07%	39.10	-14.68%	62.82	37.08%	
	粗大ごみ	t/年	3,453.50	710.00	-79.44%	673	-80.51%	673	-80.51%	
		g/人・日	29.98	6.05	-79.81%	5.81	-80.63%	5.81	-80.63%	
	可燃ごみ+ 粗大ごみ	t/年	77,079.46	53,926.12	-30.04%	46,872	-39.19%	43,292	-43.83%	
		g/人・日	669.09	459.78	-31.28%	404.49	-39.55%	373.60	-44.16%	-25%
事業系ごみ	t/年	48,924.56	37,184.90	-24.00%	38,635	-21.03%	30,985	-36.67%	-35%	
総排出ごみ	t/年	142,378.12	106,329.31	-25.32%	100,805	-29.20%	92,623	-34.95%		
	g/人・日	1,235.91	906.58	-26.65%	869.92	-29.61%	799.31	-35.33%	-25%	

注) 四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない箇所がある。

総排出ごみ: 資源集団回収+家庭系ごみ+事業系ごみ

予測値: 現状推移による予測値、目標値: 組合市設定の減量化目標を達成した場合

国目標値: 循環型社会形成推進基本計画(平成25年5月)の目標値(平成12年度実績に対する削減率)

第4節 ごみ処理の基本施策

1. ごみの発生・排出抑制、分別排出のための施策

(1) 啓発活動、環境教育による意識改革の推進

① PR、啓発事業、リサイクル教育の充実

市民・事業者・行政それぞれの日常的な連携の推進に向けて、ごみ減量、リサイクル推進の意識の定着のために、幼児から大人までの一貫した環境教育を積極的に行い、各種イベント、キャンペーン、施設見学及び講演会を実施するとともに、図書、DVD等を活用するなど学習・交流の機会を拡充していく。

さらに、情報化を総合的に進めるとともに、インターネット等を利用したPRや啓発にも努めていく。

また、市民がごみ処理に対して信頼と安全・安心を実感できるように、ごみ処理施設や最終処分場等の情報も公開していくとともに、事業者に対しても、ごみ減量の出前講座やセミナー、実践事例の情報提供等を充実させていく。

【基本的な取り組み】

泉大津市	<ul style="list-style-type: none"> ○地域と連携した環境教育の推進 ○ITを活用した啓発、PRの実施 ○ごみ処理や最終処分場の情報提供 ○ごみ収集車を利用したPR、啓発 ○地域環境基金を活用した啓発活動、環境教育の実施
和泉市	<ul style="list-style-type: none"> ○環境教育の推進 ○ITを活用した啓発 ○ごみ処理・処分施設の情報提供
高石市	<ul style="list-style-type: none"> ○環境教育の推進 ○ITを活用した啓発 ○ごみ処理・処分施設の情報提供 ○PR・啓発事業・リサイクル等のマグネットパネルを貼付したパッカー車の収集

② ごみ減量関連事業の支援

市民・事業者・各種団体等が環境にやさしい行動を積極的に実践できるよう、ごみの減量化・資源化に関する情報を提供するとともに、関係者が自主的かつ活発な交流及び情報の発信と交換等を行うことができるシステムづくりを支援していく。

【基本的な取り組み】

- ごみ減量化・資源化に関する情報発信等システムの構築
- 家庭系ごみ・事業系ごみの減量化・資源化の事例調査・研究

③ 適正処理困難物の処理促進

本組合のごみ処理施設における適正処理が困難な廃棄物を市民に周知するとともに、そのリサイクル及び処理についての販売店引き取り等を含めた適正処理ルートを確立していく。

【基本的な取り組み】

- 適正処理困難物の周知と処理ルートの確立

④ 環境美化の推進、不法投棄の防止

広場、道路等のごみの散乱を防止し、きれいなまちづくりを推進するため、関係諸団体と連携し、キャンペーン等の啓発事業を実施する。

自治会・各種団体・事業者が連携し、不法投棄防止パトロールの実施などにより、不法投棄や不適正排出を防止する。

【基本的な取り組み】

泉大津市	<ul style="list-style-type: none">○不法投棄防止の看板の設置○公用車のパトロールや自治会、衛生委員会等による不法投棄、不適正排出の監視
和泉市	<ul style="list-style-type: none">○地域清掃活動の支援○不法投棄防止の看板設置○不法投棄防止監視パトロールの強化○職員通報システムの構築
高石市	<ul style="list-style-type: none">○環境美化キャンペーン活動の実施○不法投棄防止の看板の設置○「環境美化・不法投棄防止」のマグネットパネルを貼付した公用車のパトロール巡回○一般廃棄物収集運搬業許可業者との連絡協力・連携○ボランティアによる清掃ごみの回収○不法投棄に対する法律の罰則規定の周知と取り締まりの徹底強化・追跡調査の対応を検討

(2) ごみの発生・排出を抑制する具体的取り組みの推進

① 家庭系可燃ごみの有料制の充実

組合市が実施している家庭系可燃ごみの有料制については、実施状況及びその効果について点検・評価を行い、必要に応じて効果の維持もしくは効果を向上させる対策を検討、実施していくとともに、実施状況や効果結果を市民に公表することによって、市民の更なる意識改革を図るものとする。

【基本的な取り組み】

泉大津市	○有料化の実施状況及び効果についての点検・評価及び公表 ○地域環境基金活用事業の充実
和泉市	○有料化の実施状況及び効果についての点検・評価及び公表
高石市	○有料化の実施状況及び効果についての点検・評価及び公表 ○無料普通ごみ処理券配付枚数の検討

② 分別排出区分の拡充と資源化拡大

組合市におけるごみの分別区分を表 2-4-1 に示す。

組合市では、分別回収品目で未実施であった「プラスチック製容器包装」（容器包装プラスチック、その他プラスチック製容器包装）の分別収集を実施する。

本組合では、小型家電リサイクル法に基づき、粗大ごみ処理施設においてデジタルカメラ等の 7 品目の使用済小型電子機器等を選別回収しており、今後も継続するとともに回収品目を拡充していく。また、組合市においても小型家電の回収システムについて検討を行う。

【基本的な取り組み】

泉大津市	○平成 28 年 4 月から食品トレイも含めて容器包装プラスチックとして分別収集を実施 ○容器包装プラスチック分別収集の説明会や出前講座など市民への周知徹底 ○小型家電リサイクル回収システム整備 ○分別収集計画の見直し
和泉市	○その他プラスチック製容器包装分別収集の実施 ○小型家電リサイクル回収システム整備の研究 ○店頭回収等の回収先拡充
高石市	○平成 28 年 4 月からプラスチック製容器包装の分別収集を実施 ○プラスチック製容器包装分別収集の説明会や出前講座など市民への周知徹底 ○小型家電リサイクル回収システムの検討 ○分別収集計画の見直し

表 2-4-1 ごみの分別計画

項 目		泉大津市	和泉市	高石市	
可燃ごみ		可燃ごみ	日常(可燃)ごみ	普通(可燃)ごみ	
粗大ごみ		粗大ごみ	粗大ごみ	粗大ごみ	
資源ごみ	缶類	資源ごみA	資源物	資源ごみ	
	ビン類	資源ごみA	資源物	資源ごみ	
	乾電池	資源ごみA	資源物	不燃ごみ	
	せともの類	資源ごみB	資源物	不燃ごみ	
	ガラス類	資源ごみB	資源物	不燃ごみ	
	蛍光灯(破損)	資源ごみB	資源物	不燃ごみ	
	蛍光灯(未破損)	資源ごみA	蛍光灯	不燃ごみ	
	ペットボトル	資源ごみC	新分別	資源ごみ	
	プラスチック製容器包装 (白色トレイ含む)	資源ごみC (平成28年4月～)	新分別 (平成29年度以降)	資源ごみ (平成28年4月～)	
	古紙類	新聞	資源ごみD	新分別	— (集団回収)
		雑誌	資源ごみD	新分別	— (集団回収)
		段ボール	資源ごみD	新分別	— (集団回収)
		飲料用紙パック	資源ごみD	新分別	— (集団回収)
雑紙		資源ごみD	新分別	— (集団回収)	
古布類	— (集団回収)	新分別	— (集団回収)		

注) 平成28年3月時点での計画。

③ 資源集団回収システムの拡充

組合市では、自治会・町内会・子ども会等が行う資源集団回収の支援を継続するとともに、支援制度の周知を図り、積極的な参加の呼びかけと啓発について推進していく。

【基本的な取り組み】

泉大津市	<ul style="list-style-type: none"> ○有価物集団回収の対象品目の拡充検討 ○未参加の自治会、子供会等への積極的な働きかけとPRの実施 ○地域環境基金の活用
和泉市	<ul style="list-style-type: none"> ○再資源化集団回収の啓発・強化 ○行政回収から集団回収への排出移行の誘導 ○集団回収未実施地域への呼びかけ
高石市	<ul style="list-style-type: none"> ○有価物集団回収奨励金交付制度の啓発の強化

④ 不用品等のリユースの促進

組合市では、フリーマーケットやリサイクルショップ等の情報をインターネット等で提供し、不用品等の再使用を促進していく。

本組合においても、引き続き泉北環境クリーンフェスティバルでのフリーマーケット等の開催を継続するとともに、組合市との合同フリーマーケットの開催について検討する。また、粗大ごみから再使用可能な家具等のリユース事業を拡充するとともに、泉北リユース館でのリユース関連情報の提供を進めていく。

【基本的な取り組み】

泉大津市	<ul style="list-style-type: none"> ○フリーマーケット、リサイクルショップ関連情報提供システムの構築 ○本市、和泉市、高石市及び組合の合同フリーマーケットの開催 ○本市、和泉市、高石市における不要品等のリユースの広域化 ○本市独自のリユースセンターの整備
和泉市	<ul style="list-style-type: none"> ○リサイクルプラザ関連情報提供システムの構築 ○フリーマーケットの開催検討 ○不用品等のリユースの広域化
高石市	<ul style="list-style-type: none"> ○フリーマーケット、リサイクルショップ関連情報提供システムの構築 ○本市、泉大津市、和泉市及び組合の合同フリーマーケットの開催 ○本市、泉大津市、和泉市における不用品等のリユースの広域化

⑤ 家庭における生ごみ減量化の推進

家庭内での食品ロスの削減や水切りの徹底についての啓発を行い、生ごみ発生の抑制に努める。

また、組合市において、電動式生ごみ処理機や生ごみ堆肥化容器等は、家庭から排出される生ごみの減量化、資源化のための有効な手段であるので、関連情報の提供を積極的に行うとともに購入助成金制度の周知に努める。

【基本的な取り組み】

泉大津市	<ul style="list-style-type: none"> ○電動式生ごみ処理機、生ごみコンポスト購入助成金制度の推進 ○出前講座等における電動式生ごみ処理機、生ごみコンポストのPR ○食品ロスの徹底、生ごみの水切りの徹底
和泉市	<ul style="list-style-type: none"> ○食品ロスの削減、生ごみの水切りの徹底についての啓発 ○生ごみ堆肥化容器購入費補助制度の拡充やPR、啓発の充実 ○生ごみ処理器「キエーロ」の効果の検証
高石市	<ul style="list-style-type: none"> ○食品ロスの削減、生ごみの水切りの徹底についての啓発 ○家庭用生ごみ処理機等購入補助制度のPR及び啓発の充実

⑥ 事業系ごみの排出管理と指導の徹底

事業系ごみについては、業種に応じたごみの発生抑制・資源化方法について指導・啓発を行い、事業者責任の確立やごみ減量指導を強化する。

また、事業者・組合市・組合それぞれが高い意識を持ちながら、ごみ減量の取り組みを進める仕組みを構築するとともに、これらの取り組みが互いに連携し、有機的なつながりを保たれるよう、本組合がコーディネーターとしての役割を担っていく。

【基本的な取り組み】

泉大津市	<ul style="list-style-type: none"> ○事業系ごみ排出実態の把握 ○多量排出事業者または廃棄物管理責任者の減量計画書提出の徹底化及び減量指導 ○家庭系ごみ排出への混入防止の指導強化 ○許可業者等と連携した資源分別収集システムの形成
和泉市	<ul style="list-style-type: none"> ○事業系ごみ排出実態の把握 ○ごみ減量ガイドライン・マニュアルの作成検討 ○事業所向け自主回収の協力要請 ○事業所向け実践事例情報提供 ○事業所向けリサイクルシステム及びリサイクル業者の情報提供 ○多量排出事業者に対する減量の協力要請 <ul style="list-style-type: none"> ・多量排出事業者に対する減量計画書提出の徹底 ・廃棄物管理責任者への減量の協力要請 ・多量排出事業所の立入調査実施の検討 ・優良事業所の表彰制度導入の検討
高石市	<ul style="list-style-type: none"> ○事業系ごみ排出実態の継続的把握 ○多量排出事業者に対する減量指導の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・多量排出事業者対象者の見直しと減量計画書提出の徹底化 ・廃棄物管理責任者への減量指導の強化 ・多量排出事業所の立入検査実施の検討 ○家庭系ごみ排出への混入防止の指導強化 ○許可業者等と連携した資源分別収集システムの形成

⑦ 行政のリサイクル実践行動

組合市では、公共施設におけるごみの減量リサイクルを率先して実施し、併せて学校給食等の生ごみリサイクルや緑（剪定枝、落ち葉など）のリサイクルを推進する。

また、職員の減量リサイクル意識を徹底し、公共施設におけるごみ減量リサイクルに積極的に取り組んでいく。

【基本的な取り組み】

泉大津市	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園における、資源循環型システムモデル事業の推進 ○給食生ごみ堆肥化事業の推進 ○市内幼稚園、保育所、認定こども園、小中学校並びに公共施設等での落葉堆肥化事業の推進 ○街路樹や公園等の剪定枝葉のチップ化テスト事業 ○廃食用油の再生利用の調査、研究(BDF(バイオディーゼル燃料)への)活用等 ○研修などを通じて職員のごみ減量意識の徹底、実践
和泉市	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の減量意識の徹底 ○学校給食等の生ごみリサイクルの検討 ○公園等の剪定枝活用促進の検討
高石市	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設で不用となった文書類等の溶解処理の促進 ○学校給食等の生ごみリサイクルの検討 ○公園等の剪定枝の活用の検討 ○職員の減量意識の徹底

2. ごみの適正処理のための施策

(1) ごみ処理体系

本組合におけるごみ処理計画フローを図 2-4-1 に、ごみの処理・処分方法を表 2-4-2 に示す。

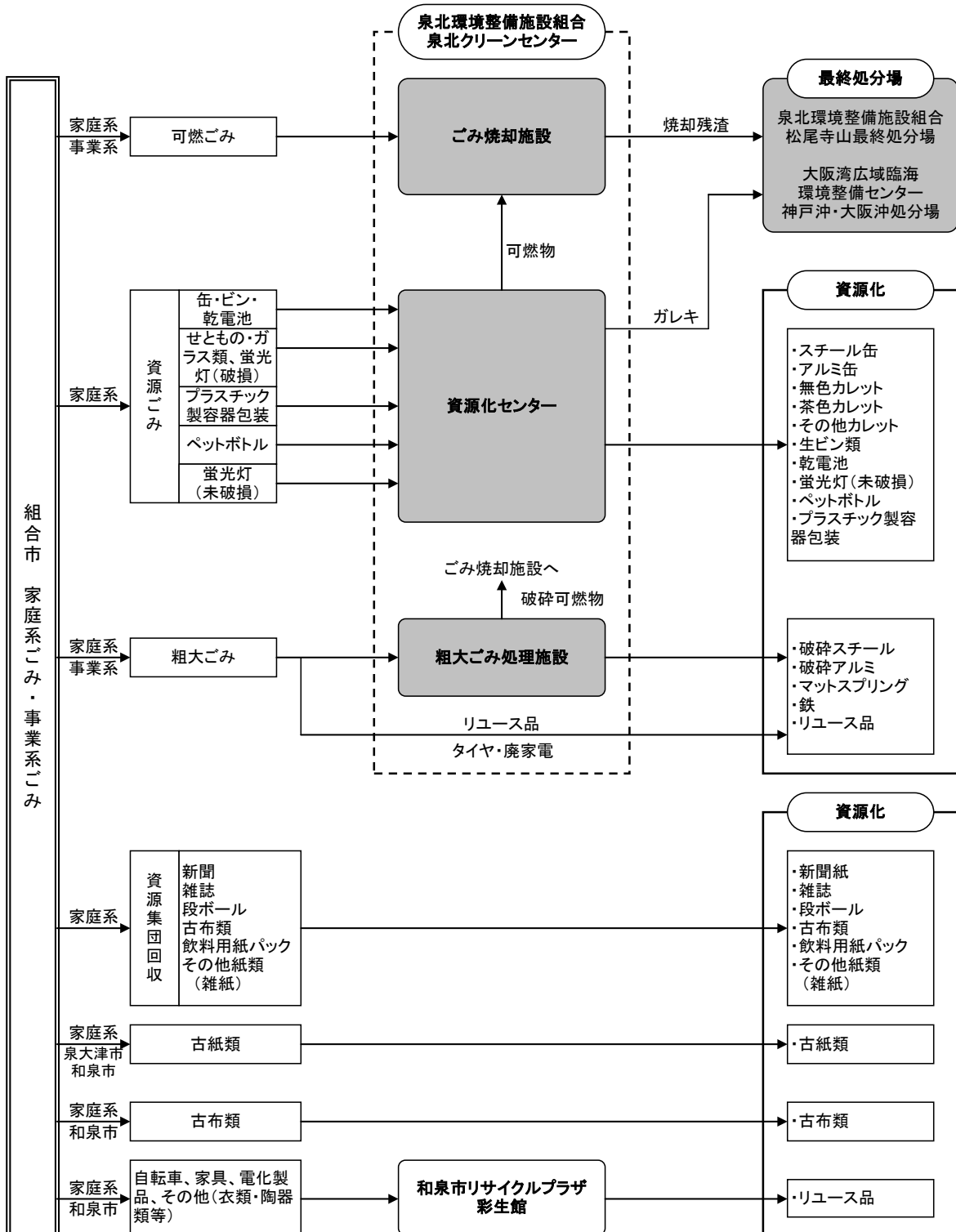


図 2-4-1 ごみ処理計画フロー

可燃ごみについては、ペットボトル等の資源を回収した後、ごみ焼却施設において焼却処理する。焼却に伴い発生する熱エネルギーは、発電及び温水供給等の有効利用を行い、焼却残渣は埋立処分する。

資源ごみは、資源化センターにおいて資源化处理し、選別可燃物は焼却処理、ガレキは埋立処分する。

粗大ごみは、再生可能な家具等をリユースし、粗大ごみ処理施設において破碎選別処理し、破碎スチール・アルミは資源回収、破碎可燃物は焼却処理する。

表 2-4-2 ごみの処理・処分方法

ごみの種類		中間処理方法	中間処理生成物	
				処理・処分
可燃ごみ		焼却	焼却残渣(主灰、固化灰)	埋立処分
資源ごみ	缶類	選別・圧縮	スチール缶成型品	資源化
			アルミ缶成型品	資源化
	ビン類	選別	生ビン	資源化
			無色カレット	資源化
			茶色カレット	資源化
			その他カレット	資源化
			ガレキ	埋立処分
	乾電池	選別	乾電池	資源化
	せともの・ガラス類 蛍光灯(破損)	選別	ガレキ	埋立処分
			カレット(ガラス類)	資源化
	蛍光灯(未破損)	保管	蛍光灯(未破損)	資源化
	ペットボトル	選別・圧縮梱包	ペットボトル梱包品	資源化
プラスチック製 容器包装	選別・圧縮梱包	プラスチック製容器包装梱包品	資源化	
ペットボトル (場内資源回収)	選別・圧縮梱包	ペットボトル梱包品	資源化	
粗大ごみ	破碎・選別	破碎スチール	資源化	
		破碎アルミ	資源化	
		破碎可燃物	焼却処理	
	再生	リユース品(家具等)	資源化	

(2) 適正なごみ排出、効率的なごみの収集・運搬

① ごみ排出ルールの遵守、指導徹底

組合市では、ごみ集積所や地域の清潔保持と管理強化を図るため、廃棄物減量等推進員や自治会等各種団体の協力を得ながら、自治会未加入者なども含めたごみの排出ルールの遵守・指導及び不法投棄防止対策を行っていく。

【基本的な取り組み】

泉大津市	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみの排出方法の周知徹底 ○転入者、ワンルームマンション居住者等自治会未加入者、外国人居住者に対するごみの排出方法の周知徹底 ○自治会、衛生委員会等各種団体を通じて地域への周知徹底
和泉市	<ul style="list-style-type: none"> ○チラシの発行によるごみの分け方・出し方の周知徹底の継続 ○出前講座によるごみの分け方・出し方の周知徹底の充実 ○ごみ減量等推進員(リサイクリン)と連携した地域への周知徹底 ○未分別ごみへの警告シールの貼付 ○未分別ごみの多いマンション等に対するごみの分け方・出し方の指導
高石市	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみの分別と出し方の周知徹底の継続 ○転入者・ワンルームマンション居住者等自治会未加入者・外国人居住者に対するごみの分別と出し方の周知徹底の継続 ○高石市廃棄物減量等推進員による地域への周知徹底

② 収集運搬体制の効率化の向上

組合市では、今後の収集品目の拡充・変更やごみ収集量の地域分布、収集経路やごみの排出者の利便性等を勘案し、収集運搬体制の効率化を図っていく。

【基本的な取り組み】

泉大津市	○リサイクルと適正処理に適した収集体制の確立
和泉市	<ul style="list-style-type: none"> ○リサイクルと適正処理に適した収集体制の確立 ○福祉部門や町会・自治会等ボランティアとの連携
高石市	○リサイクルと適正処理に適した収集体制の確立

③ 収集作業環境の向上

組合市では、収集作業の安全性や効率性を高め、良好な作業環境の確保と分別排出の徹底を図るため、委託業者への研修等を検討、実施していくことや、委託業者との定期的な会議を通じ連携を深める。

また、ごみ収集運搬車両の機能強化と適正な運行管理を継続するとともに、低公害車等の導入を促進していく。

【基本的な取り組み】

和泉市	<ul style="list-style-type: none"> ○交通安全研修等の実施と職員の意識向上 ○分別排出の徹底等による収集作業員の安全確保 ○環境に配慮した収集機材(車両など)の導入
高石市	<ul style="list-style-type: none"> ○分別排出の徹底等による収集作業員の安全確保 ○委託業者との定期的な会議の開催 ○環境負荷の少ない収集車の導入

④ 地域ボランティアによる廃棄物の適正管理

組合市では、廃棄物減量等推進員や自治会、衛生委員会等各種団体と連携し、市民参加による地域の廃棄物の適正管理を進めていく。

【基本的な取り組み】

泉大津市	○自治会、衛生委員会等各種団体との連携
高石市	○地域ボランティアの育成、組織化

(3) 施設整備、適正管理の遵守

① ごみ焼却施設の適正な管理の推進

ごみ焼却施設(1・2号炉)については、維持管理の徹底と周辺環境に配慮した運転管理を継続するとともに、焼却処理時に発生する熱エネルギーの有効利用(廃棄物発電事業)も継続的に進めていく。

また、本組合と組合市の協力によりごみ焼却施設の延命化を図る。

【基本的な取り組み】

- ごみ焼却施設の維持管理の徹底
- エネルギーの有効活用及び周辺の環境に配慮したごみ焼却施設の運転管理
- 本組合と組合市の協力によりごみ焼却施設の延命化を図る。

② 資源化センター、啓発施設の適正管理と運営

平成28年4月供用開始の資源化センターについては、効率的な資源回収を行うための管理・運営体制を整備する。また、新たに資源化処理を行うプラスチック製容器包装については、分別基準適合物として指定法人への再商品化を委託するとともに、他の容器包装についても指定法人ルートによる再商品化を検討していく。さらに、既存の啓発施設や新たに整備された泉北リユース館における啓発機能の充実を図る。

【基本的な取り組み】

- 効率的な資源回収を行うための管理・運営体制の整備
- プラスチック製容器包装等の指定法人ルートによる再商品化の検討
- 市民が積極的に利用できる啓発機能の充実

③ 最終処分場の適正な管理の推進

本組合では、松尾寺山最終処分場の水質検査等を定期的を実施し、結果を公表し、適正な維持管理を行う。

【基本的な取り組み】

- 松尾寺山最終処分場施設の延命化
- ごみ減量化・資源化による最終処分量の削減

(4) 緊急時のごみ処理対策

① 事前の対策

阪神・淡路大震災や東日本大震災でも明らかなように、大地震による災害は被害が広範囲に及ぶほか、ライフラインや交通の途絶などの社会に与える影響は、計り知れない。廃棄物の発生量も他の災害と比べ大量であるほか、交通の途絶等に伴い可燃ごみについても平常時の収集、処理を行うことが困難になる。

また、大規模な水害が発生した場合も、一時的に大量の廃棄物が発生し、さらに道路の通行不能等によって、平常時と同様の収集、運搬処理では困難となる。

本組合及び組合市は、大阪府泉州地域の各市町等と「一般廃棄物（ごみ）処理に係る相互支援基本協定」を締結しており、災害発生時や施設事故等に対し、一般廃棄物（ごみ）処理に係る総合的な相互支援を図る。

【基本的な取り組み】

和泉市	○危機管理所管と協議を行う。
高石市	○災害廃棄物処理計画策定の検討

② 緊急時における対策

他の自治体や関係諸団体との総合的な相互支援体制を拡充するとともに、廃棄物処理施設の耐震化、災害時に必要となる設備、機材の確保などの一般廃棄物に係る緊急時の対策と整備を行っていく。

本組合においても、ごみ処理施設の耐震化、災害時に必要となる設備、機材の確保などのごみに係る緊急時の対策と整備を図る。

【基本的な取り組み】

- 廃棄物処理施設の防災体制の整備

③ 災害時の的確かつ迅速な対応

他の自治体や関係諸団体との総合的な相互支援体制を推進する。災害発生時のごみ処理の指針となる組合市の「地域防災計画」に基づいて、災害発生時に的確かつ迅速な対応を図る。

【基本的な取り組み】

- 広域的連携の強化
- 周辺自治体との連携強化
- 震災等災害時の相互応援、支援体制の拡充

④ 環境に配慮した復旧

市民生活の平常化や都市機能の回復を早期に実現するため、災害廃棄物の撤去や処理等を環境に配慮しつつ効率的に行う。

【基本的な取り組み】

- 環境に配慮した迅速な災害廃棄物の処理
- 災害廃棄物の一時集積場所の検討、確保

3. 計画の推進、進行管理のための施策

(1) 計画推進体制の強化

① 市民・事業者・行政の協働の推進

循環型社会を構築していくための市民・事業者・行政の相互の連携・協働を強化し、ごみ処理事業の計画的な推進を図っていく。

【基本的な取り組み（泉大津市）】

<p>市民の役割</p>	<p>市民は、自らがごみの排出者であるという自覚を持ち、自らの生活様式を見直し、再使用、再生利用等ごみの減量に努め、循環型社会の構築事業に積極的に参加、協力することが求められる。</p> <p>(ア) 商品を買うとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要なものを必要な量だけ買う。 ・環境に負荷をかける商品をできるだけ買わない。 ・過剰包装を断り、マイバッグ等を持参する。また、エコショップを積極的に活用する。 ・再生資源を利用した商品を利用する。 ・使い捨て容器、商品等の使用を控える。 <p>(イ) 不要なものを排出するとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知人などに譲る。 ・販売店、メーカーで引取り可能なものは、適正なルートでの処理、再生を行う。 ・生ごみ処理機器等の活用やコンポスト化など、適正な自己処理を推進する。 ・フリーマーケットやリサイクルショップなどを活用し、リユースを推進する。 <p>(ウ) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主的なリサイクル活動を積極的に行う。 ・市や市民団体等が行うごみ減量リサイクル事業に協力する。 ・ものを大切に長期間使用する。 ・集積場所など地域の環境美化と保全に努める。 ・集団回収への参加や資源回収業者を利用する。 ・市が実施するごみの分別収集に協力し、分別区分ごとの正しいごみの出し方を行う。 ・市が実施するごみ減量化、資源化施策に参加、協力する。
<p>事業者の役割</p>	<p>事業者は、事業活動に伴って発生するごみについては、法令を遵守し、自らの責任において適正に処理するとともに製造、流通、販売の各段階におけるごみの減量化、資源化を行う。</p> <p>(ア) 製造・販売するとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期間使用できリサイクルや処分しやすいものを製造、加工及び販売する。 ・分別に役立つ材質表示を行う。 ・包装の簡易化に積極的に取り組む。 ・製品の修理、保守体制を充実させる。 ・製品の製造にできるだけ再生資源を利用する。 ・製品の製造、輸送、販売過程において極力環境への負荷をかけない。 ・販売業者は、エコショップの登録に参加する。 ・生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても当該製品の適切なリユース、リサイクルや処分に一定の責任を負う拡大生産者責任の考え方を尊重する。 <p>(イ) 不要物を排出するとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な方法で自己処理を行う。 ・適正な保管場所、排出場所、処理、処分先を確保する。 ・分別収集に協力する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・市や組合のごみ排出、受け入れ基準を遵守し、処分手数料を負担する。 ・産業廃棄物と一般廃棄物の区分を遵守する。 ・多量のごみを排出する事業所は、ごみ減量化、資源化計画を作成し実行する。 ・「食品リサイクル法」に基づく資源化を推進する。 <p>(ウ)その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主的なリサイクル活動を積極的に行う。 ・ごみ問題の深刻さ、ごみ減量の大切さを自ら認識し、従業員への研修を行う。 ・市が行うごみ減量リサイクル事業に積極的に協力し、事業系ごみの減量化を推進する。 ・事業所で使用する事務用品や日用品等に再生品を使用するように努める。
<p style="text-align: center;">行政の役割</p>	<p>行政は、市民や事業者の役割が円滑に行われるように、市民、事業者と協力、連携し、循環型社会の構築に積極的に取り組む。</p> <p>(ア)ごみの発生、排出前の段階</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民団体、事業者と連携協力体制を構築する。 ・集団回収、拠点回収など各種リサイクル事業を促進する。 ・児童、生徒等への環境教育を推進する。 ・新たな資源回収ルートの整備推進を図る。 ・あらゆる機会を通して、ごみ減量化、資源化の必要性やごみの発生、排出抑制の方策等について広報PR活動を展開する。 ・国、府を通じて、製造事業者に対してより一層の循環型社会構築のための取り組みを要請する。 ・不法投棄への厳格な対応と未然防止への取り組みを行う。 ・インターネット等を利用して不要品交換情報の提供を行う。 ・リユースセンターを活用したリユースの啓発を図る。 ・エコショップ、簡易包装宣言店への参加を働きかける。 ・公共施設からのごみ減量化を率先して行う。 ・市民や事業者への再生品使用の要請を行う。 ・公共施設等での再生品の使用を推進する。 ・電動式生ごみ処理機器等の普及促進を図る。 <p>(イ)ごみの排出、収集運搬段階</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業系可燃ごみを排出する事業所等に、古紙類の分別や生ごみの堆肥化等による排出抑制対策を要請する。 ・効率的かつ安定的な収集体制を整備する。 ・多量排出する事業所の減量や処理状況を把握し、指導や情報提供を行う。 ・分別の適切な見直しを行い減量化、効率化を推進する。 <p>(ウ)ごみの処理、処分段階(組合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間処理各施設を計画的に運営管理する。 ・最終処分の確保を計画的に行う。 ・中間処理施設や最終処分場の環境保全と周辺環境整備に努める。 ・中間処理施設の延命化にむけてリユースの啓発を図る。 ・サーマルリカバリー(熱回収)を推進する。 ・資源化技術や先進技術に関する研究を進める。 ・適正処理困難物の処理ルートを確保する。 ・水質や排ガス、ダイオキシン類など、基準を遵守し、情報公開を積極的に行う。 ・小型家電の回収品目を拡充していく。

【基本的な取り組み（和泉市）】

<p>市民・事業者・行政の共通的な役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・協働とパートナーシップによる取り組み実践のための計画づくり ・減量計画(アクションプログラム)の作成検討 ・ごみ減量等推進員(リサイクルクリーン)等と連携した減量計画に基づく実践行動 ・エコ・ショップと連携した環境配慮型販売システムの拡充
<p>市民の役割</p>	<p>《リデュース》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ごみ排出者としてごみの発生抑制に対する努力 ◆生ごみの発生抑制・減量 <ul style="list-style-type: none"> ・食品は、計画的に購入し、使い切る。 ・食べ残しをしない。 ・水切りを徹底する。 ◆容器包装の使用自粛 <ul style="list-style-type: none"> ・簡易包装の依頼、マイバッグ等の持参 ・バラ売り商品の購入 ・詰替え商品の購入 ◆修理・修繕サービスの活用による製品の長期使用 ◆「モノ消費・所有」より「機能・サービスの利用」の重視 <p>《リユース》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆リサイクルプラザの活用(不用品の提供や「ゆずります・ゆずって下さい」の情報掲示コーナーの活用等) ◆フリーマーケットやリサイクルショップの活用 ◆裏紙をメモ用紙に利用 ◆繰り返し使えるリターナブル容器を選択 <p>《リサイクル》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆分別排出の徹底 ◆地域の集団回収の活用や店頭回収への協力 ◆生ごみ堆肥化容器を利用 ◆リサイクル製品の購入 ◆環境負荷の少ない商品の購入、使用の実践
<p>事業者の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフサイクルアセスメントをはじめとする環境マネジメントの実践 ・事業活動や製品に関する環境情報の開示 ・修理・修繕の可能な製品・サービスの提供 ・素材産業と加工組立産業の連携等、業種間の連携による取り組み ・環境負荷の低減に配慮した製品の設計・製造・販売 ・環境への負荷の少ない製品の購入及び事業活動における使用 ・製品の特性に応じた再使用、リサイクルサービスの実施
<p>行政の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理行政の着実な実施とごみ減量等推進審議会の運営 ・分別収集の実施、市民への周知 ・市民の参加意識を高めるような普及啓発 ・リサイクルプラザ等によるリユースの拡充 ・違法な処理・処分に対応する指導體制の強化 ・自らの活動に伴う環境保全対策の実施 ・公共事業をはじめとする公共的物資について、環境に配慮した製品やサービスを積極的に採用する等の配慮

【基本的な取り組み（高石市）】

市民・事業者・行政の共通的な役割	<ul style="list-style-type: none"> ・協働とパートナーシップによる取り組み実践のための計画づくり ・減量計画(アクションプログラム)の作成の検討 ・市民活動グループ、NPO等と連携した減量計画に基づく実践行動 ・エコ・ショップと連携した環境配慮型販売システムの導入
市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の少ない商品の購入、使用の実践 ・リサイクル製品の購入 ・容器包装の使用の自粛 ・「モノ消費・所有」より「機能・サービスの利用」の重視 ・分別排出の自覚 ・環境情報の正しい理解 ・ごみの排出者としてごみの発生抑制に対する努力 ・修理・修繕サービスの活用による製品の長期使用
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の低減に配慮した製品の設計・製造・販売 ・環境への負荷の少ない製品の購入及び事業活動における使用 ・製品の特性に応じた再使用、リサイクルサービスの実施 ・修理・修繕の可能な製品・サービスの提供 ・素材産業と加工組立産業の連携等、業種間の連携による取り組み ・ライフサイクルアセスメントをはじめとする環境マネジメントの実践 ・事業活動や製品に関する環境情報の開示
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理行政の着実な実施と廃棄物減量等推進審議会の運営 ・分別収集の実施、市民への周知 ・市民の参加意識を高めるような普及啓発 ・リユース館を活用したリユースの啓発 ・違法な処理・処分に的確に対応する指導体制の強化 ・自らの活動に伴う環境保全対策の実施 ・公共事業をはじめとする公共的物資について、環境に配慮した製品やサービスを積極的に採用する等の配慮

② 廃棄物処理事業に係る行政サービスの向上、見直し

本組合及び組合市のごみ処理に関する施策の効果や課題、留意点等の確認、検討等を行い、市民に対する廃棄物行政サービスの点検を実施するため、ごみに係る市民意向調査を行う。

【基本的な取り組み】

- ごみに関する市民意識アンケート調査の実施

③ 本組合と組合市との連携

中間処理・最終処分を行っている本組合と、組合市との連携、協力を積極的かつ計画的に取り組んでいく。

【基本的な取り組み】

- 本組合と組合市との連携、協力

④ コスト管理の構築

計画的、効果的に各種施策の展開を進めるため、経営的視点から事前事後の評価が重要である。市民や事業者にとっての利便性や環境負荷、経費等の管理指標を含めた調査を行い、コスト管理の研究と検討を行う。

【基本的な取り組み】

- 廃棄物に係るコスト管理導入に向けた調査、研究

⑤ 情報公開の推進

本組合や組合市に関する情報について、広報紙やホームページなどを通じ積極的に情報公開を行うとともに計画推進に対しての市民意見を広く求めていく。

【基本的な取り組み】

- 情報の提供と広範な意見募集活動の継続

(2) 進捗状況管理の確立

① ごみ処理に関する「共通目標」の設定

市民・事業者・行政のそれぞれが、ごみ処理や資源循環に関する「共通目標」を設定し認識を深めることで、循環型社会の構築に向けた相互の意識の高揚に努めていく。

【基本的な取り組み】

- ごみ処理に関する「共通目標」の設定、周知

② PDCA (計画→実施→評価→見直し)サイクル手法管理の構築

PDCAサイクル手法管理のイメージを図2-4-2に示す。

本組合及び組合市のごみ処理に対する基本的方針や計画と、循環型社会の構築に向けた共通目標の達成状況や各施策の進行状況を把握し、課題等を明らかにしながら、本計画の各施策の見直しに反映するための、更なる方針・計画の作成に向けたPDCAサイクル手法管理の構築に努めていく。

【基本的な取り組み】

- PDCAサイクル手法管理の導入に向けた調査・研究

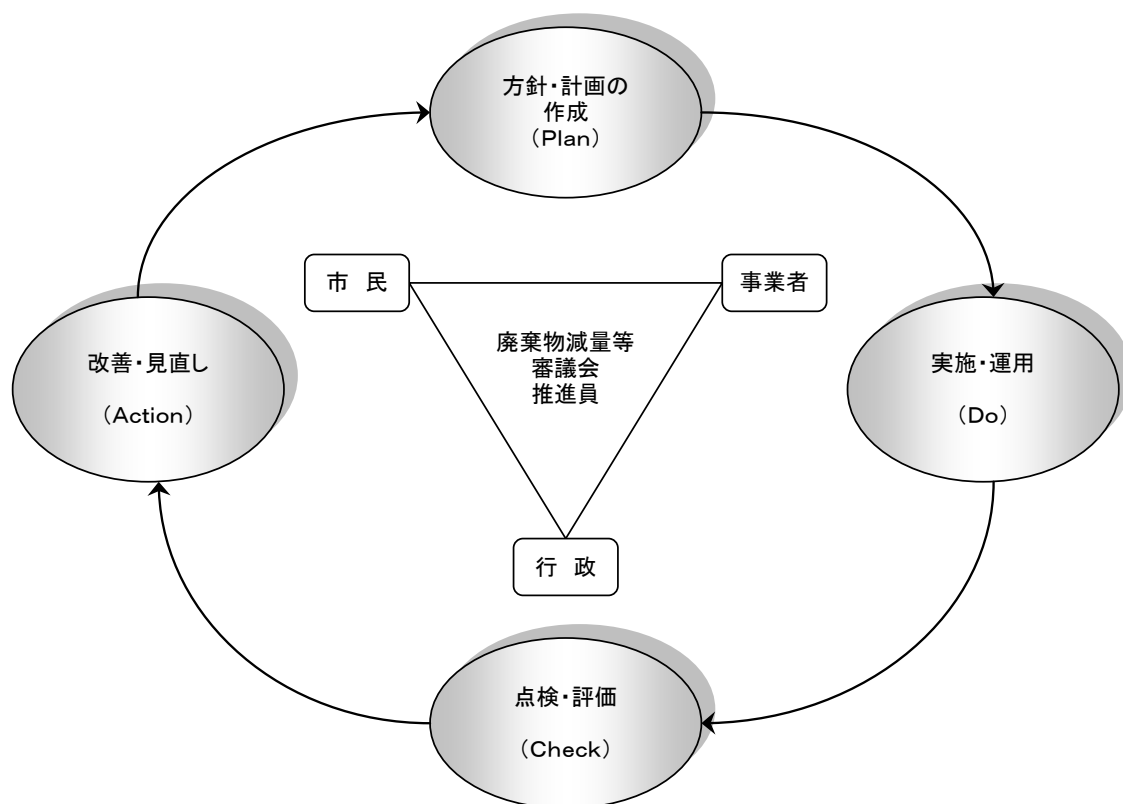


図2-4-2 PDCAサイクル手法管理のイメージ

※PDCA (Plan-Do-Check-Action) サイクルとは、①方針・計画の作成 (Plan)、②その実施と運用 (Do)、③点検 (Check)、④改善・見直し (Action) という手順を繰り返し、サイクルを重ねることにより、目的及び目標を着実に達成していくとともに、より高い目的や目標の実現に向けてステップアップしていくシステムのことである。

第3章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理事業の概況

1. 現状生活排水処理システム

(1) 現状生活排水処理フロー

現状生活排水処理フローを図 3-1-1 に示す。

一般家庭や事業所等で発生した生活雑排水及びし尿は、下水道処理、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、し尿汲み取り及び未処理の各ルートを経由して放流されている。

また、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽で発生した汚泥及びし尿汲み取りのし尿は、本組合の第1事業所し尿処理場にて適正に処理している。

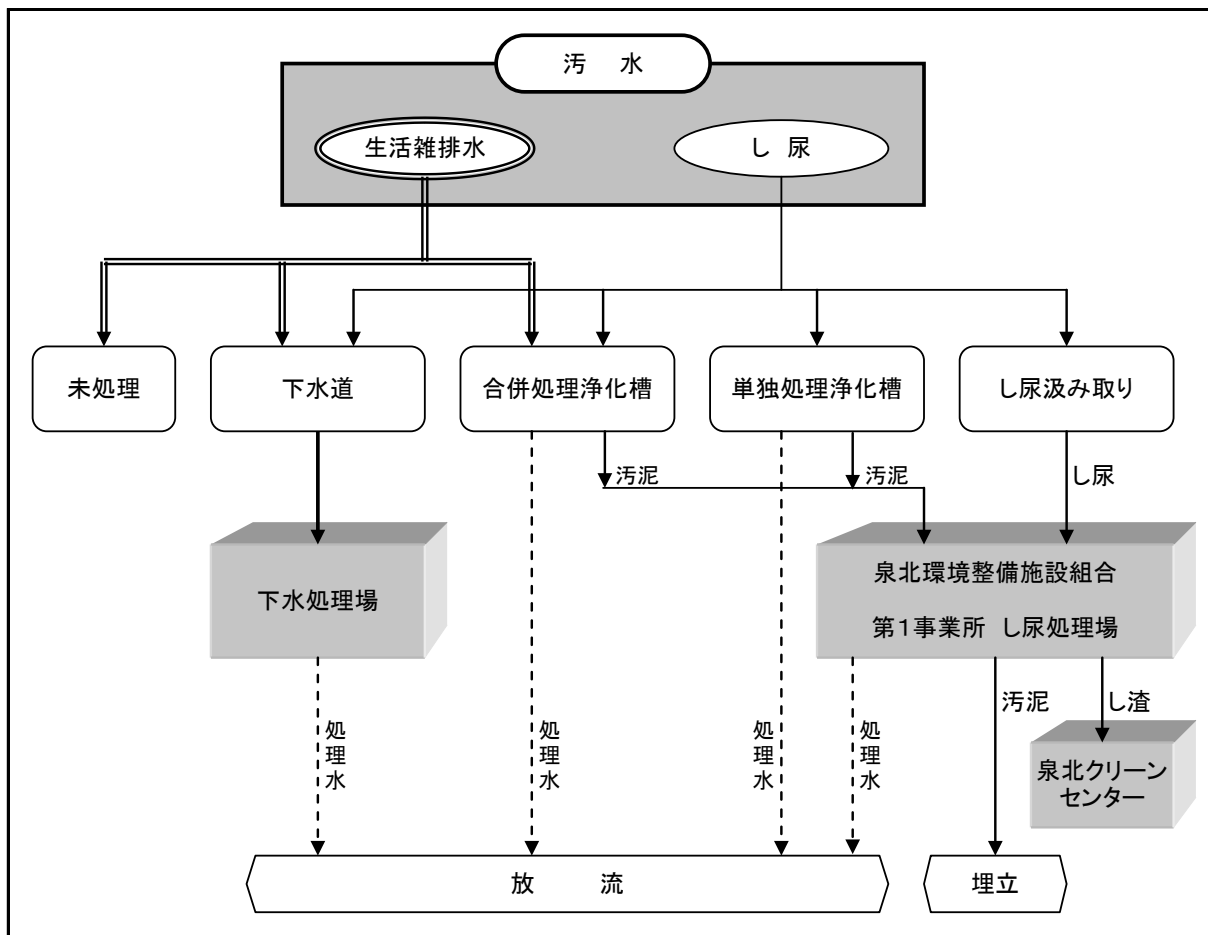


図 3-1-1 現状生活排水処理フロー（組合市）

(2) 生活排水処理システム

① 公共下水道

下水道計画の整備状況を表 3-1-1 に示す。

本組合では、昭和 43 年から高石処理区単独公共下水道として下水道事業に着手し、処理場・管渠の整備及び維持管理を行ってきたが、平成 26 年 4 月 1 日をもって、高石処理区単独公共下水道を南大阪湾岸北部流域関連公共下水道に編入し、高石処理区は組合市にそれぞれ移管された。

現在、組合市では南大阪湾岸北部流域関連公共下水道事業（北部処理区）及び和泉市公共下水道事業（泉北処理区）による整備が進められており、組合市の全体計画処理面積は 7,103ha、平成 26 年度末現在の普及率は 90.0%、水洗化率は 90.0%である。

表 3-1-1 下水道計画の整備状況（組合市）

項目		処理区		組合市		備考	
				北部処理区	泉北処理区		
全体計画 (目標年次)	処理面積	(ha)	7,103	6,861	242		
	処理人口	(人)	336,860	317,860	19,000		
整備状況	平成26年度 末現在	計画区域内人口	(人)	319,952	304,177	15,775	①
		整備面積	(ha)	3,624	3,405	219	
		整備人口	(人)	287,898	272,263	15,635	②
		告示人口	(人)	284,154	268,656	15,498	③
		水洗化人口	(人)	255,868	240,669	15,199	④
		普及率	(%)	90.0%	89.5%	99.1%	②÷①×100
		水洗化率	(%)	90.0%	89.6%	98.1%	④÷③×100

資料：組合市データ

② 合併処理浄化槽

泉大津市と高石市では、下水道整備までに期間を要する区域における有効な生活排水処理として、合併処理浄化槽の設置について啓発に努めてきた。

和泉市では、平成 26 年度までは下水道事業計画区域外の地域における有効な生活排水処理として、浄化槽設置整備事業により合併処理浄化槽の普及促進に努めてきた。平成 27 年 4 月からは下水道全体計画区域内で下水道整備に期間を要する区域において高度処理型合併処理浄化槽に転換する場合を本事業の対象としている。また、平成 27 年 4 月から下水道全体計画区域を除いた浄化槽整備区域においては「和泉市管理型浄化槽条例」に基づき、市が合併処理浄化槽を設置し維持管理を行う「浄化槽市町村整備推進事業」を P F I 方式により実施している。

(3) し尿・浄化槽汚泥処理システム

本組合のし尿処理施設概要を表 3-1-2 に示す。

汲み取りし尿及び浄化槽汚泥は、組合市の許可業者により収集され、本組合の第1事業所し尿処理場で処理している。

また、第1事業所し尿処理場の処理過程で発生する脱水汚泥は埋立処分し、し渣は本組合のごみ焼却施設で焼却処理している。

表 3-1-2 し尿処理施設概要

施設名	第1事業所 し尿処理場	
	し尿処理施設	備 考
敷地面積	8,642.22㎡	平成9年12月 基幹的施設更新(二次スクリーン及び冷凍機取替) 平成18年3月 浄化槽汚泥の海洋投棄廃止に伴い、浄化槽汚泥前脱水設備を撤去するとともに、前処理後の浄化槽汚泥を直接水処理系で処理するため、処理フローを改造 平成20年3月 曝気槽並びに攪拌槽2系列を改修
建物面積	2,998.62㎡	
竣工年月	昭和62年1月	
処理方法	低希釈高負荷酸化処理方式	
処理能力	200kℓ/日 (し尿125kℓ/日、浄化槽75kℓ/日)	

資料:平成26年度 組合事業概要

2. 生活排水処理の実績

(1) 生活排水処理形態別人口

生活排水処理形態別人口の実績を表 3-1-3 及び図 3-1-2 に示す。

組合市では、主に公共下水道及び合併処理浄化槽による生活排水処理を進めている。

平成 26 年度末では、計画処理区域内人口 321,329 人のうち、生活排水の適正処理を行っている人口は 271,936 人であり、生活排水処理率は 84.6%（(下水道人口+合併処理浄化槽人口)÷計画処理区域内人口×100）に達している。

表 3-1-3 生活排水処理形態別人口の実績（組合市）

項目	年度	単位：人				
		平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
行政区域内人口		324,438	324,076	322,884	322,143	321,333
計画処理区域内人口		324,432	324,071	322,881	322,140	321,329
水酸化・生活雑排水処理人口	水酸化・生活雑排水処理人口	261,691	264,004	265,969	270,149	271,936
	下水道人口	244,974	246,894	249,243	253,927	255,868
	合併処理浄化槽人口	16,717	17,110	16,726	16,222	16,068
	単独処理浄化槽人口	42,227	40,868	38,725	35,280	34,007
	非水酸化人口	20,514	19,199	18,187	16,711	15,386
計画処理区域外人口		6	5	3	3	4
生活排水処理率		80.7%	81.5%	82.4%	83.9%	84.6%

注) 生活排水処理率：水酸化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口×100 資料：組合市データ

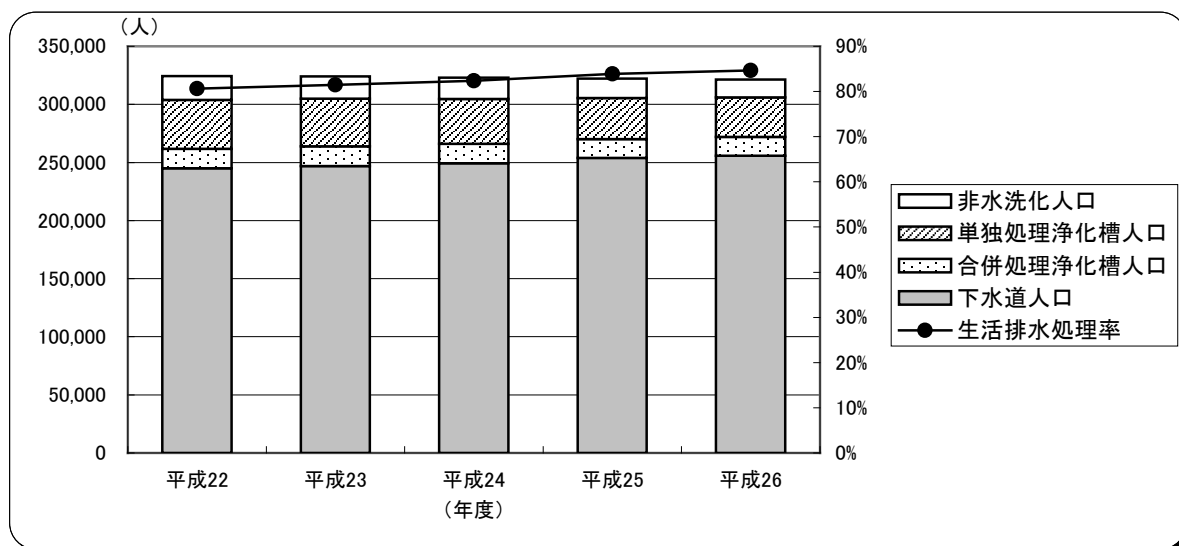


図 3-1-2 生活排水処理形態別人口の実績推移（組合市）

(2) し尿・浄化槽汚泥発生量

し尿・浄化槽汚泥発生量の実績を表 3-1-4 及び図 3-1-3 に示す。

し尿発生量及び浄化槽汚泥発生量は、過去 5 年間で減少している。

表 3-1-4 し尿・浄化槽汚泥の発生量の実績（組合市）

項目		年度	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
収集人口 (人)	非水洗化人口		20,514	19,199	18,187	16,711	15,386
	浄化槽人口		58,944	57,978	55,451	51,502	50,075
発生量 (kℓ/年)	し尿発生量		36,039.6	34,713.0	32,769.0	30,938.4	30,610.8
	浄化槽汚泥発生量		26,377.2	26,640.0	24,832.8	25,599.6	24,615.0
	合計		62,416.8	61,353.0	57,601.8	56,538.0	55,225.8

資料：組合市データ、平成22～26年度 組合事業概要

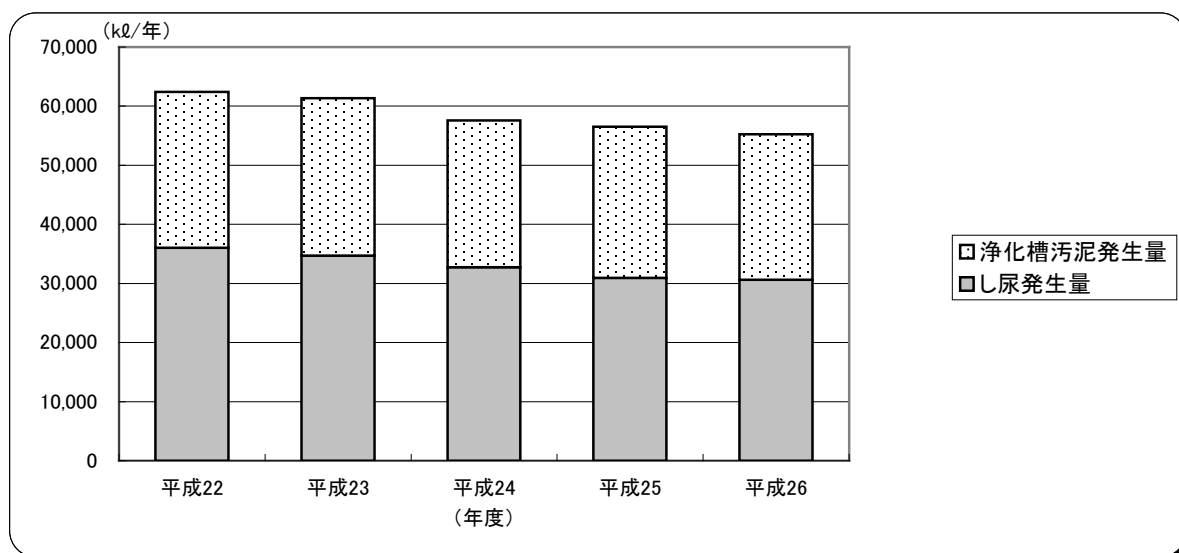


図 3-1-3 し尿・浄化槽汚泥の発生量の実績推移（組合市）

(3) 前計画の数値目標達成状況

組合市の前計画における平成26年度の目標値と、平成26年度実績値を表3-1-5に示す。

平成26年度において、前計画の生活排水処理率目標値には至っていない。

表3-1-5 組合市の前計画目標値の達成状況（平成26年度）

項 目	単位	泉大津市		和泉市		高石市		組合市		
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	
処理形態別人口	計画処理区域内人口	人	77,205	75,947	189,905	187,166	59,789	58,216	326,899	321,329
	水洗化・生活雑排水処理人口	人	71,319	66,151	161,233	156,626	53,437	49,159	285,989	271,936
	生活排水処理率	%	92.4%	87.1%	84.9%	83.7%	89.4%	84.4%	87.5%	84.6%
	下水道人口	人	63,400	64,768	152,039	143,005	52,773	48,095	268,212	255,868
	合併処理浄化槽人口	人	7,919	1,383	9,194	13,621	664	1,064	17,777	16,068
	単独処理浄化槽人口	人	831	8,093	16,086	18,111	5,371	7,803	22,288	34,007
	非水洗化人口	人	5,055	1,703	12,586	12,429	981	1,254	18,622	15,386
し尿・浄化槽汚泥発生量	kℓ/年	12,282	12,693.6	27,554	33,669.0	4,996	8,863.2	44,832	55,225.8	
し尿発生量	kℓ/年	6,310	5,499.0	19,065	20,901.6	2,463	4,210.2	27,838	30,610.8	
浄化槽汚泥発生量	kℓ/年	5,972	7,194.6	8,489	12,767.4	2,533	4,653.0	16,994	24,615.0	

注) 生活排水処理率: 水洗化・生活雑排水処理人口 ÷ 計画処理区域内人口 × 100
 目標値: 組合市の前計画における平成26年度目標値

3. 生活排水処理の課題

(1) 生活排水処理システム

① 生活雑排水の未処理（一部）放流

河川等の水質汚濁の原因となっている生活雑排水は、適正な処理施設で処理されることが望まれるが、汲み取り便槽や単独処理浄化槽の住宅・事業所等では、ほぼ未処理のまま放流されている。

河川等の水質汚濁を防止し、快適な生活環境を形成するためにも公共下水道、合併処理浄化槽の利用による生活排水処理を推進していく必要がある。

② 集合処理施設への早期接続の促進

公共下水道の整備を終了した地区には、まだ集合処理施設へ接続していない住宅・事業所等がある。公共用水域の水質保全を図るためには、集合処理施設への早期接続を促進していく必要がある。

③ 合併処理浄化槽設置整備事業の推進

和泉市では、下水道事業計画区域外において合併処理浄化槽事業による生活排水処理を行っていく必要がある。

④ 浄化槽の適正な維持管理

浄化槽は、浄化槽法第7条、第11条に基づく処理水質の検査のほか、1回／年の清掃及び定期的な保守点検が義務づけられている。機能の低下による周辺環境への影響を考慮し、維持管理の実施状況の把握及び適正な維持管理を実施していない浄化槽への対策が必要である。

(2) し尿・浄化槽汚泥処理システム

① 収集体制の検討

公共下水道の普及が更に進み、し尿・浄化槽汚泥量が減少することが予想される。そのため、組合市では収集車両及び人員の収集体制の見直しが必要となる。

② し尿処理施設の老朽化

本組合の第1事業所し尿処理場は、稼働後約29年が経過しており、老朽化が進んでいるため、維持管理に要する費用の増加等が見込まれる。

第2節 生活排水処理の基本方針

1. 計画の基本的な考え方

組合市では、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の設置により、生活排水の処理に取り組んでおり、今後も引き続き生活排水処理の推進のために、本組合と組合市で協働し、地域特性に応じて公共下水道及び合併処理浄化槽の整備に努めるとともに、一般家庭・事業者等の生活排水に関する関心を高め、水環境保全の重要性について一層の啓発をしていく。

(1) 自然環境への負荷の低減

組合市における生活排水の処理は、公共下水道による処理を基本としており、公共下水道計画区域における下水道の整備及び普及を図っていく。

また、公共下水道計画認可区域外や認可区域内にあっても下水道整備までに期間を要する区域では、合併処理浄化槽の普及を基本とし、和泉市の下水道事業計画区域外では、合併処理浄化槽の普及・促進により、生活排水処理を進めていく。

(2) 適正かつ効率的な収集・処理体制の確保

公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及により、し尿処理施設に搬入されるし尿及び浄化槽汚泥の量や質に変化がみられる。これらの変化に対応して適正な処理が行われるよう維持管理の徹底を実施するとともに、設備の整備を実施し、施設の延命化を図っていく。

2. 生活排水の数値目標

組合市における生活排水処理率 $\{(下水道人口 + 合併処理浄化槽人口) / 計画処理区域内人口 \times 100\}$ の現状及び目標を表 3-2-1 に示す。

表 3-2-1 生活排水処理率の現状及び目標

組合市 \ 年度	平成 26 年度 (実績)	平成 42 年度 (長期目標)
泉大津市	87.1%	100%
和泉市	83.7%	90.9%
高石市	84.4%	100%
組合市	84.6%	92.7%

第3節 処理形態別人口・し尿等発生量の将来予測

1. 生活排水処理形態別人口の将来予測

生活排水処理形態別人口の実績及び将来予測結果を表 3-3-1 及び図 3-3-1 に示す。

表 3-3-1 生活排水処理形態別人口の実績及び将来予測結果（組合市）

単位：人

項目	年度	実績		予測		
		平成22	平成26	平成32	平成37	平成42
行政区域内人口		324,438	321,333	317,475	314,100	310,229
計画処理区域内人口		324,432	321,329	317,471	314,096	310,225
水洗化・生活雑排水処理人口		261,691	271,936	281,190	287,091	287,714
下水道人口		244,974	255,868	266,709	275,323	277,689
合併処理浄化槽人口		16,717	16,068	14,481	11,768	10,025
単独処理浄化槽人口		42,227	34,007	24,578	17,644	14,723
非水洗化人口		20,514	15,386	11,703	9,361	7,788
計画処理区域外人口		6	4	4	4	4

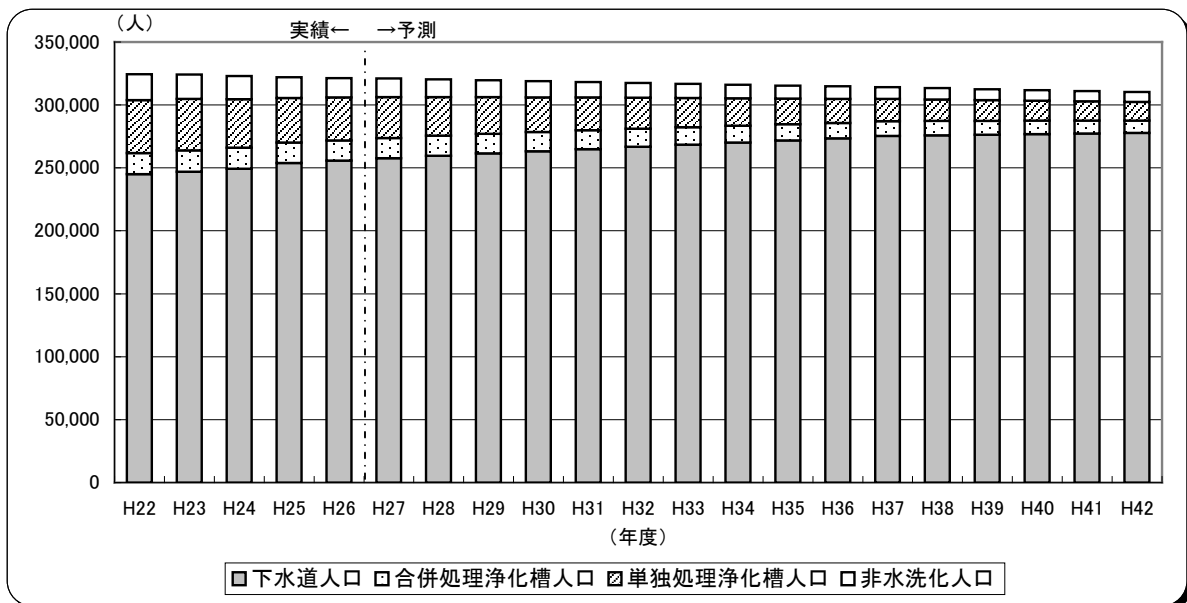
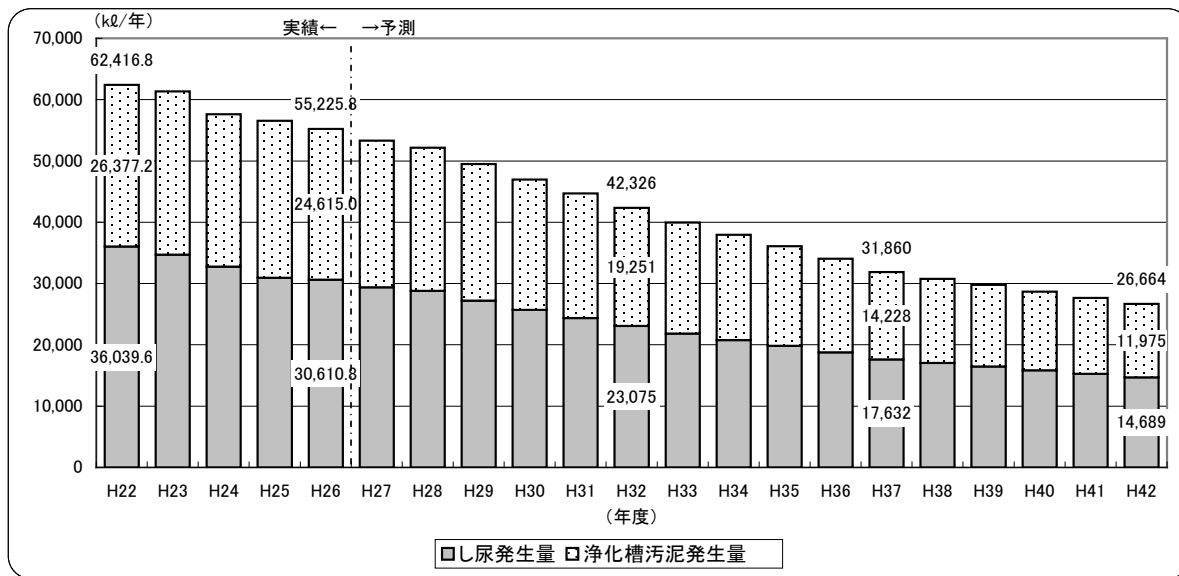


図 3-3-1 生活排水処理形態別人口の実績及び将来予測結果の推移（組合市）

2. し尿・浄化槽汚泥発生量の将来予測

し尿・浄化槽汚泥発生量の実績及び将来予測結果を図 3-3-2 に示す。

なお、平成 28 年度から忠岡町のし尿・浄化槽汚泥を本組合の第 1 事業所し尿処理場で受入れ、処理することから、忠岡町の搬入量をし尿・浄化槽汚泥発生量の予測値に含める。



注) 平成28年度以降のし尿・浄化槽汚泥発生量には、忠岡町のし尿・浄化槽汚泥搬入量を含む。

図 3-3-2 し尿・浄化槽汚泥発生量の実績及び将来予測結果 (組合市)

第4節 生活排水処理の基本施策

1. 自然環境への負荷の低減

(1) 公共下水道の整備

河川等の公共用水域における生活排水による自然環境への負荷の低減を図るため、引き続き公共下水道の計画的な整備を推進していく。

(2) 公共下水道への水洗化促進

下水道処理区域内における下水道管渠の整備を終了した地区へ、公共用水域の水施設保全を図るため集合処理施設への早期接続を促進していく。

(3) 単独処理浄化槽から高度処理型合併処理浄化槽への転換推進（和泉市）

和泉市では、汲み取り便所及び単独処理浄化槽を設置している一般家庭等について、下水道全体計画区域を除いた浄化槽整備区域においては、市が主体となり合併処理浄化槽の設置及び管理を行う浄化槽市町村整備推進事業にて合併処理浄化槽への転換を推進していく。また、下水道全体計画区域内であっても、下水道整備に期間を要する区域においては、個人が合併処理浄化槽への転換を行う費用の一部を補助する浄化槽設置整備事業により合併処理浄化槽への転換を推進していく。

(4) 浄化槽の適正な維持管理の推進

合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の正しい知識や適正な維持管理の必要性を管理者に周知するとともに、適正な維持管理のための仕組みづくりについても、関係機関と調整のうえ検討していく。また、生活排水処理率の目標達成を目指し、下水道整備に期間を要する地域においては、合併処理浄化槽への転換を呼びかけていく。

(5) 生活排水対策の広報・啓発

水質汚濁の原因の一つが一般家庭・事業所等から排出される生活排水であり、その適正処理に関する情報等を、広報紙や組合市ホームページ等を活用して市民・事業者等に提供していく。

また、一般家庭・事業者等のできる発生源対策や生活排水処理に関する意識啓発に努めていく。

2. し尿・浄化槽汚泥の適正かつ効率的な処理

(1) 収集・運搬体制の検討

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬は、現行どおり組合市が許可した収集・運搬業者が行っているが、し尿・浄化槽汚泥収集量の減少等を踏まえ、組合市において効率的な収集・運搬体制を検討していく。

(2) し尿・浄化槽汚泥の適正処理

収集したし尿・浄化槽汚泥は、本組合の第1事業所し尿処理場において、適切な水質に浄化し、公共用水域へ放流する。

また、第1事業所し尿処理場の処理過程で発生する脱水汚泥は埋立処分し、し渣は本組合のごみ焼却施設で焼却処理する。

なお、平成27年度には搬入量をより正確に把握するため、トラックスケールを設置した。

(3) し尿処理施設の適正な維持管理・延命化

本組合の第1事業所し尿処理場は、老朽化が進んでいることや、し尿・浄化槽汚泥の収集・処理量が今後も減少していく見込みであることから、将来を見通した適正な維持管理を実施し、延命化を図っていく。

3. 緊急時の生活排水処理対策

第2章 第4節ごみ処理の基本施策で示した緊急時のごみ処理対策と同様に、緊急時の生活排水処理対策について以下に示す。

(1) 事前の対策

阪神・淡路大震災や東日本大震災でも明らかのように、大地震による災害は被害が広範囲に及ぶほか、ライフラインや交通の途絶などの社会に与える影響が風水害等の災害と比較しても大きい。下水道管、浄化槽等の損傷によるし尿・汚泥発生量も他の災害と比べ大量であるほか、交通の途絶等に伴いし尿・汚泥についても平常時の収集、処理を行うことが困難である。

大規模な水害が発生した場合、一時的に大量のし尿・汚泥等が発生し、さらに道路の通行不能等によって、平常時と同様の収集、運搬処理では困難となるので、災害に対する対応策について検討、準備を行っていくことが必要である。

(2) 緊急時の対策

他の自治体や関係諸団体との総合的な相互支援体制を強化するとともに、下水道施設等の耐震化、災害時に必要となる設備、機材の確保などの生活排水に係る緊急時の対策と整備を行っていく。

また、本組合においても、し尿処理施設の耐震化、災害時に必要となる設備、機材の確保などのし尿処理に係る緊急時の対策と整備を行っていく。

【基本的な取り組み】

- 生活排水処理施設の防災体制の整備

(3) 災害時の的確かつ迅速な対応

災害発生時の生活排水処理の指針となる、組合市の「地域防災計画」に基づいて、災害発生時に的確かつ迅速な対応を図っていく。

【基本的な取り組み】

- 広域的連携の強化
- 周辺自治体との連携強化
- 震災等災害時の相互応援、支援体制の拡充

(4) 環境に配慮した復旧

市民生活の平常化や都市機能の回復を早期に実現するため、生活排水処理等を環境に配慮しつつ効率的に行っていく。

【基本的な取り組み】

- 生活環境に配慮した災害時の生活排水の処理